

東日本大震災
復興政策 10 年間の振り返り

3 章

目次

3章	新たな取組	3-1
1節	復興交付金	3-1
1.	制度概要.....	3-1
2.	制度の見直し.....	3-4
3.	予算額、配分額の推移.....	3-16
4.	主な活用事例.....	3-19
5.	復興交付金の廃止.....	3-22
6.	今後の大規模災害に向けた教訓.....	3-22
2節	住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組	3-24
1.	計画策定（「住まいの復興工程表」）.....	3-33
2.	用地取得の迅速化.....	3-34
3.	埋蔵文化財発掘調査.....	3-91
4.	復興まちづくりを行う被災自治体への支援.....	3-96
5.	施工体制の確保.....	3-102
6.	住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けたその他の取組.....	3-110
7.	隘路打開の総合対策.....	3-113
3節	被災者支援総合交付金	3-116
1.	制度創設の経緯.....	3-116
2.	事業概要.....	3-124
4節	「新しい東北」の創造	3-125
1.	経緯.....	3-125
2.	「新しい東北」先導モデル事業.....	3-134
3.	「新しい東北」官民連携推進協議会.....	3-139
4.	復興金融ネットワーク（投融资促進分科会）.....	3-145
5.	地域づくりネットワーク.....	3-148
6.	企業連携グループ.....	3-154
7.	その他の取組.....	3-158
8.	評価と課題.....	3-164

3章 新たな取組

1節 復興交付金

1. 制度概要

(1) 概要

復興交付金は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業の実施に要する経費に充てるため、被災地方公共団体に交付する交付金であり、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する」とされたことを踏まえ、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号、以下「特区法」とする）に基づき創設された。

特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において関連する事業を一括化し、一つの事業計画による申請で被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度である。

また、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用など過去の震災の際には行われていない極めて柔軟な仕組みである。

(2) 基幹事業

復興交付金では、基幹事業として、被災地方公共団体への復興地域づくりに必要なハード事業を交付対象とし、5省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）の 40 事業を一括化して実施している。事業毎に補助率として「基本国費率」が定められているが、地方負担分については、追加的な国庫補助及び地方交付税により全額手当されている（※）。

※災害公営住宅整備事業等を除く。

図表 3-1-1 復興交付金基幹事業

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		国土交通省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-4	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
厚生労働省		D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
農林水産省		D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-11	優良建築物等整備事業
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-5	漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-6	漁港施設機能強化事業 (漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-16	市街地再開発事業
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
		D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
		D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		環境省	
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出所) 復興庁 HP https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-9/20160406_kohukin-1.pdf
(令和5年7月27日閲覧)

(3) 効果促進事業

効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するものであり、復興地域づくりの構想から防災集団移転促進事業跡地の利活用まで復興のステージに応じた多様なニーズに対応している。基幹事業の事業費の35%を上限とし、補助率は80%となっている。

効果促進事業の活用事例としては、

- ・ 復興・創生期間におけるまちづくりの構想
維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等
- ・ 災害公営住宅における新たな生活の立上げ
防災集団移転元地のコミュニティ施設等
- ・ 防災集団移転元地の利活用
土地利用計画の検討・作成
防災集団移転元地における広場、道路等の整備
- ・ 震災遺構の保存等への対応

などがある。

(4) 地方負担の軽減

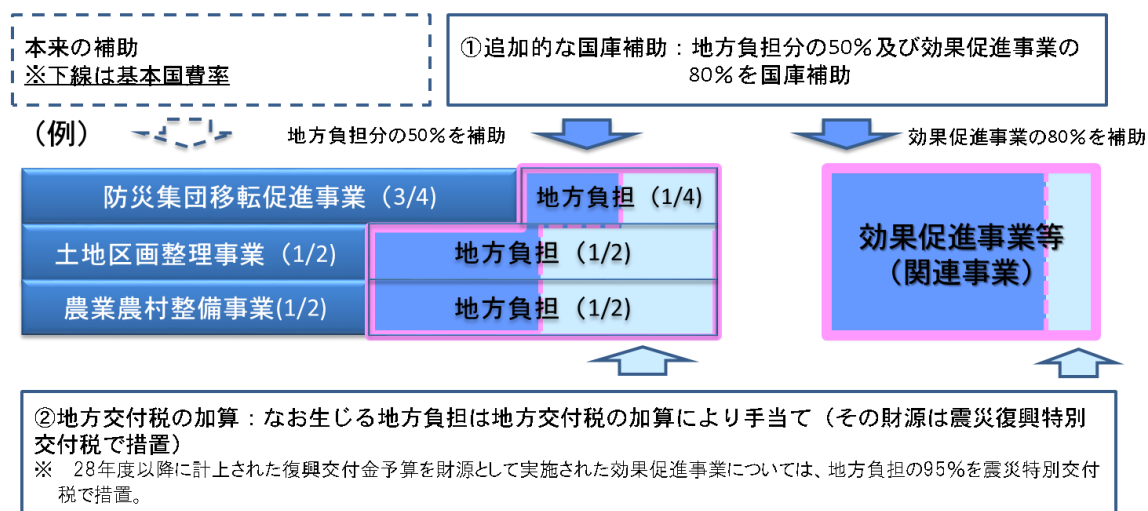
基幹事業に係る地方負担分については、50%を追加的に国庫補助し、なお生じる地方負担は、地方交付税により全額措置されている。

ただし、平成28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業に

については、地方負担の95%を地方交付税により措置されている。

図表 3-1-2 「基本国費率」と地方負担の軽減について

- 本資料中の「基本国費率」は、基幹事業の本来の補助率を指す。
- 残る地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当。



※基幹事業には、民間事業者等が一部事業費を負担する事業が含まれているが、その際には、民間事業者が負担する額は上記の軽減措置の対象外となる。

出所)復興庁HP https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-9/20160406_kohukin-1.pdf (令和5年7月27日閲覧)

(5) 執行の弾力化・手続の簡素化

復興交付金は、復興地域づくりに必要な事業を幅広く一括化しており、被災地方公共団体は一つの事業計画により申請することが可能である。また、申請等の手続については復興庁又は各復興局を窓口として一元化しており、地方公共団体の事務負担を軽減するとともに簡素・迅速に手続を進めることができる。さらに、基金の設置や資金の事業間での流用等により、弾力的な執行が可能となっている。

平成24年4月には、市町村等からの意見を踏まえて以下の通り見直しが行われた。

① 書類の簡素化等

申請書類の1/3を廃止、自動計算の導入により、書類作成に係る負担を軽減

② 交付決定前着手の特例

機動的な事業の着手が可能となるよう交付可能額通知前の事業着手に関する特例の創設

③ 交付可能額通知前の調整等に必要な時間の確保

市町村等との調整に十分な時間が確保できるよう申請から通知までの間に十分な時間を確保、また、復興庁・復興局が必要に応じて直接現地を訪問し、要望の1つ1つを聞き取り対応するよう徹底すること、さらに各省と緊密に調整を行った上で復興庁・復興局が一元的に対応し、統一された指示を徹底することも併せて公表された¹。

¹ 出所)復興庁「復興交付金に係る手続等見直しの概要について」(平成24年4月10日)

2. 制度の見直し

復興交付金は制度創設以降、復興の進捗に伴うニーズの変化を踏まえ、随時制度の見直しを行い、運用を柔軟化してきた。

(1) 効果促進事業の一括配分の創設

復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、復興地域づくりの根幹をなす事業（漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業）に関連する効果促進事業について、基幹事業の配分額の20%を一括配分し、一定の事業については交付申請及び交付決定を要さず、交付担当省庁への使途内訳書の提出により事業実施ができる仕組みを創設し、第2回配分（平成24年5月）に併せて公表した。

これにより、以下の事業等が実施可能となった。

- ・ 市街地整備のコーディネート費（調査費）や専門家派遣、合意形成支援（調査費）等の市街地整備の促進に必要な調査事業
- ・ 権利関係調整（調査費）、盛土環境整備（事業費）等の土地区画整理の促進に必要な事業
- ・ 生活・健康相談、巡回活動支援（調査費）、被災者向けコミュニティバス運行支援（事業費）等の被災者支援事業
- ・ 防災行政無線や防災備蓄倉庫整備（事業費）、防災訓練（調査費）等の防災関連事業
- ・ 地元企業経営再建指導事業（調査費）、観光資源PR事業（調査費）等の産業立地、観光資源開発事業

当該仕組みの創設に伴い、第2回配分では、3県32市町村に対し、漁業集落防災機能強化事業等の第1回、第2回の配分額（約2,262.7億円）の20%である約452.5億円を一括配分した。

(2) 「復興交付金の運用の柔軟化について」の公表

復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされたことを踏まえ、平成25年3月に「復興交付金の運用の柔軟化について」が公表され、第5回配分に併せて運用の柔軟化が図られた。

1) 基幹事業の採択対象拡大

40の基幹事業については、これまで、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、災害公営住宅等整備、農業・水産業の基幹施設を中心に配分してきた。これにより、まちづくりの基盤整備が進みつつあることを踏まえ、今後のまちづくりにとっての新たな課題が出されている。こうした新たな課題に対応し、復興を加速化させるため、基幹事業の採択の範囲を新たに拡大し、以下のような事業への対応も可能とした。

a. 事業の例

- ・ 津波復興拠点における施設整備
公益施設（地域交流センター）、防災拠点施設（津波避難デッキ、防災センター）、その他便益施設（駐車場、広場）

- ・ 防集跡地の利用方策
津波防災緑地、公園整備、漁業集落の嵩上げ
- ・ 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備
将来の営農再開に対応する農業用機械（トラクター、コンバイン等）導入、水産業の関連施設（大規模な共同排水処理施設）整備
- ・ 観光・交流施設整備
自治会館、キャンプ場復旧整備

2) 効果促進事業等の対象拡大

効果促進事業等についても、復興のステージが高まってきたことを踏まえ、被災地から基幹事業との関連性を有する様々なニーズが出されていることから、ネガティブリストに該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、以下のような要望に柔軟に対応できるようにした。

- ・ 観光・にぎわいの再生に向けた事業
砂浜の再生調査・整備、水族館の水槽整備
- ・ 災害復旧で対応できないニーズへの対応
私立幼稚園用地整備、不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧整備
- ・ 新たなまちづくりに伴うニーズへの対応
都市再生区画整理事業施行区域内の通信施設の既設管路の移設補償、盛土材の仮置場支援、仮設ポンプ設置（内水排除対策）支援、駅前駐輪場整備、災害公営住宅周辺の憩いの場整備、震災遺構保存に向けた調査^{*}、一定の利用見込みのある商業・産業用地の嵩上げ^{*}、埋蔵文化財収蔵庫整備^{*}

^{*} 過去に一部配分実績のあるもの。

3) 効果促進事業等の見直し

効果促進事業等について、用途の自由度の向上や県に対する一括配分の創設に係る要望を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。

a. 事業実施主体に関する運用の弾力化

従来、効果促進事業等は基幹事業と同一の主体が実施する運用を行っていたが、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を実施することを可能とした。

例えば、以下のような場合への対応も可能となった。

- ・ 市町村の区画整理事業に関連して、県が効果促進事業として被災した学校の仮設グラウンドの整備を行う。
- ・ 県の農地ほ場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業を実施する。

なお、効果促進事業等の上限（基幹事業合計の35%）は、効果促進事業を実施する主体の枠内で実施することとした。

b. 一括配分の見直し

復興まちづくりの根幹をなす5事業（漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街

地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業)には幅広い関連事業が存在することから、交付手続を簡素化するため、事業実施主体である市町村に対して、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡しした一括配分について、以下の点を見直すこととした。

- ・ 県に対する一括配分の創設

市町村が行う上記5事業と関連するまちづくり支援の実施を県においても可能とするため、県への一括配分を創設。例えば、市町村の防災集団移転に関連して、県は一括配分で住民合意形成のための調査支援を行うことなどが可能となった。

- ・ ポジティブリストの廃止

一括配分した効果促進事業により実施可能な対象事業を限定列挙したポジティブリストを廃止。使途内訳書を提出することで、地方公共団体の判断による幅広い事業実施を可能とした(※)。

※ 例示として位置付けた上で、引き続きポジティブリストは作成。

※ 事業費1億円を超えるもの、効果促進事業のネガティブリストに該当する可能性のあるもの等は一括配分の対象とはせず、従来通り、個別事業ごとに申請・配分。

※ 担当省庁からの回答を受けて事業を実施したいとの要望を踏まえ、提出された使途内訳書に対し、速やかに修正の有無を回答することとした。

4) 他の支援制度による対応の調整

被災地からの要望の中には復興交付金では対応困難な事業であっても、取崩し型復興基金、社会资本整備総合交付金、全国防災事業(学校耐震化等)等、他の被災地向け制度により対応すべきものも多く含まれていると考えられることから、復興のための施策を進めるに当たっては、復興交付金だけでなく、こうした支援制度の活用について検討・調整を行うこととした。

5) 都市公園事業への対応

被災地から多くの要望があった都市公園事業について、以下の考え方にに基づき、復興交付金で対応することとした。

a. 復興まちづくりにおける必要性について

津波防災緑地(津波の減衰・漂流物捕捉機能を有する公園)については、背後の守るべき市街地との関係・地域全体の多重防御の考え方と整合性があること。また必要に応じて、津波シミュレーション等を含む代替案との経済性比較を実施すること。

防災公園(避難地等の機能を有する公園)については、想定する避難者数や避難経路等の合理性があること。また、地域全体の津波避難計画と整合性があること。

b. 整備規模について

都市公園等の面積は、事業の目的、期待される機能に対して合理的な規模の面積であること。また、主に防集跡地や公有地を有効に活用するなど、効率的な整備を行うこと。

盛土を行う場合は、期待される機能に見合ったものとなっていること。また、周辺で行う工事により発生する残土を活用する等、可能な限りコスト縮減が図られていること。さらに、基盤整備以外の施設整備が、事業の目的に照らし、過大なものとなっていないこと。

(3) 「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針」の公表

災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、被災地の要望を点検の上、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援することとして、平成26年11月に「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針」を公表した。

具体的には以下の3点について方針を示すとともに、復興庁職員を被災地へ派遣し、市町村等による事業計画の策定を支援することとした。

1) 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立上げへの機動的な支援（効果促進事業一括配分への災害公営住宅整備事業の追加等）

復興まちづくりが進む中、被災地での新たな生活の立上げに対し、地域の実情に即応し機動的に支援を行うことが重要であることから、効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加した。市町村等に予算額の一定割合を先渡しすることで、地域の実情に即応し機動的に事業を実施することが可能となった。例えば、団地を含む地域のコミュニティ形成に資する施設等の整備（集会所等の交流施設、高齢者世帯や子育て世帯の生活サポート施設）、入居者や地域住民によるコミュニティ活動の立上げ支援、災害公営団地と市街地等を結ぶコミュニティバスの導入等が挙げられる²。

また、効果促進事業一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ（1億円から3億円）を行った。

このことにより、例えば災害公営住宅への接続道路の整備、新たな市街地に関連する交差点や排水路の整備、観光交流施設や運動場の整備等が可能となった。

2) 市町村による追悼・祈念施設整備（追悼の場を整備し、震災の記憶・教訓を語り継ぐ）

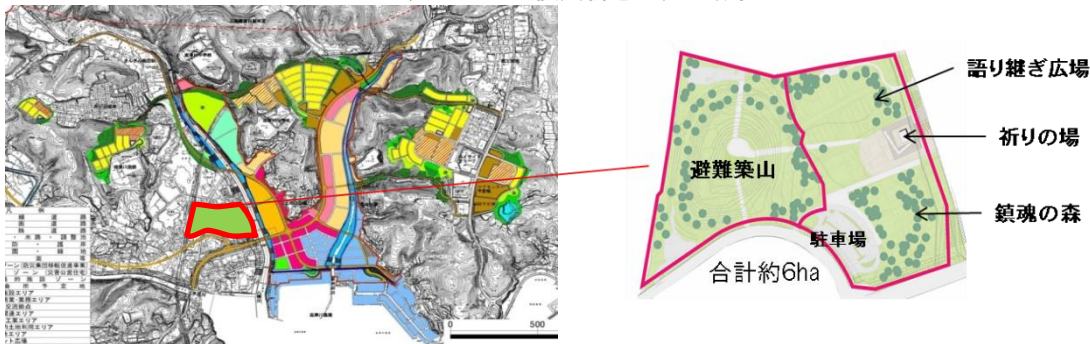
地域の実情に応じて、震災で犠牲になった方々を追悼するための場を整備することは、震災の記憶と教訓を後世に伝承する上でも大きな意義があることから、市町村による地域の住民のためのいわゆる追悼・祈念施設の整備について、規模・施設内容、公有地（防集移転元地等）の活用等、適切な計画であることを確認した上で、復興まちづくりを行う復興交付金で支援することとした。

² 市街地整備に係る面整備事業を行っている市町村が対象。

(具体例) 宮城県南三陸町 (志津川地区)

旧防災庁舎周辺で、追悼と鎮魂の場や避難築山を備えた復興祈念公園 (6 ha) を整備。

図表 3-1-3 復興祈念公園の概要



出所) 復興庁「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針-今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組への弾力的支援-」(平成 26 年 11 月 25 日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/20141125_koufukinkatsuyousokushinnohoushin.pdf (令和 5 年 7 月 27 日閲覧)

3) 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進 (きめ細やかな支援を通じ、地域のなりわい・にぎわいの再生を推進)

中心市街地等にとどまらず、各地の防集移転元地による地域資源を活用した意欲的な取組について、地域の復興に資する度合い、移転元地の利用見込み、持続可能性、費用との兼ね合い等、適切な計画であることを確認した上、効果促進事業等により支援することで、地域のなりわい・にぎわいの再生を推進した。

(具体例 1) 宮城県石巻市(白浜地区)

被災後に砂浜が自然再生していることから、観光資源として活用。効果促進事業により、砂浜後背地の整地や、低廉な広場、駐車場等を整備。

図表 3-1-4 白浜地区の整備計画



出所) 復興庁「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針-今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組への弾力的支援-」(平成 26 年 11 月 25 日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/20141125_koufukinkatsuyousokushinnohoushin.pdf (令和 5 年 7 月 27 日閲覧)

(具体例2) 岩手県大船渡市(崎浜地区)

防災集団移転促進事業で高台に移転した住宅跡地等を活用し、漁業者のための養殖資材置場や干場、網置場等を整備。

図表 3-1-5 崎浜地区の防災集団移転促進事業



出所) 復興庁「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針-今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組への弾力的支援-」(平成26年11月25日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/20141125_koufukinkatsuyousokushinnohoushin.pdf (令和5年7月27日閲覧)

(4) 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」の公表

『「自立」につながる復興施策展開の基本的考え方(平成27年6月3日復興庁発表)』等を踏まえ、効果促進事業での取組の「みえる化」を図り、事例の横展開を促進することで、復興の新たなステージにおいて生じる地域の課題に的確に対応し、被災地の復興と自立につなげることを目的として「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を平成27年6月に公表した。なお、平成28年4月に改定版を、平成29年6月に第3版を公表した。

本パッケージでは、以下の8項目に分類して事業メニューを例示し、効果促進事業を整理した。本パッケージ公表後、復興庁及び復興局の担当者が市町村等へ赴き、地域の課題の解決に向けた対話を重ね、被災地の要望を踏まえながら本パッケージの改定を行う等、復興交付金事業計画の策定支援を実施することとした。

1) 復興・創生期間におけるまちづくりの構想

市街地整備地区を含む地域の課題やその解決のための調査・検討業務。事業例は、復興事業の成

果を活用した地方創生に向けた計画の作成等。

(具体例) 維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成(陸前高田市)

陸前高田市では、効果促進事業の調査結果を踏まえ、震災後に整備する公共施設の面積を震災前から約1割減少する計画とした。

2) 基幹事業の工事の加速

基幹事業の工事の加速のために必要となる事業。事業例は、復興交付金事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用、復興交付金事業の進捗状況の市民への情報提供等。

(具体例) スtockヤードの整備(気仙沼市)

市内の復興事業から生じる残土の仮置き場として、Stockヤードを整備。整備につき、残土の他事業への利用計画も作成。

3) 地域の実情に沿ったまちづくりの実施

基幹事業の成果を生かし、更なるまちづくりを推進する事業。事業例は、具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ、市街地整備地区における信号機、住居表示、消防水利施設等。

(具体例) 内水排除対策の嵩上げ(大船渡市)

駅前の産業用地において、内水排除対策の嵩上げを実施。

4) 災害公営住宅等における新たな生活の立上げ

災害公営住宅や移転先団地の利用者の生活の立上げに係る事業。事業例は、防集団地内のコミュニティ施設等。

(具体例) 防集団地内のコミュニティ施設の整備(岩沼市)

被災した沿岸地区の集会所(6か所)を移転・集約し、新市街地となる防集団地(玉浦西地区)に、団地内居住者のコミュニティセンターを整備。この際、利用人数等を勘案し、施設面積を被災した集会所の総計(1,150m²)の約74%の規模(850m²)とした。

5) 移転先団地等における住宅の自力再建の支援

住宅の円滑かつ速やかな自力再建を支援するための事業。事業例は、住宅再建に係る相談会の開催、住宅再建に係る工事従事者への簡易宿舎の提供等。

(具体例) 住宅再建に係る工事従事者への簡易宿舎の整備(岩手県事業(宮古市、釜石市))

住宅の自力再建を行う者から工事を請け負った工務店等に対し、遠方からの作業員のための簡易宿舎として、空室となった応急仮設住宅を用途廃止して貸与。

6) まちのなりわいやにぎわいの再生

地域の持続的な発展のためのなりわい・にぎわいの再生に係る事業。一次産品の新商品開発や販路開拓（専門家の招致、研修会等）、産業用地や観光交流施設の整備等。

（具体例）地元水産物の販路開拓や他産業との連携強化（宮古市）

基幹事業による民間水産加工流通施設の整備と併せ、一括配分により地元水産物の販路開拓や水産業を含む各産業の連携強化を実施（バイヤー招聘による首都圏に向けた販路開拓、展示会等のPRイベント、加工品コンクールの開催等）

7) 防集移転元地の利活用

基幹事業を用いて、用途に応じ、土地区画整理事業による産業用地の整備等、また効果促進事業により防集移転元地を含む周辺一帯の土地利用計画の調査・検討・作成等が可能。事業例は、土地利用計画の検討・作成、防集移転元地における広場、道路等や交流施設の整備等。

（用途の例）産業用地、網置き場等の水産関係用地、砂浜後背地の広場や駐車場、地域の中心となる地区のイベントスペースや道路、市内の被災した広場の集約整備等

（具体例）産業用地の整備（亘理町）

防集移転元地において、効果促進事業により産業用地を整備。平成27年3月に完成。飲食店、小売店（鮮魚・水産加工品、総菜、自転車、サーフィン用品）等が立地した。なお、これらの事業者は、グループ補助金を利用して商業施設の整備を行った。

8) 震災遺構の保存等への対応

震災遺構の保存のための初期工事費^(※1)、復興祈念公園の整備^(※2)、震災アーカイブの保存 等。

^{※1}復興交付金による支援は一市町村一か所とし、住民合意、復興まちづくりの関係、維持管理費の負担等が確認されたものを対象。復興交付金では維持管理費の支援は行わない。

^{※2}復興交付金では、市町村による地域の住民のためのいわゆる追悼・祈念施設の整備を支援したが、規模・施設内容、公有地（防集移転元地等）の活用等、適切な計画であることを確認することとした。

（具体例）たろう観光ホテルの保存（宮古市）

(5) 「復興交付金（効果促進事業）の活用について」の公表

1) 復興交付金（効果促進事業）の活用について（平成28年4月26日公表）

住まいの整備等が着実に進展し、震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応して被災地の復興を支援するため、平成28年4月に『復興交付金（効果促進事業）の活用について』を公表し、以下の3点について復興交付金（効果促進事業）の対象として明確化した。

a. 復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修

復旧・復興工事に伴う大型工事車両の通行量増加により、一部市町村道に舗装の損壊が確認され、安全な通行確保のため補修の必要性が生じていた。これを踏まえ、国関連の各種復旧・復興事業に起因する市町村道の損壊の補修費用について、復興交付金でまとめて支援を行うこととした。

b. 被災地における観光振興

被災地の観光復興は、産業・生業の再生を図る上で重要な課題であり、東北観光アドバイザー会議の提言等も踏まえ、復興交付金において以下の支援を行うこととした。

- ・ 廃校舎を宿泊施設や体験施設として活用するための改修等について支援
- ・ 地域資源・観光資源を活かした観光者向けコンテンツや体験プログラムづくりへの支援
- ・ 観光者向けコンテンツの情報発信の取組等への支援

図表 3-1-6 体験施設として改修した旧校舎



図表 3-1-7 豊かな自然を活かした体験活動



出所) 復興庁「復興交付金（効果促進事業）の活用について」（平成28年4月26日）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/m16/04/20160426_kouhukinkatuyou.pdf （令和5年7月27日閲覧）

c. 離半島部等における暮らしの再建支援

インフラ整備だけでは暮らしの再建が困難な離半島部等において、高台移転等による新しい集落の整備に併せ、復興交付金において以下の支援を行うこととした。

- ・ 食料品・日用品を販売する小型店舗の整備を支援
- ・ コミュニティバスの導入等にかかる初期費用の一部を支援
- ・ バス停留所における電動アシスト自転車などの駐輪スペースの整備を支援

図表 3-1-8 通院、買い物等に対応するコミュニティバス



図表 3-1-9 バス停の駐輪スペース



出所) 復興庁「復興交付金（効果促進事業）の活用について」（平成 28 年 4 月 26 日）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/ml6/04/20160426_kouhukinkatuyou.pdf （令和 5 年 7 月 27 日閲覧）

2) 復興交付金（効果促進事業）の活用（第3版）について（平成 29 年 6 月 23 日公表）

新たに顕在化している課題への対応について効果促進事業の対象とすることを明確化するとともに、ニーズが増大していたと考えられる課題への対応事例の横展開を図ることで被災地の復興を支援するため、平成 29 年 6 月に『復興交付金（効果促進事業）の活用（第3版）について』を公表し、以下 2 点について、復興交付金（効果促進事業）の対象として明確化した。

a. 移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援

移転先団地等において、新たなコミュニティ形成を円滑に進め、移転者の心身のケアや孤立防止を図り、生きがいを持って暮らすことのできるようにするため、生きがいづくりのためのソフト施策及び生きがいづくりのための場所の提供を支援することとした。

（具体例）生きがいづくりのための取組のプログラム策定や、そうした取組に係る情報提供・管理システムの整備。支援対象は、グループで行う活動やイベント等のプログラム。

図表 3-1-10 イベントの例（料理教室）



出所) 復興庁「復興交付金（効果促進事業）の活用（第3版）について」（平成29年6月23日）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-18/20170623_package_gaiyou.pdf

（令和5年7月27日閲覧）

（具体例）市民農園、多目的運動広場等としても活用可能なコミュニティ広場の整備

図表 3-1-11 市民農園



出所) 復興庁「復興交付金（効果促進事業）の活用（第3版）について」（平成29年6月23日）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-18/20170623_package_gaiyou.pdf

（令和5年7月27日閲覧）

b. 土地の利活用に資する取組への支援

土地区画整理事業区域における空き区画の解消や防集移転元地の利活用等を進めるとともに、産業・生業の再生を図り、まちのにぎわいを取り戻すため、土地利用促進のためのソフト施策及び中心市街地への施設の集約整備を支援することとした。

（具体例）土地区画整理事業区域で土地の売却等希望の地権者と出店希望の事業者との面談会の実施

図表 3-1-12 地権者と事業者の面談会の状況



出所) 復興庁「復興交付金(効果促進事業)の活用(第3版)について」(平成29年6月23日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-18/20170623_package_gaiyou.pdf
(令和5年7月27日閲覧)

(具体例) 津波復興拠点事業区域の将来にわたるにぎわい創出のために企業が主体的に参画する官民連携まちづくり協議会の実施

図表 3-1-13 官民連携まちづくり協議会の状況



出所) 復興庁「復興交付金(効果促進事業)の活用(第3版)について」(平成29年6月23日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-18/20170623_package_gaiyou.pdf
(令和5年7月27日閲覧)

(具体例) まちの中心部となる土地区画整理事業区域等の商業施設への誘客につなげるため、観光案内・物産紹介施設や駐車場等の集約・整備を支援

図表 3-1-14 観光交流施設



出所) 復興庁「復興交付金(効果促進事業)の活用(第3版)について」(平成29年6月23日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-18/20170623_package_gaiyou.pdf
(令和5年7月27日閲覧)

3. 予算額、配分額の推移

(1) 予算額

復興交付金は、平成23年度第三次補正予算で初めて1兆5,612億円が計上され、令和2年度予算までの合計は3兆4,834億円となっている。

図表 3-1-15 予算額の一覧

(単位：億円)

	国費	事業費
平成23年度第三次補正予算	15,612	19,307
平成24年度予算	2,868	3,584
平成25年度予算	5,918	7,397
平成25年度第一次補正予算	611	763
平成26年度予算	3,638	4,547
平成27年度予算	3,173	3,931
平成28年度予算(補正後)	930	1,165
平成29年度予算	525	655
平成30年度予算	805	1,027
令和元年度予算	573	735
令和元年度第一次補正予算	153	197
令和2年度予算(補正後)	30	37
合計	34,834	43,346

出所) 第39回復興推進委員会参考資料2「復興の取組と関連諸制度」p77(令和4年6月6日)

(2) 配分額

平成23年度第三次補正予算から令和2年度予算(補正後)までの間、102市町村が復興交付金事業計画を提出し、全29回の配分を行った。配分額の合計は3兆3,284億円(事業費4兆1,695億円)。

地方公共団体別の配分額では、宮城県が最も多く1兆9,800億円(事業費2兆4,750億円)、続いて岩手県が8,914億円(事業費1兆1,128億円)となっている。

なお、配分額の詳細については、以下のとおりである。

図表 3-1-16 県別配分額

(単位：億円)

	国費	事業費
岩手県	8,914	11,128
宮城県	19,800	24,750
福島県	3,509	4,428
その他	1,060	1,463
合計	33,284	41,769

※金額は事業間流用後の国費及び事業費
出所) 第39回復興推進委員会参考資料2「復興の取組と関連諸制度」p77(令和4年6月6日)

図表 3-1-17 各回の配分額

(単位：億円)

	国費	事業費		国費	事業費
第1回(平成24年3月2日)	2,510	3,055	第16回(平成28年12月1日)	779	991
第2回(平成24年5月25日)	2,612	3,165	第17回(平成29年2月28日)	688	873
第3回(平成24年8月24日)	1,435	1,806	第18回(平成29年6月23日)	55	74
第4回(平成24年11月30日)	7,148	8,803	第19回(平成29年12月1日)	722	942
第5回(平成25年3月8日)	1,997	2,538	第20回(平成30年2月28日)	319	418
第6回(平成25年6月25日)	527	632	第21回(平成30年6月27日)	40	52
第7回(平成25年11月29日)	1,832	2,338	第22回(平成30年11月30日)	573	760
第8回(平成26年3月7日)	2,142	2,616	第23回(平成31年2月28日)	200	247
第9回(平成26年6月24日)	542	702	第24回(令和元年6月27日)	43	57
第10回(平成26年11月25日)	3,365	4,242	第25回(令和元年11月29日)	652	856
第11回(平成27年2月27日)	1,538	2,037	第26回(令和2年2月28日)	296	367
第12回(平成27年6月25日)	544	735	第27回(令和2年6月26日)	16	20
第13回(平成27年12月1日)	1,345	1,667	第28回(令和3年2月26日)	0.4	0.5
第14回(平成28年2月29日)	1,187	1,487	第29回(令和3年3月19日)	3.6	4.8
第15回(平成28年6月24日)	172	210	合計	33,284	41,695

出所) 第39回復興推進委員会参考資料2「復興の取組と関連諸制度」p77(令和4年6月6日)

注) 予算額及び各回の配分額の事業費は、それぞれ予算計上時点、配分時点での金額であり、各県毎の配分額の内訳は、事業間流用後の金額である。また、単数処理により、合計と一致しない場合がある。

図表 3-1-18 市町村別配分額（令和3年3月時点）

（単位：百万円）

都道府県名	市町村名	配分額	
		事業費	国費
北海道	広尾町	97	74
北海道計		97	74
青森県	八戸市	5,607	4,569
	三沢市	485	370
	おいらせ町	524	408
	階上町	470	369
青森県計		7,086	5,716
岩手県	盛岡市	6,048	5,282
	宮古市	114,053	92,346
	大船渡市	123,283	99,649
	花巻市	1,171	1,021
	北上市	1,044	907
	久慈市	7,451	5,606
	遠野市	727	634
	一関市	2,351	2,024
	陸前高田市	313,168	246,632
	釜石市	187,977	150,349
	奥州市	306	267
	大槌町	151,323	121,707
	山田町	145,146	118,192
	岩泉町	7,192	5,629
	田野畑村	26,414	21,029
	普代村	2,032	1,481
	野田村	20,270	16,543
洋野町	2,802	2,139	
岩手県計		1,112,759	891,436
宮城県	仙台市	242,072	200,336
	石巻市	691,226	551,656
	塩竈市	67,799	52,793
	気仙沼市	375,345	300,930
	白石市	997	749
	名取市	120,304	95,725
	多賀城市	57,664	46,214
	岩沼市	89,984	70,745
	登米市	2,815	2,446
	栗原市	309	268
	東松島市	201,860	162,186
	大崎市	6,697	5,706
	亶理町	85,236	67,379
	山元町	109,731	86,613
	松島町	30,296	23,123
	七ヶ浜町	42,125	34,018
	利府町	7,710	5,957
	大郷町	91	76
	涌谷町	1,606	1,390
	美里町	779	674
	女川町	197,907	155,869
南三陸町	142,275	115,171	
宮城県計		2,474,827	1,980,024

都道府県名	市町村名	配分額	
		事業費	国費
福島県	福島市	72	55
	会津若松市	2,317	2,023
	郡山市	4,593	3,998
	いわき市	171,198	134,741
	白河市	974	796
	須賀川市	15,244	11,615
	相馬市	87,498	69,186
	二本松市	226	169
	田村市	11	7
	南相馬市	59,294	48,966
	伊達市	20	15
	桑折町	1,207	1,027
	国見町	45	34
	川俣町	88	66
	鏡石町	1,283	1,076
	西郷村	714	541
	矢吹町	2,043	1,759
	矢祭町	350	262
	塙町	6,072	3,036
	石川町	163	122
	古殿町	9	7
	三春町	90	67
	広野町	11,158	8,773
楡葉町	8,591	7,394	
富岡町	3,340	2,704	
川内村	545	415	
大熊町	141	106	
双葉町	278	211	
浪江町	10,835	8,727	
葛尾村	136	103	
新地町	53,301	42,081	
飯館村	1,001	780	
福島県計		442,835	350,863
茨城県	水戸市	1,058	921
	日立市	1,858	1,426
	高萩市	2,347	1,871
	北茨城市	10,095	8,011
	笠間市	30	23
	ひたちなか市	3,064	2,336
	鹿嶋市	9,905	7,500
	潮来市	20,535	15,626
	稲敷市	466	349
	神栖市	10,008	7,506
	大洗町	5,428	4,172
東海村	3,339	2,506	
茨城県計		68,134	52,246

都道府県名	市町村名	配分額	
		事業費	国費
栃木県	矢板市	872	663
栃木県計		872	663
埼玉県	久喜市	5,155	3,866
埼玉県計		5,155	3,866
千葉県	千葉市	6,790	5,093
	銚子市	11	8
	旭市	3,675	2,690
	習志野市	106	80
	我孫子市	807	616
	浦安市	42,834	26,695
	匝瑳市	49	36
	香取市	6,519	4,949
山武市	1,395	1,074	
千葉県計		62,186	41,241
新潟県	十日町市	148	123
新潟県計		148	123
長野県	栄村	2,617	2,118
長野県計		2,617	2,118
合計		4,176,715	3,328,371

※金額は事業間流用を反映したものの。

※端数処理により合計と一致しない場合がある。

4. 主な活用事例

(1) 基幹事業

1) 基幹事業の事業費

基幹事業については事業費3兆6,745億円が計上されたが、そのうち最も多いのが住まいの確保に関する事業(災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業)で1兆7,196億円(基幹事業における割合約47%)、続いて都市機能の形成に関する事業(道路事業、下水道事業等)で1兆850億円(同約30%)、生業の再建に関する事業(水産・漁港関連施設整備事業、農地・農業用施設等整備事業)で4,889億円(同約13%)となっており、これらの事業で基幹事業の配分額全体の約9割を占めている。

図表 3-1-19 基幹事業の活用事例

住まいの確保	災害公営住宅整備事業	63市町村	7,049億円
	防災集団移転促進事業	28市町村	5,519億円
	都市再生区画整理事業	22市町村	4,628億円
生業の再建	水産・漁港関連施設整備事業	36市町村	2,778億円
	農地整備、農業用施設等整備事業	40市町村	2,111億円
都市機能の形成	津波復興拠点整備事業	17市町	1,371億円
	道路事業	50市町村	5,692億円
	下水道事業	27市町村	3,135億円
	都市公園事業	21市町村	652億円
教育環境の整備等	公立学校等の施設整備・環境改善事業	22市町村	147億円
	その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施		

※金額は事業間流用後の事業費

出所) 復興庁HP https://www.reconstruction.go.jp/topics/20220729_fukkoukoufukinseidogaiyou.pdf (令和5年7月27日閲覧)

2) 活用事例

① 住まいの確保に関する事業の例

- ・ 防災集団移転促進事業を活用して宅地等を整備し、高台へ移転(宮城県東松島市)
- ・ 都市再生区画整理事業を活用し、市街地を整備(宮城県石巻市)

② 都市機能の形成に関する事業の例

- ・ 都市公園事業を活用し、防災公園「千年希望の丘」を整備(宮城県岩沼市)

③ 生業の再建に関する事業の例

- ・ 被災地域農業復興総合支援事業を活用し、大型園芸施設「いちご団地」を整備(亶理町・山元町)
- ・ 水産業共同利用施設復興整備事業を活用し、水産物加工処理施設や魚市場等を整備(岩手県宮古市)

(2) 効果促進事業

効果促進事業（事業費 5,023 億円）については、前述のとおり、復興・創生期間におけるまちづくりの構想から震災遺構の保存まで、幅広い事業に対応してきた。

具体的な活用事例としては、

- ・ 都市再生区画整理事業を活用し、鶴住居地区の復興広場「釜石鶴住居復興スタジアム」等を整備（岩手県釜石市）
- ・ 都市再生区画整理事業を活用し、地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ（岩手県大船渡市等）
- ・ 防災集団移転促進事業を活用し、防災跡地における企業用地整備（宮城県東松島市等）
- ・ 津波遺構保存整備事業を活用し、たろう観光ホテルの保存（岩手県宮古市）

などが挙げられる。

図表 3-1-20 活用事例



野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市）



新蛇田地区（宮城県石巻市）



千年希望の丘（宮城県岩沼市）



亙理町いちご団地（宮城県亙理町）



宮古市魚市場（岩手県宮古市）



釜石鵜住居復興スタジアム（岩手県釜石市）



大船渡駅周辺（岩手県大船渡市）



たろう観光ホテル（岩手県宮古市）

5. 復興交付金の廃止

令和2年度までにはほぼ全ての地方公共団体で事業計画が完了する見込みであったこともあり、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、第1期復興・創生期間の終了とともに復興交付金は廃止することとされた。そして、令和2年6月に復興特区法が改正されたことをもって、廃止。なお、令和2年度までに未完了となった一部の事業については、同年度までに計上された予算の範囲内で、支援を実施。

6. 今後の大規模災害に向けた教訓

「東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」における議論では、復興交付金に関して、

- ・ 人口減少下で事業が過大になった³
- ・ 当初地方負担がなかったことにより事業が過大になった⁴

等の指摘が有識者委員よりあった。

事業規模に関しては、当初は被災者の従前の居住地や生業、ライフスタイル等に基づき、できるだけ被災前の状況を取り戻すような復興を目指した計画が、その後の被災者の意向の変化等により、見直しを余儀なくされるなど、被災当初の意向把握の結果が将来的な利用ニーズと必ずしも整合しない事例が発生した。これに対応するため、被災自治体においては住民に対して丁寧かつ継続的に意向確認を行い、更に住民の意向を踏まえて事業規模や計画内容の見直し、段階的な整備実施を進めるなどの工夫を行った。復興庁においても被災自治体と密に連携しながら計画内容等の精査を行った。これらにより、事業規模の適正化や絞り込みを促す効果があった。

一方、今後の大規模災害発生時に向けては、将来的な人口減少等も見据え、事前に被災後に起こり得る問題を把握し緩和する手段を準備しておく「復興事前準備」の取組を進めていくことも必要である。

また、同会議において、被災3県からは、

- ・ 基幹事業の要件に当てはまらない取組も効果促進事業の弾力的な運用により対応でき効果的だった（宮城県）

という意見があった一方、

- ・ 個々の被災地の実情に応じた柔軟な事業を適時に展開するには、被災地自治体の裁量のある程度認めた財源措置の拡大が必要（岩手県）
- ・ 復興交付金の採択に向けては、復興庁への一括申請に加え、各省庁と協議が必要だったことにより事務負担が増大した（宮城県）

といった意見もみられた。これに対し、今後の災害時の事務負担軽減及び事業の迅速化のため、交付金の使途等について、国が方針を定める範囲と自治体の裁量により柔軟に対応可能な範囲をあらかじめ議論し、型を作っておくべき⁵という有識者委員からの指摘もあった。効果促進事業について

³ 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者委員会（第2回） 秋池委員、大西委員、藤沢委員 発言

⁴ 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者委員会（第1回） 増田委員発言

⁵ 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者委員会（第2回） 秋池委員発言

は、地方負担を導入する代わりに使途について被災自治体の自由度を高めるべきという意見⁶もあった。

また、被災市町村からは、アンケート調査等において、

- ・ 復興事業を進展させる上で、使いやすい交付金事業を創設したことは良かった（福島県内市町村）
- ・ 先にお金が入ってくる交付金制度であったため、財政面で大きく救われた（宮城県内市町村）

など、復興交付金が役に立ったという意見が多く見られた。

また、

- ・ 復興交付金の一括配分や効果促進事業は、復興事業の加速化に効果的であった（宮城県内市町村）
- ・ 復興交付金の基金化は事務手続が簡略化されて効率的だったと考える（宮城県内市町村）
- ・ 復興事業に係る交付金の配分については、復興庁自らが自治体に足を運び、協議を行う「策定支援会議」等を通じ交付決定に結びついた事で円滑に事業実施ができる状況がつけられたのは非常に良かった（宮城県内市町村）

など、復興交付金の運用の柔軟化について評価する意見が多かった。

一方、被災市町村の事務負担軽減については、

- ・ 予算要求に係る手間が多かった（宮城県内市町村）
- ・ 初期段階で示された復興交付金メニューについて、それぞれの事業スキームや対象事業費の算出方法等の詳しい資料が初期段階から整備されていれば、事業計画が立てやすかった（宮城県内市町村）

など課題を指摘する意見も見られた。

また、復興に当たり被災前と同等程度の復旧を行う「原形復旧」という考え方について以下のようない意見があった⁷。

- ・ 復興交付金の基幹事業について、被災前と同等の「原形復旧」をベースとすることが求められて、説明・協議に時間を要した。
- ・ 津波災害の場合は原形復旧を前提としない制度にするべき。
- ・ 今後の災害を考えた時に、創造的復興の方が実態に見合っている。

これに対し、有識者委員からは、

- ・ 人口減少社会においては、原形復旧すると過大な事業になってしまうことが改めて浮き彫りになった。人口減少等の指標を取り入れた復興の議論が必要なのではないか。

などの指摘⁸があった。

⁶ 五百旗頭真、御厨貴、飯尾潤監修・ひょうご震災記念21世紀研究機構編「総合検証 東日本大震災からの復興」（2021年2月10日）などに基づく。

⁷ 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者委員会（第3回） 岩手県宮古市長、宮城県南三陸町長発言

⁸ 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者委員会（第3回） 増田委員発言

3章 新たな取組

2節 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

第5回復興推進会議（平成25年1月10日開催）において、津波等の被災地については、住宅再建やまちづくり等の復興事業について工程や目標を示し、加速化を図ることとされた。しかし、復興事業の円滑な推進に当たっては、所有者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調査、資材等の不足、入札不調など様々な課題が存在し、加速化に向けて迅速かつ適切な対応を早期に実施する必要があることがあった。

そこで、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、上記の課題への対応について関係省庁において速やかに検討し、関係者間において積極的な協議を行った。タスクフォースは、平成25年2月22日の第1回会議を皮切りに8回にわたって開催された。

図表 3-2-1 タスクフォースの構成員と開催実績

構成員	開催実績
復興大臣	第1回 平成25年2月22日
復興庁事務次官	第2回 平成25年3月6日
復興庁統括官	第3回 平成25年4月4日
総務省大臣官房総括審議官	第4回 平成25年6月19日
法務省民事局長	第5回 平成25年10月1日
文化庁次長	第6回 平成26年1月9日
農林水産省農村振興局長	第7回 平成26年5月27日
水産庁漁港漁場整備部長	第8回 平成27年1月16日
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官	
中小企業庁長官	
国土交通省大臣官房官庁営繕部長	
国土交通省総合政策局長	
国土交通省土地・建設産業局長	
国土交通省都市局長	
国土交通省住宅局長	

出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月)
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/index.html> (令和5年7月31日閲覧)

復興大臣のリーダーシップのもと、タスクフォースにおける関係省庁からの提案や、関係者間での議論を踏まえ、復興のステージに応じた加速化措置を5回にわたって打ち出した。

第1弾（平成25年3月7日）では、「住まいの復興工程表」を策定し、各市町村の地区毎・年度毎の供給戸数及びその進捗見込みを明示することとした。また、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、人員・資材不足対策等、円滑な工事着手に向けた施策パッケージを示した。

第2弾（平成25年4月9日）では、復旧事業が本格化し、続く住宅や復興まちづくり事業の着工段階を迎える中で、権利調整の不調や所有者不明等により用地取得に難航するケースへの対応の方策を示した。

第3弾（平成25年10月19日）では、住宅再建や復興まちづくりが本格的に進み出す中で、第2弾に続いて用地取得が困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるとともに、入札不調等を回避し造成工事の着手を迅速化させるための方策を示した。併せて、加速状況の見える化や加速化措置の

内容の周知徹底も行った。

第4弾（平成26年1月9日）では、市街地の復興が進む中で、住宅再建に加えて市街地中心部の商業集積や商店街の再生が重要な課題となることから、市街地中心部の再生に関する加速化措置を示した。

第5弾（平成26年5月27日）では、高台造成や嵩上げによる宅地供給が進む中で、民間住宅の自立再建を支援するため「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」をとりまとめるとともに、平成26年5月1日に施行された東日本大震災特別区域法改正を踏まえ「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」が策定された。

さらに平成27年1月には、集中復興期間の最終年度である平成27年度末に向け、住宅再建・復興まちづくりを計画通りに確実に進捗できるよう、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめた。その中で、課題として顕在化していた防災集団移転促進事業の移転元地の活用についても取組事例を示した。

これらの施策、取組については、実績や効果についてフォローアップを行い、平成28年7月に施策集とともに成果としてとりまとめた。

図表 3-2-2 加速化措置の経緯

H25.2.4 農地法の規制緩和	H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」
H25.3.7 「加速化措置第1弾」	H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設
① 「住まいの復興工程表」の策定	H26.5.27 「加速化措置第5弾」
② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）	
・用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策 等	○ 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
H25.4.9 「加速化措置第2弾」	・被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
○ 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策	・登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化	・再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
・土地収用手続きの効率化 ・財産管理制度の円滑な活用	○ 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 等
・造成工事等の早期化 等	H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）
H25.10.19 「加速化措置第3弾」	H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設
① 「用地取得加速化プログラム」の策定	H27.1.16 「隘路打開の総合対策」
・財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充	
② 住宅再建の加速化	○ これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
・災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策	・被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
③ 加速状況の見える化	・災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
・「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化 等	・防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成 等
H26.1.9 「加速化措置第4弾」	<更なる施工確保対策>
① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定	H27.2.1 公共工事設計労務単価の引き上げ
・「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣	（※ 被災3県全職種平均 +6.3%（対24比+39.4%））
② 住宅再建の加速化	H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
・東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表 等	（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）
	H28.2.1 公共工事設計労務単価の引き上げ
	（※ 被災3県全職種平均 +7.8%（対24比+50.3%））

出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」（平成28年7月）

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/index.html>（令和5年7月31日閲覧）

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の一覧は、次頁以降のとおりとなっている。

図表 3-2-3 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置一覧

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
■加速化措置			
1. 住宅再建等の時期の目安を公表（見える化）	住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置		復興庁
	住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標（住宅・宅地の戸数）の作成、公表		復興庁
2. 実現及び加速化のための措置を実施	防災集団移転促進事業における計画変更手続きの簡素化及び周知	平成 25 年 3 月 27 日付 国都安第 183 号 「集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて」	国土交通省
	平成 25 年 3 月 27 日付国都安第 183 号で通知した「集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて」の計画変更手続きの簡素化に関する運用について周知	平成 25 年 9 月 26 日付 国都安第 43 号 「集団移転促進事業計画の軽微な変更の運用について」	
	入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知	平成 25 年 4 月 3 日付 「住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所在不明者等の場合の用地取得迅速化及び入札手続きの早期化について」	国土交通省
	土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知（事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る）	平成 25 年 3 月 11 日付 国都市第 312 号 「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」	国土交通省
	仮の仮換地指定による早期工事着手	平成 26 年 1 月 30 日 国都市第 231 号 「津波被災市街地における土地区画整理事業によるかさ上げ等の工事の早期着手に向けた仮換地指定に係る特例的取扱いについて」	国土交通省
	防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイダンスの明確化	平成 25 年 9 月 26 日付 国都案第 42 号 「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）の一部改正について」	国土交通省
	防集跡地の使用・貸付けに関する取扱いについての明確化	平成 26 年 3 月 6 日付 「東日本大震災の被災地において防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の使用および貸し付けについて」	
	農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用		農林水産省 国土交通省
	福島県内の避難指示のあった市町村が、復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第 1 種農地の転用が可能となるよう省令改正	平成 26 年 1 月 10 日付 25 農振第 1815 号 「福島県内の避難指示があった市町村における復興のための農地転用の取扱いについて」	農林水産省
3. 用地取得加速化措置の実用化に向けたプ	「用地取得加速化プログラム」の策定 （財産管理制度や土地収用、自治体の用地事務の支援等に関する加		復興庁 法務省 国土交通省

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
プログラム作成	速化措置を拡充した上で総合的に体系化)		
	「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定		
4. 自治体の用地事務の支援 (国のノウハウの提供)	関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動 →「用地加速化支援隊」を創設	平成25年6月19日付 「東日本大震災の被災自治体から復興事業に伴う戸籍事項証明書及び住民票の写し等の交付請求があった場合の対応について」	復興庁
	不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知	平成25年4月3日付 「住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所在不明者等の場合の用地取得迅速化及び入札手続きの早期化について」	復興庁 国土交通省
	地方公共団体の負担軽減 ・登記情報の共有 ・相続調査の迅速化・効率化 ・司法書士の市町村への駐在 ・登記業務の外注促進	平成26年4月24日付 法務省民制第265号 「震災復興事業に基づく用地取得に関する被災自治体からの相続放棄に添付する相続の放棄があったことを証する情報について (依命通知)」 平成26年5月27日付 「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注促進について」	復興庁 法務省 国土交通省 水産庁
5. 所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)	財産管理制度の運用状況 (財産管理人の選任まで1か月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請	平成25年3月22日付 法務省民制第20号 「土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について」	法務省
	円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化 【裁判所における取組】 ※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・財産管理人選任申立における申立地や提出書類の柔軟対応 ・財産管理人の選任手続等の期間短縮 (通常1か月の選任手続1～2週間に) ・財産管理人の候補者 (弁護士・司法書士) の確保 (3県で約500名)	【司法書士会宛て】 平成25年3月8日付 法務省民二第212号 「土地所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について」 【弁護士会宛て】 平成25年3月22日付 法務省民制第21号 「土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について」 【各家裁から自治体宛て】 平成25年9月11日付 震災復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&A (盛岡家裁、仙台家裁、福島家裁)	
	土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続きの促進 (事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る)	平成25年3月11日付 国都市第312号 「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」	国土交通省

3章
新たな取組

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
6. 土地収用手続きの迅速化	被災地特化型用地取得加速化パッケージ		復興庁 国土交通省
	事業認定手続きにおける審査期間の短縮（3か月→2か月以内）	平成25年4月5日付 国総収第200号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」 平成26年5月20日付 国総収第11号 「東日本大震災復興特別区域法等における土地収用法の特例について」	国土交通省
	国交省職員による実務研修の実施	平成25年4月5日付 国総収第199号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」	国土交通省
	土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化		
	不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラインの策定 （不明裁決の申請をする際に必要となる権利者調査のプロセスを整理。）	平成26年5月23日付 国総収第14号 「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラインについて」	国土交通省
	収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等 ・所有者が不明の場合の不明裁決の起業者向けに明確化 ・収用迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有 ・復興事業の事業認定申請手続きの早期着手（3年8割を待たずに）	平成25年4月5日付 国総収第201号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」 平成26年5月20日付 国総収第11号 「東日本大震災復興特別区域法等における土地収用法の特例について」	国土交通省
	緊急使用制度の活用 （土地所有者不明の場合等に積極的に緊急使用制度の活用を図ることや権利者調査の合理化等について通知を発出）	平成26年5月20日付 国総収第11号 「東日本大震災復興特別区域法等における土地収用法の特例について」	国土交通省
事業認定申請手続きの早期着手（3年8割を待たずに）	平成25年10月3日付 中央用対第3号 「復興事業における事業認定適期申請ルールの周知等について」	国土交通省	
7. 発掘調査の迅速化	従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化	平成23年4月28日付 23庁財第61号 「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」 平成24年4月17日付 24庁財第62号 「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」 平成25年2月18日付 24庁財第691号 「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知（23庁財第61号）について」	文部科学省

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
	民間組織の活用による迅速な実施	平成 25 年 3 月 15 日付 24 庁財第 737 号 「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」	文部科学省
	防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知	平成 25 年 3 月 15 日付 「東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて」	文部科学省 国土交通省
8. 発掘調査体制の充実	全国から発掘担当者を派遣	平成 24 年 9 月 27 日付 24 庁財第 414 号 「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」	文部科学省
9. 発掘調査費用の確保	「復興交付金」による発掘調査費用の確保		文部科学省
10. 広域的な人材の確保	被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入	平成 24 年 10 月 10 日付 国土入企第 19 号 「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取り扱いについて」	国土交通省
	人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い	平成 24 年 6 月 28 日付 国土入企第 10 号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する試行について」 平成 25 年 3 月 8 日付 総行行第 43 号、国土入企第 34 号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」	国土交通省
11. 人材の効率的な活用	発注ロットの大型化	平成 24 年 6 月 28 日付 国土入企第 10 号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する試行について」	国土交通省
	10km 以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和	平成 25 年 9 月 19 日付 国土建第 162 号 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」 平成 26 年 2 月 3 日付 国土建第 272 号 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」	国土交通省
	東北六県における各機関の発注見通しを統合して公表		国土交通省
12. 地域ごと・資材ごとのきめ細かな需給対策の実施	発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 (災害公営住宅の分野に係る情報連絡会を設置)		国土交通省
13. 供給体制の拡充	新たな民間プラントの設置		国土交通省
	原材料の骨材を地域外から調達・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い	平成 24 年 6 月 28 日付 国土入企第 10 号 「東日本大震災の復旧・復興にお	国土交通省

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
	・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所拡大	ける積算方法等に関する試行について」 平成 25 年 3 月 8 日付 総行第 43 号、国土入企第 34 号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」	
	公共による公共事業専用のプラントの設置 (所管省庁が異なる複数の災害復旧工事の事業費を活用して、生コン仮設プラントを設置するスキームの創設(宮城県が活用予定)) ダンプカーの被災地特例の延長		国土交通省
			国土交通省
14. 災害公営住宅の供給円滑化	災害公営住宅における多様な発注方式、工法等の情報提供による工事の発注の円滑化		国土交通省
15. 被災自治体への人的支援	全国の自治体からの更なる職員派遣	平成 24 年 11 月 30 日付総行公第 96 号 「平成 25 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」	総務省
	任期付職員等の採用支援	平成 24 年 2 月 24 日付 総行公第 15 号 「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」	
	公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築 ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施 ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等から採用等した復興庁職員を市町村に派遣	平成 24 年 11 月 30 日付 総行公第 97 号 「被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報提供について」 平成 25 年 3 月 1 日付 総行公第 20 号 「東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について」 平成 25 年 3 月 8 日付 総行公第 23 号 「企業の従業員を当該企業に在職したまま被災地方公共団体が受け入れられる仕組みの整備について」 平成 25 年 3 月 27 日付 総行公第 29 号 「東日本大震災被災市町村に対する市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣(採用)への協力について」 平成 25 年 3 月 27 日付 総行公第 30 号 「東日本大震災被災市町村に対する都道府県の第三セクター等の職員の中長期的な派遣(採用)への協力について」	総務省 復興庁
16. 発注者の負担軽減	複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入 (アットリスク型、アットリスク)		国土交通省

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
	＋ピュア型等) 都市再生機構（UR）の活用（25年4月より現地支援体制を大幅に強化）等		国土交通省
17. 入札契約事務の支援（国のノウハウの提供）	公共工事設計労務単価の改訂	平成25年3月29日付 国土入企第37号 「技術労働者への適切な賃金水準の確保について」	国土交通省
	実勢価格を適切・迅速に反映した公共工事設計労務単価を設定（H26.2） （被災3県の全職種平均で対平成25年4月比+8.4%、対平成24年度比+31.2%）	平成26年1月30日付 国土入企第29号 「技術労働者への適切な賃金水準の確保について」	国土交通省
	人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い	平成24年6月28日付 国土入企第10号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する試行について」 平成25年3月8日付 総行第43号、国土入企第34号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」	国土交通省
	「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」の策定（復興歩掛の活用）	平成26年3月14日付 国総公第121号の2 「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛の一部改定について」	国土交通省
	「東日本大震災被災3県専用の積算基準」の一部見直し（復興係数の活用）	平成26年2月3日付 「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」	国土交通省
	単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化（H26.2）	平成26年2月3日付 「東日本大震災の被災地における工事請負契約書第25条第5項の運用の簡素化の試行について」	国土交通省
	被災3県における標準建設費の見直し （災害公営住宅に係る被災3県における標準建設費引上げ）	平成25年8月30日付 国住備第135号等 「平成25年度における住宅局所管事業に係る標準建設費について」	国土交通省
	被災3県における標準建設費の見直し	平成26年3月28日付 国住備第322号等 「平成26年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」	国土交通省
18. 再生加速化パッケージの策定	「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定		復興庁 経済産業省 中小企業庁 国土交通省
19. 基本的な指針の提示	「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」を策定、周知	「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」	復興庁
20. 商業施設の整備等に関する	商業施設等復興整備事業により、商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助	みずほ情報総研HP（補助事業事務局） 「津波・原子力災害被災地域雇用	経済産業省 中小企業庁

主な対応方針	施策の措置	根拠通知等	関係省庁
支援		創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型公募）新着・更新	
	暮らし・にぎわい再生事業について、復興交付金の対象事業とし、その活用を周知	平成26年2月6日付 「暮らし・にぎわい再生事業の活用について」	国土交通省
	中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮施設の整備・有効活用等事業に係る支援、を実施	(独) 中小企業基盤整備機構HP 「仮施設整備事業進捗状況」 (独) 中小企業基盤整備機構HP 「(平成26年度) 仮施設有効活用等助成事業のご案内」	中小企業庁
	津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用	平成26年1月16日付 国都市第214号 「津波被災市街地における津波復興拠点整備事業の早期工事着手等に向けた方策について」	国土交通省
21. 専門家派遣・人材育成等の支援	復興支援アドバイザーの活用	(独) 中小企業基盤整備機構HP 「震災復興支援アドバイザー制度のご紹介」	中小企業庁
	商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修実施		復興庁
22. 支援パッケージの策定	「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定		復興庁 法務省 国土交通省
23. 再建具体化のための相談への対応強化	被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化		復興庁
24. 住宅着工までの期間の短縮	造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮 ・住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託の計画的処理 ・登記処理と住宅建設の並行実施のノウハウ提供 ・防集団地の被災者向け借地手続の円滑化	平成26年4月7日付 国住備第249号等 「東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託の処理について」 平成26年4月7日付 「住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託について」	復興庁 法務省 国土交通省
25. 工事従事者・住宅資材確保のための支援	再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援		復興庁
■加速化支援措置			
26. 加速化状況及び加速化措置の「見える化」	①見える化のワンストップ（復興庁ホームページ）		復興庁
	②「加速化措置一覧表」の公表（復興庁ホームページ）		復興庁
27. 復旧・復興事業の施工確保対策の周知	③施工確保対策の周知	平成25年9月19日付 国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」	国土交通省

出所) 復興庁

1. 計画策定（「住まいの復興工程表」）

住宅再建・復興まちづくりの実施に当たっては、被災者が自らの生活再建への見通しを持てるよう、平成24年12月末時点から令和4年1月末時点までの間、復興庁が関係機関の協力を得て、定期的に「住まいの復興工程表」を作成・公表した。

被災3県市町村の各地区における災害公営住宅及び民間住宅等用宅地について、供給戸数や整備に係る各工程の見通し等を明示した。

事業の進捗に伴い、用地取得の進捗や他工事との工程調整、住民意向を踏まえた事業計画の見直し等により同工程表の見通しを変更することもあったが、用地取得から工事施工に及ぶ多岐にわたる加速化措置を講じ、早期の事業進捗を図った。

このように、同工程表による工事の進捗管理と各種の加速化措置により、第一期復興・創生期間内に計画されたすべての災害公営住宅（原発避難者向けのうち調整中のもの及び帰還者向けを除く）及び民間等用宅地の整備が完了した。

図表 3-2-4 市町村別・地区別工程表の例（洋野町）

面整備事業を行う場合													
地区名	事業手法	工程	計画戸数等	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	備考	
八木地区	漁業集落防災機能強化事業	調査設計		[進捗バー]									
		造成①	5戸	[進捗バー]									
		造成②	3戸	[進捗バー]									
	造成③	6戸	[進捗バー]										
供給戸数	民間住宅等用宅地	合計	14戸	[進捗バー]									
	災害公営住宅	合計	14戸	[進捗バー]									
				8戸 6戸									
				8戸 6戸									
災害公営住宅単独事業の場合													
地区名	事業手法	工程	計画戸数	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	備考	
八木北団地	災害公営住宅	用地		[進捗バー]									
	事業主体 洋野町	建築設計		[進捗バー]									
	計画戸数 4戸	造成		[進捗バー]									
	建て方 戸建・長屋建	建築工事		[進捗バー]									
	構造 木造	入居		[進捗バー]									
供給戸数	合計	4戸		4戸									

出所) 復興庁「住宅再建・まちづくりの復興事業推進に係る目標（工程表）」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/latest/Iwate/20210622_1hirono.pdf（令和5年7月31日閲覧）

2. 用地取得の迅速化

用地関係事務とは、事業の施行に必要となる土地等の取得及び使用又は事業の施行に伴い支障となる建物、工作物、立竹木等の移転等に係る補償、その他権利の消滅、制限に関する補償の一切の事務処理が対象となる。これらの事務処理に当たっては、土地の調査及び測量、補償額の算定、用地交渉、契約、登記、補償金の支払い等の事務処理を、段階的に進めていく必要がある。また、土地等の権利を有する者は多様であることから、様々な対応が発生するとともに、法手続に則ってその処理を行う必要があることから一定の期間を要するものとなっている。

基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たって、用地関係事務に要する期間が、所有者不明土地などの問題が発生したことにより、長期化する事案が多数見受けられたことから、これらを解消するため、用地関係事務に要する期間を飛躍的に短縮する事務処理の迅速化を講じることとなった。

(1) 用地取得加速化への道のり

1) 大震災直後の状況

住宅再建やまちづくりに係る復興事業の実施に当たっての用地取得においては、図面を作成する必要があるため、その作成に当たっての基準、地図（不動産登記法第14条第1項に規定される図面）等の成果が必要となる。

大地震による影響によって、既存の基準となる成果が使用不能となったため、住宅再建・復興まちづくりを進めるに当たって、これらの成果の復旧を優先させることとなった。

a. 「測量の基準」の復旧

平成23年3月11日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生し、この地震により発生した津波によって、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害がもたらされた。また、この地震によって大きな地殻変動が生じ、宮城県石巻市に設置された電子基準点「牡鹿」において、東南東方向へ5.3mの移動、上下方向には1.2mの沈降が観測された。

公共測量は、国や地方公共団体等が行う測量で、復興事業のために行われる測量も公共測量に位置付けられる。この実施に当たっては、測量法第11条に定められた「測量の基準」に従って実施することとされており、国土地理院が設置した国家基準点（電子基準点、三角点及び水準点）及びその測量成果を使用することになるが、地震により基準点の位置が大きく変動したため、公共測量等において測量成果を使用することができなくなった。国土地理院では、平成23年3月14日に当該地域の4万6,000点に及ぶ基準点の測量成果の公表を停止した。

その後、国土地理院は、平成23年度第一次補正予算により、基準点の改定作業に取りかかることとなる。はじめに、地震後の余効変動の状況を勘案しつつ、停止した東日本の電子基準点438点の測量成果を改定し、同年5月31日に公表した。次に、改定した電子基準点を既知点に同地域の三角

図表 3-2-5
電子基準点「牡鹿」



点 1,846 点の測量作業を行った。また、この地震は、いわゆる海溝型地震であり、地殻変動が比較的一様であったことから、基準点の変動量に基づき補正パラメータを作成し、残りの約 41,000 点の測量成果は補正パラメータによる計算で求めた。補正パラメータは国土地理院ウェブサイトから提供し、地方公共団体が管理する公共基準点の成果改定にも利用できるようにした。水準点については、青森県から東京都に至る東日本の 3,660km (1,903 点) の路線で水準測量を実施した。

平成 23 年 10 月 31 日に測量成果の公表を停止していた三角点の位置座標及び水準点の標高が改定、公表された。これを以て測量の基準は復旧し、以降、復興のための各種公共測量等は、復旧された測量成果に基づいて実施されることとなった。

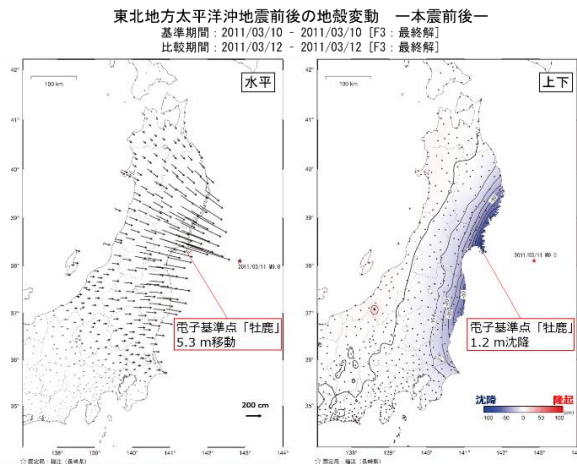
b. 地図の復旧等

法務局に備え付けている地図（不動産登記法第 14 条第 1 項地図）の修正（土地の境界の復元）に当たっては、①震災に伴う地殻変動による土地の移動が一定方向の水平移動ではない地域、②地盤の硬軟、傾斜の有無、宅地造成などにより、人工的に掘削、埋立て等により施工したため、不規則な土地の移動が生じている地域、③津波による海没、土砂堆積によって境界が不明となった地域については、前記 a の座標値のパラメータ変換による修正では対応が困難なことから、これらの地域（筆界点の不規則移動地区）を選定するための実態調査を、平成 23 年 11 月から岩手県、宮城県及び福島県において実施することとなった。

地図の修正作業は、平成 24 年度から行われ、パラメータ変換による修正では問題が解消されない地域については、地域内において任意の街区単位（道路、河川等で区割りしたもの）に区切った範囲を指定し、当該範囲内における筆界点の不規則移動による任意の複数の街区点におけるズレの量をもって当該街区内の筆界点の座標値を補正するものとした（街区単位修正作業）。当該作業を行った上で、更なる補正を要する場合は、土地の一筆ごとの調査・測量を行うことによって土地の境界を復元することとした（土地の境界復元作業）（平成 28 年度完了）。

地図の修正作業による土地の境界の明確化を図ることによって、円滑な公共事業の実施その他被災地の早期復興に寄与するものとなった。

図表 3-2-6



出所) 国土地理院

図表 3-2-7 地図作成作業実施中



出所) 法務省

図表 3-2-8 倒壊した建物の集積状況



出所) 法務省「東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成 23 年度第 3 次補正予算)」

既登記の建物が震災により倒壊した場合には、当該建物の所有者が、その滅失の日から 1 か月以内に滅失登記を申請する必要がある(不動産登記法第 57 条)。平成 23 年 10 月から、被災者の負担軽減、被災地の速やかな復興を図るため、所有者による申請を待たずに、登記官の職権により倒壊した建物の滅失登記を行う(不動産登記法第 28 条) こととした。登記に当たっては、震災により倒壊した建物について、職権による滅失登記を行うための必要な調査を事前に実施し、その内容を踏まえて、建物の滅失登記を実施することとなった。

c. 土地境界の明確化

図表 3-2-9 被災後の境界不明土地



出所) 国土交通省「被災地の土地の境界や権利関係の明確化取組について」
<https://www.mlit.go.jp/common/000213960.pdf> (令和 4 年 11 月 1 日閲覧)

国土交通省において、土地・建設産業局地籍整備課と国土地理院が協力して、「復旧・復興補助基準点設置事業」を実施した。

土地・建設産業局地籍整備課は、復旧・復興補助基準点測量の対象地域の選定(50 市区町村)及び復旧・復興補助基準点測量に向けた現地調査業務を行った。当該現地調査業務は、対象地域内に既に設置されている公共基準点、街区基準点等の状況の確認及び基準点調査票への記録、既設の公共基準点等が不足する地域における復旧・復興補助基準点の設置候補地の選定・基準点調査票を基にした現地調査図及び基準点測量計画図(素案)の作成

であり、平成 23 年 9 月上旬から同年 10 月中旬までの期間に 18 地区で実施された。

その後、国土地理院においては、東日本大震災からの速やかな復旧・復興を図るために、冬期間の測量作業となるものの、太平洋沿岸部は比較的積雪量が少ないことを考慮し、津波浸水区域において 6,127 点(復旧・復興補助基準点の新設 2,394 点(この内地籍整備課実施分 36 点)、既設の公共基準点の改測 3,733 点(この内地籍整備課実施分 25 点))に上る復旧・復興補助基準点測量を実施した。また、これらの測量成果を国土地理院において平成 24 年 6 月から公表を開始した。

また、土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国土交通省が整備（官民境界基本調査。平成 23～27 年度）するとともに、地籍調査を実施中であった地域等で東日本大震災により測量成果がずれて利用できなくなった市町村においては、測量成果の補正等を支援した（平成 23～令和 2 年度）。

さらに、土地の測量、調査のための土地への立入り等に当たっては、土地の所有者又は占有者の了解を得て行うこととなるが、土地の所有者等が多数・広範にわたり行方不明であったり、所有者等が遠隔地等に避難したため、所有者等の確認が困難となる事例が多数発生することが予想されたことから、円滑な復興を支援するため、岩手県、宮城県及び福島県における土地の所有者情報の調査を国土交通省において実施した。また、これらの成果を活用し、土地所有者の調査に不慣れな被災自治体職員に対して、調査の流れや調査方法の内容をより理解してもらうため、被災自治体職員向けのマニュアルの作成を行った。さらに、当該マニュアルに関し、対象となる自治体職員への説明会（岩手県、宮城県及び福島県）を実施した（平成 23 年度）。

図表 3-2-10 復旧・復興補助基準点測量実施地域



出所) 国土地理院「東日本大震災の被災地における復旧・復興補助基準点測量の実施について」

<https://www.gsi.go.jp/common/000077499.pdf> (令和 4 年 11 月 1 日閲覧)

2) 復興事業着手後の状況

その後、復興事業を進めていくに当たって、以下の問題が浮き彫りになり、用地取得に当たっての多くの懸案が生じることとなった。これらの多くは、土地に関する問題となっており、復興事業の迅速な推進に影響を及ぼすものとなった。

a. 多数共有地

○山○一（登記名義人）、×川×二、△谷△三・・・のように、相続によるものではなく、大人数の共有名義で登記されている土地が多数存在した。これらの土地は、個々人による共有物の場合があるものの、墓地又は山林を入会地として集落等により所有管理されていた土地の場合もある。

このような土地の多くは、登記の時期が古く、共有者の多くが死亡しているため、相続人が膨大な人数となり、その相続人の確定に多大な時間や労力を要するものとなったことから、事業用地の取得が困難なものとなった。

図表 3-2-11

【地縁団体(自治会、町内会など)が所有する不動産】



出所) 総務省「自治会・町内会等とは」(P4)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf (令和4年11月1日閲覧)

この場合、共有地について、認可地縁団体(自治会、町内会など)が所有する土地として、市町村長が一定の要件と手続を経て証明書を発行することにより、その登記の申請を行うことができる特例制度(認可地縁団体制度)が平成27年から施行されたことから、この制度を活用して用地の取得を図られたものが、岩手県山田町「防災集団移転促進事業(船越第1団地)」、岩手県釜石市「釜石市室浜漁港復旧事業」などであった。

また、共有地の場合(相続、共有名義の私道など)において、一部の者が買収に反対している場合に、共有物分割請求制度(共有関係を解消する制度となっており、現物分割、価格賠償などがある)の活用を検討しているものがあつた。

多数共有地においては、上記制度を活用して用地の取得が可能となったものがあつたものの、多くは制度の活用が困難なものとなっており、多数の関係者との対応を余儀なくされるものとなった。

b. 相続未処理

事業用地の取得に当たって、権利者調査を行ったところ、岩手県大槌町において文久3年(1863年)生まれの者が所有する土地(いわゆる「文久の土地」)があることが判明した。その他、相続登記が長期にわたって放置されている土地が多数存在した。

これらは、相続の放置に伴い数次相続が発生し、相続人が大人数となるなど、その相続人の確定に多大な時間や労力を要するとともに、相続人確定後においては、遺産分割協議を行う必要が生じる(相続に協力的ではない者も存在し手続に遅延が生じる場合がある)など、用地事務処理を難航させるものとなった。

c. 所有者不明

所有者不明土地として以下のものが多数存在し、用地事務処理を難航させるものとなった。

- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていない、台帳間の情報が異なるなどの理由により、所有者(登記名義人が死亡している場合は、その相続人も含む。以下同じ)の特定を直ちに行うことが難しい土地
- ・所有者を特定できたとしても、転居先が追えないなどの理由により、その所在が不明である土地
- ・登記名義人が死亡し数代にわたり相続登記がされていないなど、相続人が多数となっており、その所在の探索が困難となっている土地
- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳に、全ての共有者が記載されていない共有地(例:土地台帳制度下における所有者欄の氏名及び住所の変則的な記載が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業において、そのまま引き継がれたことに起因する不動産登記簿の表題部所有者欄に「山田太郎外10名」との記載しかない土地)など

d. 休眠担保

大正時代に登記された抵当権、明治時代に登記された質権など、権利が失効していると思われるものの、その登記が放置されている土地が多数存在した。

これらの事務処理に当たっては、担保権に関する登記の抹消手続の特例（登記義務者が行方不明である場合において、債権の弁済期から20年が経過し、かつ、債権の元本、利息、遅延損害金の全額に相当する金額を供託した場合に、登記権利者のみでその登記の抹消を申請することができるもの）が多く活用された。

3) 加速化への取組の始まり

被災地方自治体においては、被災前の予算規模をはるかに超える事業を実施している状況にあり、新たな職員の採用や他の地方自治体による広域的な人的支援があるものの、人員不足は到底補うことができず、担当職員は常に不足状況にあった。

さらに、被災地方自治体の担当職員は、用地の取得に当たって、所有者不明土地、相続手続が放置されている土地、多数共有地など、様々な問題に直面することとなり、これらは、通常の用地事務処理にも増して、その事務処理が繁雑となった。

また、被災自治体の担当職員は、日頃から用地事務処理に専任しているわけではなく、業務に精通している者が少なかったことから、更なる業務の遅延を招くものとなっていた。

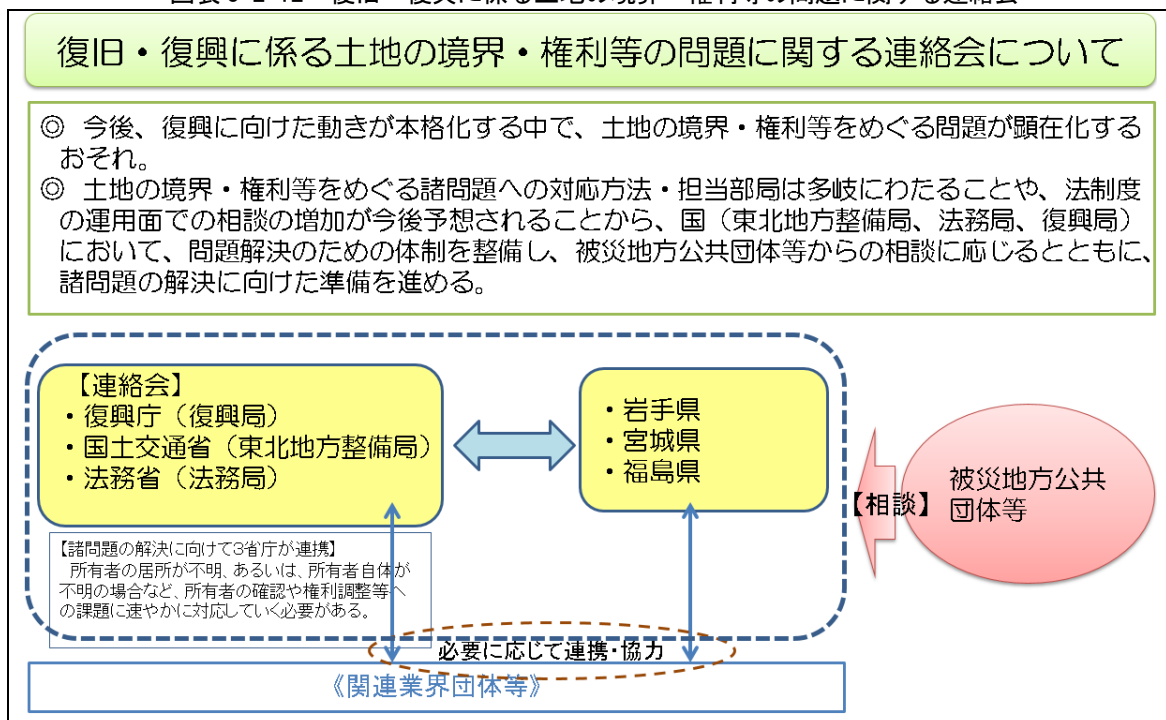
このような状況を踏まえ、被災自治体における担当職員の業務の支援を図るとともに、用地事務処理の迅速化を進めるために、各事業者間の連携が図られていくこととなった。

a. 復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会

当連絡会については、東日本大震災からの復旧・復興に関する事業の本格化を見据え、国の関係出先機関(仙台法務局、地方整備局及び復興局)が連携して、土地の境界・権利等に関する地方公共団体等からの相談に一体的に応じ、諸課題の解決を図るとともに、関係出先機関相互の連絡調整を行う体制を整備するため設置するものとなっている。

具体的には、被災自治体からの「復旧・復興の事業に当たり土地境界が不明のため相談したい」「地籍調査について相談したい」などの相談に応じるものとなっている。

図表 3-2-12 復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会



出所) 復興庁「記者発表資料：復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会について」(平成24年8月3日) P.2
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20120803tochirennrakukai.pdf> (令和4年11月1日閲覧)

各連絡会の開催状況は、以下のとおりとなっている。

- ・ 岩手連絡会
 - 第1回連絡会（24.7.13）：連絡会の体制確認
 - 第2回連絡会（24.8.31）：県及び県内市町村へのヒアリング
岩手県と関係省庁との意見交換（24.9.11）
 - 第3回連絡会（24.11.7-8）：現地調査、モデルケースの具体的な検討（宮城県等も参加）
 - 第4回連絡会（25.3.6）：モデルケースの進捗状況の共有（宮城県、福島県等も参加）
 - 第5回連絡会（25.10.29）：県と意見交換、用地取得加速化プログラム説明
- ・ 宮城連絡会
 - 第1回連絡会（24.7.9）：連絡会の体制確認
 - 第2回連絡会（24.8.22）：県及び県内市町村へのヒアリング
仙台市内現地調査及び宮城県との意見交換（24.10.18）
 - 第3回連絡会（25.11.15）：県・仙台市と意見交換、用地取得加速化プログラム説明
- ・ 福島連絡会
 - 第1回連絡会（24.7.8）：連絡会の体制確認
 - 第2回連絡会（24.10.5）：県及び県内市町村へのヒアリング
 - 第3回連絡会（25.11.8）：県と意見交換、用地取得加速化プログラム説明

各連絡会において、それぞれの事業における用地事務処理の現状、課題等に関する問題について共有が図られるとともに、用地事務処理が難航している事例について、その対応に当たって関係機関に対する要望が行われていたものの、事業の本格化に当たって、当初の課題とされた土地の境界、権利等に関する問題が、事業が本格的に実施されることに伴い、相続、所有者不明土地問題へと拡大していったことから、既に活動を開始していた実務支援チームにその役割が移行されるものとなった。

b. 実務支援チーム

平成25年3月4日、被災自治体における用地事務処理の支援を行うため、国土交通省、法務省、復興庁及び県の専門家による実務支援チームを始動した。

その取組内容は、用地事務処理における外注が行われたことのない市町村に対して、業務のサポートを実施するとともに、個別の課題に対する解決方法の提示及び類似の案件に関する処理事例の提供を行うものとなった。

主な取組内容としては、用地業務の外注を促進するため、東北地方整備局の協力を得て、市町村に対して用地交渉業務や権利者調査の外注事例を紹介し、その活用を促した。財産管理制度を活用するため、仙台家庭裁判所の協力を得て、円滑な申立てに関する事務処理の支援を実施した。宮城県、福島県の司法書士会の協力を得て、市役所・役場を訪問し相続に関する職員勉強会を開催した。東北地方整備局の協力を得て地権者が海外にいる場合の参考事例等の提供を行った。また、復興整備事業の実施に当たって、所有者の調査に係る証明書等の公用請求の迅速化を図るため、復興庁からの要請によって、総務省、法務省が連携して全国の自治体等に協力依頼（通知）を実施した。

平成25年11月現在において、以下のとおり活動が行われた。

- ・ 岩手県
大船渡市(3/4)、陸前高田市(3/4)、釜石市(3/8)、大槌町(3/8)、宮古市(3/22)、山田町(3/22)、
岩泉町(3/22)、田野畑村(3/22)、大槌町(4/23)
- ・ 宮城県
石巻市(3/27)、女川町(3/27)、名取市(3/27)、七ヶ浜町(3/27)、気仙沼市(4/18)、南三陸
町(4/18)、女川町(5/21)、女川町(6/5)、東松島市(6/5)、山元町(6/10)
- ・ 福島県
新地町(6/20)、相馬市(6/20)、南相馬市(6/20)、いわき市(7/25)

4) 加速化への取組

a. タスクフォース

タスクフォースの実施状況については、「2節 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組」に記載のとおり。

b. 加速化措置

住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージをまとめ、「住まいの復興工程表」を作成するとともに、用地取得の迅速化、埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化、人員不足対策（技術者・技能者の確保）、資材不足対策（生コン、砂）、発注者支援、適正な契約価格の実現のための措置に関する取組が進められることとなった。この内、用地取得の迅速化に関するものは以下のとおりとなっている。

- ・ 加速化措置第一弾（平成 25 年 3 月 7 日）

ア 用地取得の迅速化

被災自治体に対する関係省庁及び県の専門家による実務支援チームによる活動を開始した（3) b. のとおり）。

収用手続きに係る事業の認定に関する処分の審査期間の短縮（3 か月→2 か月程度）を図った。

- ・ 加速化措置第二弾（平成 25 年 4 月 9 日）

ア 土地収用手続きの効率化

事業説明会と他の説明会を兼ねて開催することとした（おおむね3か月短縮）。

収用裁決手続における指名委員制度の活用を促した（7人の委員合議を1人の指名委員で審理又は調査を可能にするもの）。

事業認定申請書類作成の支援を行うとともに、事業認定庁との相談を早期の段階から開始する体制を整えた。

イ 財産管理制度の円滑な活用

最高裁判所事務総局、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力の要請を行った。

このことを受けて、裁判所において以下の取組が行われた。

- ・ 家庭裁判所の態勢整備（書記官等約 25 人の増配置）
- ・ 震災対応相談窓口の設置と窓口のワンストップ化
- ・ 自治体向け Q & A の作成

ウ 所有者不明土地に係る手続きの円滑化

調査に当たって、司法書士、補償コンサルタント等の活用を周知した。

エ 公示送達の利用による所有者不明土地への対応

土地区画整理事業における公示送達制度を活用し、行方不明者等に対しては、土地所有者に対する通知に代えて公示送達による換地手続の促進を図ることとした。

- ・ 加速化措置第三弾（平成 25 年 10 月 19 日）
 - ア 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - 財産管理制度、土地収用制度及び自治体の用地事務支援に関する加速化措置を拡充した上で、総合的な体系化を図ったプログラムの作成を行った。

図表 3-2-13 用地取得加速化プログラム



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第三弾）の主なポイント」P.2

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20131021_kasokuka3_point.pdf（令和4年11月1日閲覧）

- ・ 加速化平成 26 措置第四弾（平成 26 年 1 月 9 日）
 - 用地取得の迅速化に関する新たな取組はなし。
- ・ 「用地加速化支援隊」の創設（平成 26 年 2 月 1 日）
 - 用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成 26 年 2 月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設した。
 - 「用地加速化支援隊」は、事業用地の取得が困難な土地（相続手続未了、相続人多数、共有者多数、休眠担保など）について、市町村とともに課題の解決に向けた取組を行うための支援を行うことを目的としている。具体的には、対象となる土地の個別かつ具体的な情報を市町村から聞き取り、復興庁（本庁、復興局）、法務局及び地方整備局が、関係機関（復興庁において採用した被災市町村に駐在する司法書士を含む。）と連携して、多様な専門的知識を活用して課題の解決を図っていくものとなっている。
 - その構成は、関係省庁による職員約 30 人となっており、その発足当初の内訳は、復興庁 14 人（本庁 5 人、復興局 3 人×3 = 9 人）、国交省 10 人（本省 2 人、地方整備局用地部 4 人、建政部

4人)、法務省6人(法務局2人×3=6人)となっている。

- ・ 登記嘱託の計画的処理及び登記情報の共有(平成26年4月7日)

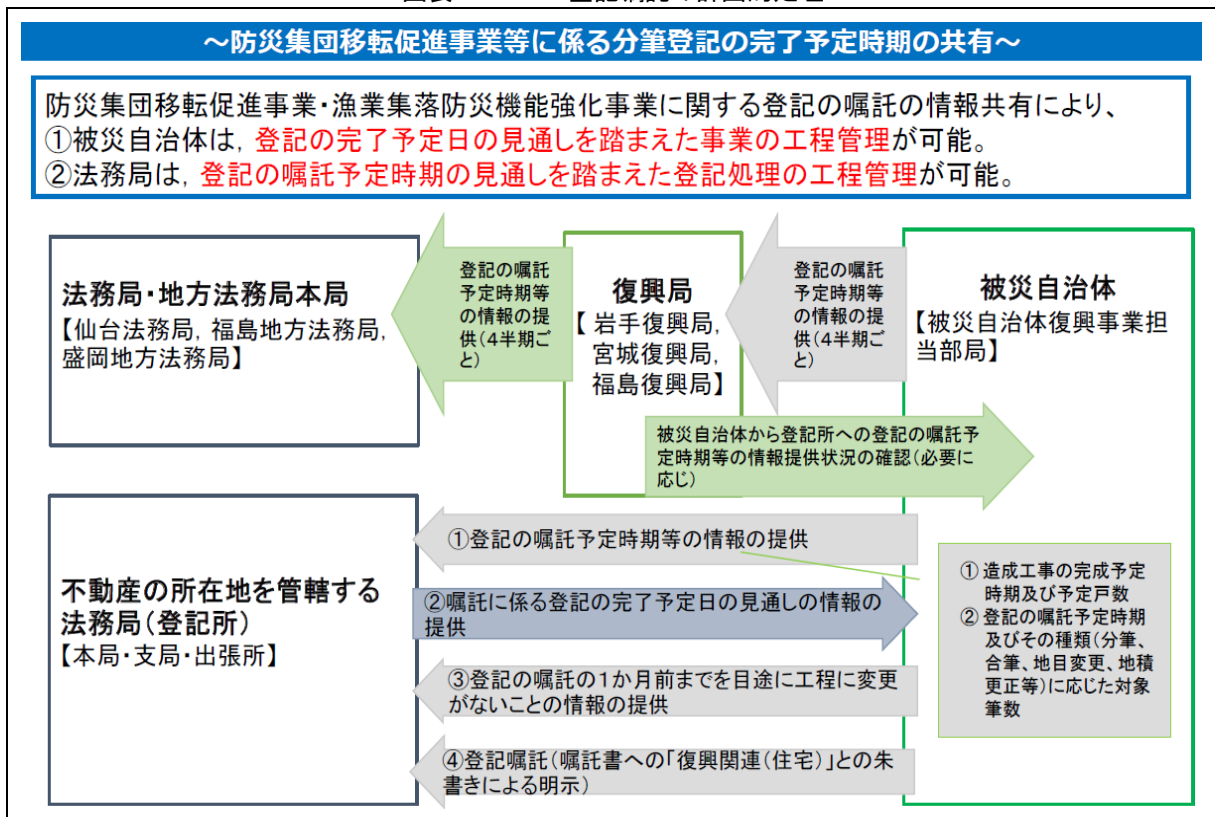
防災集団移転促進事業のうち、山林などの高台を切り開いて行われた造成事業において、完成後の土地の測量及び登記に時間を要しているため、住宅建設着工に遅れが生じ、さらに仮設住宅暮らしが長期化しているという批判が多数生じた。

防災集団移転促進事業等においては、分譲地の造成までの期間のみならず、造成完了から、自宅の建築を経て、最後の工程である入居に至るまでの期間を短縮することも、極めて重要な課題となっている。

住宅の着工については、通常、分譲地の分筆登記(当該登記に必要となる合筆、地積更正、地目変更等の登記に要する期間も含まれる)が完了してから行われており、被災自治体による円滑な分筆登記の処理及びその後の売却が住宅再建の早期実現につながるものとなる。

このことを踏まえて、市町村は、あらかじめ分筆登記の提出時期等の情報を法務局に提供するものとし、提供を受けた法務局は、市町村に当該登記の完了予定日などの情報を提供するなどによって、登記事務処理の連携が図られることとなった。また、このことは、状況に応じて、登記処理件数が著しく増加している法務局に応援職員を配置するなどの業務処理体制の確保に繋がるものとなった。

図表 3-2-14 登記嘱託の計画的処理



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月)P.69
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和4年11月21日閲覧)

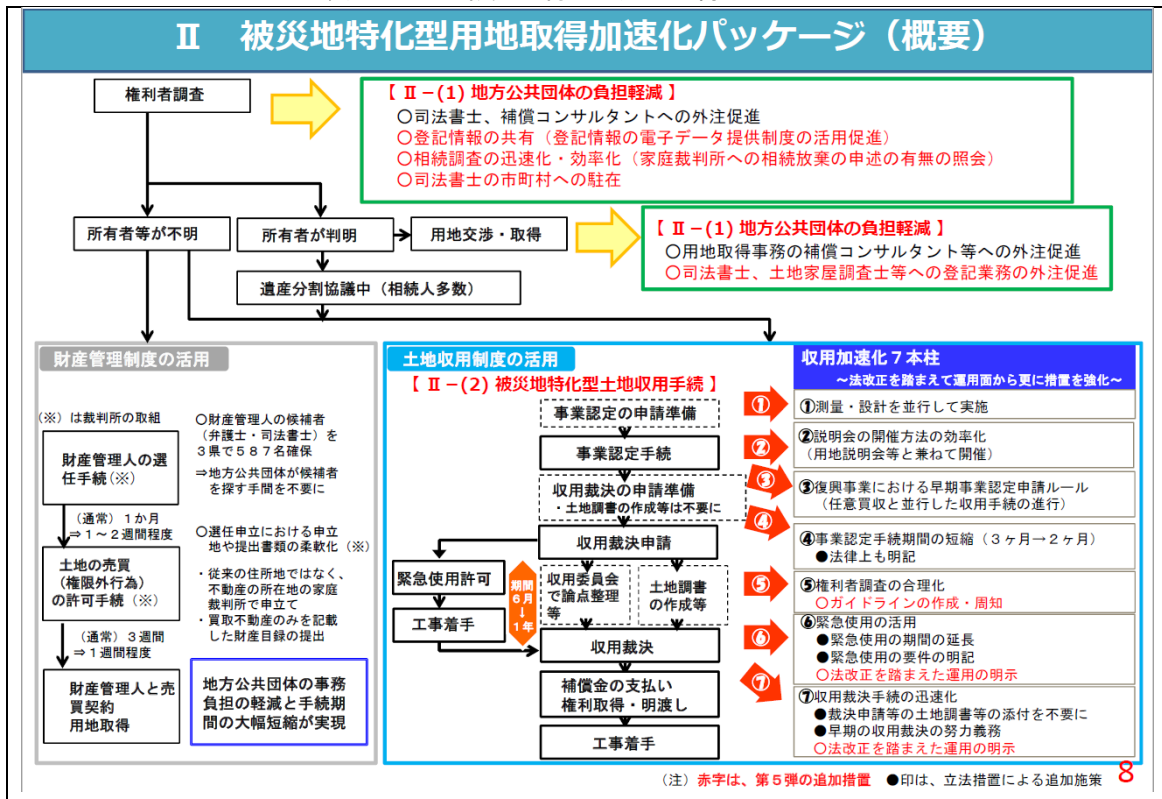
- ・ 加速化措置第五弾（平成 26 年 5 月 27 日）

「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を策定した。

当該パッケージは、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）として、東日本大震災復興特別区域法改正（土地収用法の特例等）後に公表があったものである。

これまでの加速化措置に加え、地方公共団体の負担軽減及び土地収用手続の更なる迅速化を図り、不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインを周知するとともに、財産管理制度、土地収用制度等の加速化策の体系化を図るものとして、「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」として取りまとめられたものとなっている。

図表 3-2-15 被災地特化型用地取得加速化パッケージ



出所) 復興庁「被災地特化型用地取得加速化パッケージ (概要)」(平成 26 年 5 月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/sub-cat1-15-1/20140702_3-2_gaiyou.pdf (令和 4 年 11 月 1 日閲覧)

(2) 財産管理制度

土地所有者の情報を調査しても、所有者の所在が不明な場合には、不在者財産管理制度（所有者等が不在者である場合に、利害関係人又は検察官の請求に基づき、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人が、不在者の財産の管理及び保存を行う制度：民法第 25 条～第 29 条）を活用することができ、相続人のあることが明らかでない場合には、相続財産管理制度（所有者等が既に死亡し、その者に相続人のあることが明らかでない場合に、利害関係人又は検察官の請求に基づき、家庭裁判所により選任された相続財産管理人が相続財産の管理・清算等を行う制度：民法第 951 条～

第 959 条) を活用することができる¹。

自治体における財産管理制度の活用は、国の直轄事業の場合と比較して低位にとどまっていた。その要因として、同制度を活用する上でのノウハウの不足、財産管理人候補者を確保できない可能性があること、財産管理制度の活用に係る費用負担（予納金）、制度の活用に時間がかかること等が挙げられていた。

同様の課題は、東日本大震災の被災地においても生じていたが、加速化措置等により財産管理制度の活用を図り、用地取得が加速化することとなった。

図表 3-2-16 財産管理制度活用の流れ

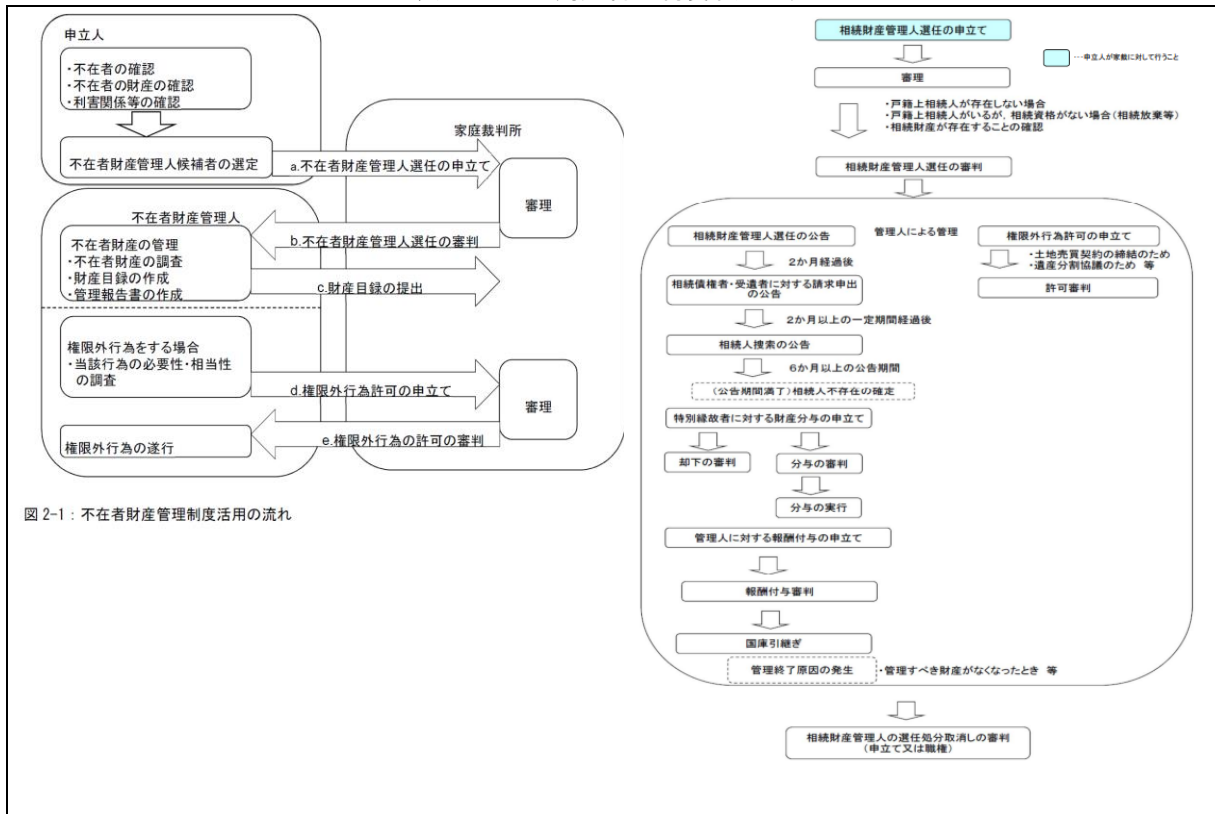


図 2-1：不在者財産管理制度活用の流れ

出所) 国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン第2章個別制度の詳細」
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001328663.pdf> (令和4年11月21日閲覧)

・ 財産管理制度の活用に向けた取組

財産管理制度の活用に向けた取組は、関係省庁、司法関係機関、民間団体等が連携することをもって図られた。加速化措置においては、加速化措置第二弾（平成25年4月9日）で「財産管理制度の円滑な活用」として盛り込まれたが、運用では、加速化措置として打ち出される前から既に取組が始まっていた。

¹ なお、令和5年4月1日から民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が一部施行されたため、相続財産管理制度は、相続財産清算制度に改称された。

1) 財産管理人候補者の確保に向けた動き

用地取得を目的とした財産管理制度の活用は、まず財産管理人のなり手を探すところから始まり、家庭裁判所の選任を受け、最終的には土地の売買等の権限外行為による契約締結を目指すものである。

財産管理人に選任されるための資格は定められておらず、弁護士や司法書士といった資格者も財産管理人になり得ることから、この拡大に向けた働きかけを行った。

被災地では、財産管理人のなり手が少ない状況も見られたことから、平成25年3月、法務省から最高裁判所、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して、文書により、被災地における財産管理人確保等のための協力要請が発出された。

このおよそ1か月前の平成25年2月、岩手県知事から岩手弁護士会及び岩手県司法書士会に対して、用地取得の課題への対応や財産管理人候補者の確保について依頼がなされているなど、各地域の実情に応じた工夫が既に行われていた。

この取組により、自治体が財産管理人候補者を確保できない場合であっても、家庭裁判所は、各弁護士会や司法書士会がそれぞれ確保した財産管理人候補者の中から適切な人を迅速に財産管理人に選任することが容易になり、自治体が財産管理人の候補者を探す手間が不要になった。

2) 裁判所審理手続の迅速化に向けた動き

復興事業の加速化を目的として、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が立ち上がり、平成25年2月から累次の加速化措置が打ち出された。同タスクフォースにおいて、財産管理制度の活用にあたっての課題として、「財産管理人の選任手続」、「権限外行為許可の手続」に時間がかかる点が挙げられたことから、裁判所に対し、迅速に行う必要がある復興用地の取得にあたっては可能な限り時間を短縮するよう求めた。

3) その他の取組

財産管理制度の活用にあたっては、財産管理人候補者の確保、裁判所審理手続きの迅速化のための取組のほか、以下の取組が行われた。

- ・ 家庭裁判所による自治体向けQ&Aの作成

被災自治体においては、財産管理制度を活用したことのない自治体も少なくなく、活用のノウハウがない状況であった。仙台、福島及び盛岡の各家庭裁判所では、法務省及び最高裁判所が作成したモデル案を基に、平成25年9月、それぞれ「震災復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&A」を作成した。これは、申立て前の準備・手続の流れや具体的な活用事例などについて、約40のQ&Aを作成したもので、各被災自治体に提供した。また、復興庁等の関与のもと、Q&Aを使用した自治体の勉強会も開催された。

こうした取組により、自治体による申立てガイドラインの作成に大きく寄与することとなった。

- 申立地や提出書類の柔軟化

自治体の業務負担軽減の観点から、以下の2点について柔軟化された。

- ・ 財産管理人の選任申立てについて、原則として不在者の住所地や相続開始地の管轄裁判所に申し立てる必要があるところ、復興事業においては、財産所在地を管轄する裁判所に対する申立てを可能とした。
- ・ 通常、不在者及び被相続人が所有していたすべての財産について記載した財産目録の提出が求められるところ、震災復興事案については、復興事業に必要な不動産のみが記載された財産目録であっても柔軟に対応されることとなった

- 予納金額の低廉化

財産管理人の報酬を含む管理費用は不在者の財産又は相続財産から支払われるため、当該財産の価値が十分でない場合、予納金を納付する必要がある。関係機関の協議により、震災復興案件の場合、通常より低廉化されることになった。

- 裁判所スタッフ（書記官等）の増配置

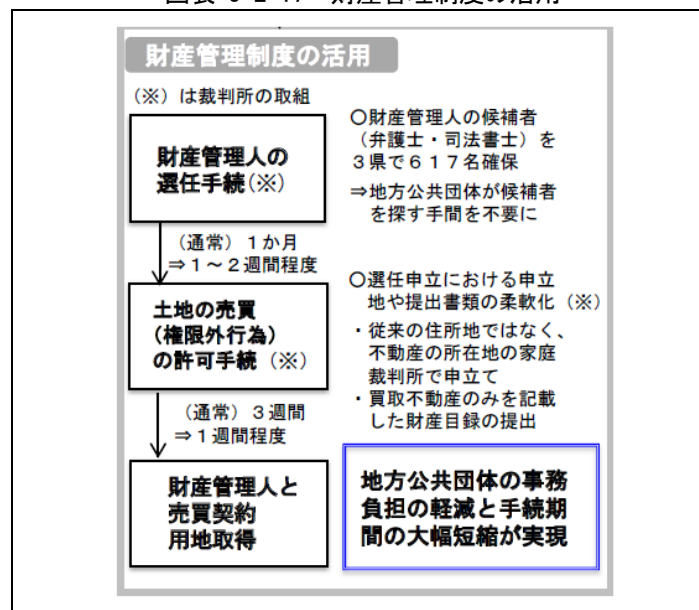
震災関連事件対応のため書記官等約25人の増配置がなされた。

- 裁判所ワンストップ窓口の設置

各裁判所に震災対応窓口が設置され、被災3県の全自治体へ文書で周知された。加えて、自治体担当者に対する説明会も実施された。

4) 財産管理制度の活用結果

図表 3-2-17 財産管理制度の活用



出所) 復興庁「被災地特化型用地取得加速化パッケージ(概要)」(平成26年5月)

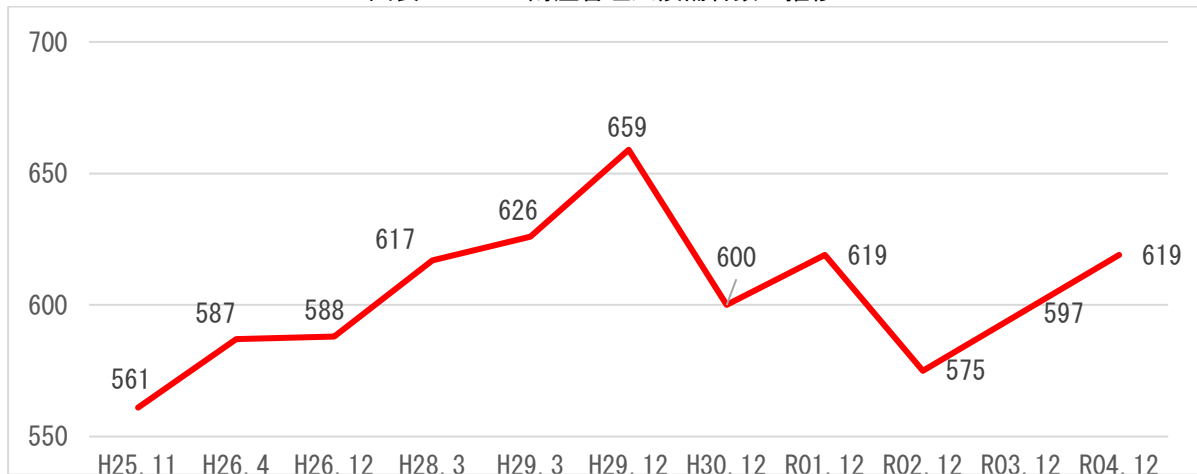
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/sub-cat1-15-1/20140702_3-2_gaiyou.pdf
(令和4年11月1日閲覧)

a. 財産管理人候補者の増加

財産管理人候補者は、平成25年3月の法務省から司法関係機関への協力依頼から3か月後に260人、1年後には587人が確保された。その後も増加を続け、ピーク時の平成29年には659人となった。

これにより、地方公共団体が財産管理人候補者を探す手間が省け、家庭裁判所が各弁護士会や司法書士会が確保した候補者を選任することができるようになり、大幅な業務の効率化が実現した。

図表 3-2-18 財産管理人候補者数の推移



出所) 法務省提供資料より

b. 財産管理人選任数、権限外行為許可件数

財産管理人選任を経て、権限外行為許可により財産管理制度を用いた用地取得が完了する。平成25年4月から令和2年12月までで、被災3県における震災復興に関連する財産管理人選任数は487件、権限外行為許可件数は416件であった。合計値はいずれも平成28年が件数のピークとなっている。

図表 3-2-19 財産管理人選任件数 (※平成25年4月1日以降に選任が申し立てられた事件)

	仙他家裁	福島家裁	盛岡家裁	合計
平成25年4月～12月	15	48	21	84
平成26年1月～12月	20	6	55	81
平成27年1月～12月	30	6	32	68
平成28年1月～12月	23	55	12	90
平成29年1月～12月	16	16	9	41
平成30年1月～12月	19	32	2	53
平成31年1月～令和元年12月	29	18	5	52
令和2年1月～12月	2	11	5	18
令和3年1月～12月	3	0	1	4
令和4年1月～12月	0	0	0	0
合計	157	192	142	491

出所) 法務省提供資料より

図表 3-2-20 権限外行為許可件数

	仙台家裁	福島家裁	盛岡家裁	合計
平成25年4月～12月	10	5	10	25
平成26年1月～12月	18	7	42	67
平成27年1月～12月	29	4	37	70
平成28年1月～12月	19	57	19	95
平成29年1月～12月	18	7	10	35
平成30年1月～12月	19	31	6	56
平成31年1月～令和元年12月	16	17	4	37
令和2年1月～12月	11	12	8	31
令和3年1月～12月	3	4	2	9
令和4年1月～12月	0	1	2	3
合計	143	145	140	428

出所) 法務省提供資料より

c. 裁判所における審理期間の短縮

前記取組により、必要な書類がそろっている場合には、財産管理人選任手続については通常1か月程度要していたところ1～2週間程度に短縮され、権限外行為許可については通常3週間程度要していたところ1週間程度に短縮された。

d. 被災自治体の声

財産管理制度の活用に関して、令和3年11月から令和4年1月にかけて、復興庁にて、同制度を活用した実績のある被災自治体にヒアリングを行った。

ヒアリングでは、震災前は同制度の活用実績がなかった自治体でも、震災後同制度を活用した事例が多く挙がり、「加速化措置により家庭裁判所の対応が親身で判断が早くなった」、「予納金が低額になり助かった」「相続人が100人を超える土地を扱う際に大変役に立った」などと評価する声があった。同制度を活用したことのある自治体からは、使いづらかったと評価する声はなかった。

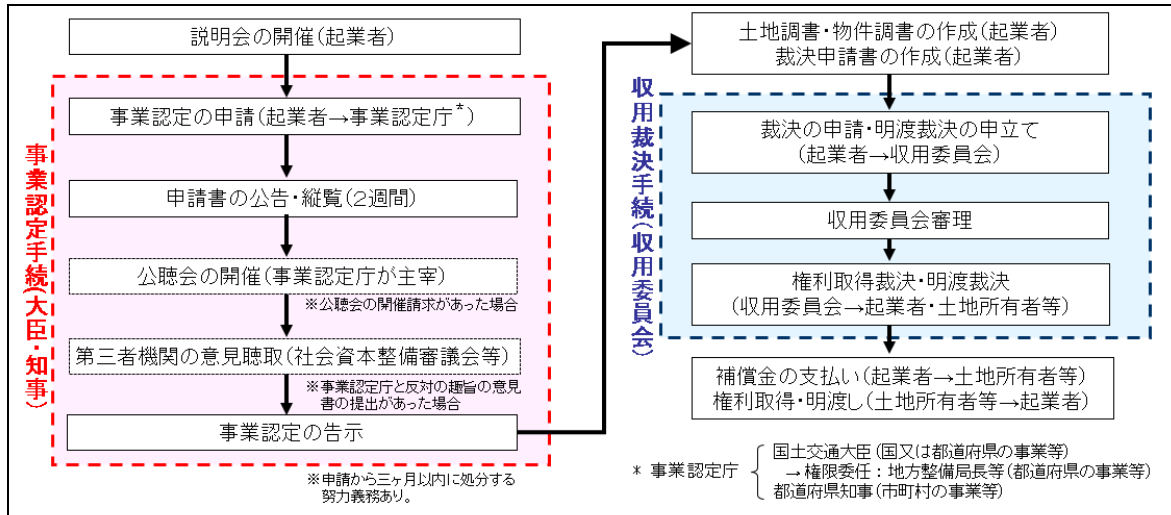
(3) 土地収用制度

1) 制度の概要

道路、河川、公園などの公共事業のために土地を取得する場合、通常、起業者（事業を施行する者）は土地等の所有者と交渉を行い、その土地等の譲渡について合意のもとに契約を締結することとなる。しかし、①補償金額などで折り合いがつかない場合（価格不満）や、②土地所有者の中に不明者がいる場合（所有者不明土地）など、土地等の譲渡について合意に至らず土地を取得することができない場合がある。

このような合意に至らない場合に、起業者が、土地収用法に基づく手続をとることにより、公共事業に必要な土地を取得することができる制度を土地収用制度という。

図表 3-2-21 土地収用制度



出所) 国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

土地収用制度は、大きく事業認定手続及び裁決手続の2つの手続から成り立っており、事業の認定の告示後、1年以内に裁決申請を行うこととなる。

事業認定手続は、事業計画が、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるか、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものか等の認定を事業認定庁から受けるものとなっている。

裁決手続は、収用し、又は使用する土地の具体的な範囲、損失の補償等の事項について、収用委員会から裁決を受けるものとなっている。

2) 通常の土地収用制度に要する期間

事業認定申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととされ、原則として、用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設(打設の終了時)から3年を経た時(3年8割)のいずれか早い時期を経過した時まで、収用手続に移行するものとされていることから、起業者は、事業認定の適期申請に向けて、事業認定申請の準備を進めることになる。

また、事業認定手続期間については、3か月が努力目標とされている(土地収用法第17条第3項)。

さらに、事業認定告示後、1年以内に裁決申請を行う必要があり、その後、数回の審理、現地調査を経て、収用裁決がなされている。

なお、都市計画事業の場合には、都市計画法第59条による都市計画事業の認可(事業認可)又は承認があれば、これを以て事業認定に代えるものとされ、同法第62条第1項の告示により事業認定の告示とみなされる(第70条)。

事業認可による方法は、復興整備事業のうち、3分の1程度に及んだ。

3) 土地収用制度活用に当たっての問題点

土地収用制度の活用に当たっては、通常の任意交渉による事務処理に加え、事業説明会の実施、

事業認定申請書、裁決申請書等の法手続きにおいて必要となる資料等の作成、また、事業の認定の告示に係る審査、裁決申請等の審理に期間を要するなど、それぞれの工程を処理するに当たって、手続の迅速化と起業者の負担軽減が課題となっていた。

土地収用制度においては、その事務処理に手続及び負担を要することから、復興整備事業を迅速に進めるに当たって、事務処理の一部省略、期間の短縮等を図る必要に迫られることになり、法制度の見直し及び業務の外注化、並行処理等の検討が必要となった。

4) 土地収用手続の効率化

a. 収用加速化7本柱

測量及び設計の並行作業による迅速化

土地建物等の測量及び調査に当たっては、一般的に、用地測量業務の完了後、それらの成果品を基に建物等の物件の調査業務が実施されることになる。

建物等の物件の調査業務を用地測量業務の完了を待って実施することとした場合、業務の工期が単純に加算され長期化してしまうことになる。そのため、用地測量業務における現場立会時に物件の状況を確認することによって予定数量を事前に把握したり、業務期間中において、用地測量が完了した箇所から順次、物件の調査業務の設計に係る数量を把握することによって、設計に係る作業を並行して実施することとした。この場合、通常の場合より前倒しで設計を実施することになるため、並行作業によって時間短縮が図られることとなるものの、活用した事例は見受けられなかった。

なお、工事の実施設計業務及び用地測量業務の双方を受注可能であること又は工事の実施設計業務において用地測量業務を委託させることを条件として業務発注の一本化が図られている事例が釜石市において、工事の実施設計業務が完了した箇所から、順次、用地測量業務に着手することで、設計と測量の時期が重複している事例が岩手県においてそれぞれ見受けられた。

説明会の開催方法の効率化

土地収用法に基づく事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容に関する説明会を実施（土地収用法第15条の14）することとなっている。

被災地域の復興を迅速に進める必要があるため、国土交通省から、法定の要件に留意しつつ、事業実施に当たって行われる説明会を兼ねて事前説明会を開催するなどにより、事務負担の軽減と手続の迅速化が図られるよう通知が出された（「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」平成25年4月5日付け）。

この実施に当たっては、「鶴住居川・片岸海岸の防潮堤事業（岩手県）」をモデルケースとして取り組まれることとなり、復興事業の説明会と土地収用法に基づく事前説明会を兼ねて開催することで、当初の予定より事前説明会を3か月前倒しで実施することができた。

しかし、活用された事業は、この1件のみであり、活用できた理由として、所有者不明土地の存在が事業開始前から判明していたため、初動の段階から土地収用制度を視野に入れることが可能なものとなっていたためである。

事前説明会を他の説明会と兼ねることにより、その対応の迅速化に繋がるとともに、実施に関する準備作業、作成資料の軽減が図られるなど効率の高いものとなるが、市町村の場合、土地収用制

度の活用は都市計画事業の認可によるものもあり、また、県による場合、事業実施段階の説明会では、土地収用制度の活用の判断が難しいとの理由から活用が低いものとなった。

ア) 復興事業における早期事業認定等申請ルール

事業認定等に関する適期申請等については、原則として、用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時（3年8割）のいずれか早い時期を経過した時まで、収用手続きに移行するものとされているところである（「事業認定等に関する適期申請等について」（平成15年3月28日付け国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達））。

被災地における復興事業においては、収用手続きの活用が必要となる事業が増加することが見込まれたことから、中央用地対策連絡協議会事務局長から東北地区用地対策連絡会会長あてに、事業認定等に関する適期申請の実施と供用開始時期を見据えた収用手続きの活用について通知がなされ、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、事業認定申請が適切な時期と判断される限り、用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時を待たずに収用手続きに移行することは可能であり、望ましい措置であること、工事に要する期間と供用開始目標を見据えつつ、事業計画の検討段階からの事業認定申請に向けた準備、適切な段階での裁決申請への移行など、任意での用地取得と並行して事業認定及び裁決手続きを進めることが効果的であることとされた（「復興事業における事業認定適期申請ルールの周知等について」（平成25年10月3日付け中央用地対策連絡協議会事務局長通知））。

当該通知により、土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用について再度周知されることとなり、供用開始時期を見据えた収用手続きの効果的な活用が図られるものとなるものの、被災自治体からは、用地交渉に当たっては、極力任意買収による用地交渉を行い、任意買収が困難と判断した時点において、収用手続きへ移行することとしていたため、早期に収用手続きに着手するということは考えもしなかったとの意見もあり、活用事例は見受けられなかった。

イ) 事業の認定に関する処分に要する期間の短縮

国土交通省総合政策局長から岩手県知事、宮城県知事、福島県知事及び東北地方整備局長（事業認定庁）あてに、迅速な復興が進められるよう事業認定手続の円滑な進行を図るため、「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」（平成25年4月5日付け）が通知された。また、東日本大震災復興特別区域法が改正（平成26年法律第32号）（以下、「法改正」という。）され、「土地収用法の特例」が設けられた。

このことにより、事業の認定に関する処分の努力期間が、「3か月」から「2か月」に短縮されて、手続の迅速化が図られることとなった。

この結果、通知以降において、復興整備計画に記載された復興整備事業の認定に関する処分に要する期間が平均56日間となり、また、44件（全体の97.8%）の事業が2か月以内で事業の認定に関する処分がなされるものとなった。

ウ) 権利者調査の合理化

土地収用法においては、土地の所有者が不明であり、起業者が過失がなくて知ることができない

場合については、所有者を不明として裁決の申請をすることができることとされている。

被災地の現状として、この際の不明裁決申請に係る権利者調査の方法やその程度の判断が困難な状況にあったことから、不明裁決申請の適切な活用と運用を図るため、権利者調査の方法をガイドラインで明示することにより、土地収用手続きの迅速化と起業者の負担軽減を図ることとした（「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラインについて」平成26年5月23日付け）。

図表 3-2-22 不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン

○ガイドラインの概要（平成26年5月23日）	
1. 不明裁決制度の概要	
2. 起業者による調査	
	○ 権利者調査のプロセスを整理
	ステップ1：登記記録の調査
	ステップ2：住民票・戸籍等の調査
	○ 不明裁決申請に至るケースを分類し、合理的な範囲内での調査となるよう整理
	ケース1：権利者の氏名や住所が不明である場合
	ケース2：権利者の所在が不明である場合
	ケース3：権利者が国外にいる場合
	ケース4：権利者が死亡している場合
	ケース5：権利者間で持分の争いがある場合
3. 収用委員会による職権調査	
	○ 収用委員会は、必要以上に裁決手続を長期化させることとならないよう、調査の効果や必要性を考慮して調査の要否を判断すべきことを明示
4. 記載例	

出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」（平成28年7月）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf（令和4年11月21日閲覧）

当該ガイドラインは、不明裁決申請に至るケースを分類し、起業者が不明裁決の申請をする際に必要となる権利者調査のプロセスを整理して、起業者に明示したものとなっている。これらの各ケースによる項目に基づいて実施した調査結果を、「土地収用法施行規則第17条第2号イの規定による証明書」に記載することによって、不明裁決申請をすることが可能なものとなる。

その後、平成30年11月に第2版が改訂され、登記記録等の確認、住民票及び戸籍の調査等によっても権利者を確知できない場合の確認方法について示されるとともに、平成30年に制定された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する事項が追記されるものとなった。

当該ガイドラインについては、不明者に関する調査の実施に当たって、ガイドラインに沿った作業が可能となるものであり、該当箇所に必要な調査内容が明示されていることから、不明裁決申請の手続を円滑に進めることができるものとなった。また、土地の所有者が不明である場合には、不在者財産管理人制度の活用を検討した上で、その活用が困難な場合に、不明裁決制度の手続に移行するものが多くあったところ、不在者財産管理人の選任申立てを行っているか否かは、裁決申請の前提条件ではないと明示されたことから、岩手県から柔軟な選択が可能となったとの意見があった。

エ) 緊急使用の活用

既に土地収用法による裁決申請を行っている土地について、緊急に事業を施行する必要がある場合においては、その使用期間が6か月と定められているところ、復興整備事業（東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難となるもの）を対象に1年とする法改正が行われた。

また、緊急使用の許可を行う前に土地調書が完全に補充される必要はないものとなり、さらに、起業者において合理的と考えられる範囲で必要な調査が行われている場合は、添付書類の一部が省略されている場合（以下キ）参照）であっても、緊急使用を許可するなど柔軟な運用が図られることとなった（「東日本大震災復興特別区域法等における土地収用法の特例について」平成26年5月20日国総収第11号）。

緊急使用の申立については、岩手県における「金浜海岸防潮堤事業及び津軽石川堤防事業（宮古市）」において、取得困難な多数共有地（登記名義人24人）及び多数相続の土地（相続人250人以上）が2筆あったことによるもの及び大槌漁港海岸安渡地区海岸改修工事及び二級河川大槌川改修工事（申請後取下げ）のみとなったものの、当該防潮堤事業については、1年程度工事着工が前倒しとなった。

件数が少数であった理由として、被災自治体から、収用裁決手続の迅速化が図られ計画的かつ短期間で行われる見込みが高まり、事業の円滑な進捗に目途がついたため、緊急使用の申立による事業早期着手の必要性が低減したためと考えられるとの意見があった。

オ) 収用裁決手続の迅速化

収用裁決手続の迅速化を図るため、以下の内容について法改正が行われた。

- ・ 添付書類の省略

裁決申請に当たっては、裁決申請書に、①収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目、②土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間、③権利を取得し、又は消滅させる時期及び④登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、土地の所在等を記載した土地調書については、その添付を省略することができることとされた。

図表 3-2-23 金浜海岸防潮堤事業箇所 航空写真



緊急使用箇所（工事中）

出所）岩手県宮古土木センター

図表 3-2-24 大槌漁港海岸安渡地区事業計画図

【事業計画図】



出所）岩手県

なお、この場合、土地調書の作成後は速やかに省略された部分の補充を行う必要がある。

このことにより、早急な収用裁決申請が可能となり、起業者において申請書類の補充作業を行っている間、収用委員会においては提出のあった書類の確認など、審理に必要な事項の検討を進めることが可能となり、収用裁決手続を効率的に進めるものとなるものの、土地収用制度における事務処理期間が全般的に短縮されたとの意見が被災自治体からあったことから、添付書類の省略を行った件数は、0件であった。

- ・ 明渡裁決に要する期間

収用委員会は、復興整備事業に関する明渡裁決の申立てがあったときは、できる限り6か月以内に明渡裁決又は却下の裁決をするよう努めるものとされた。

このことにより、おおむね1年程度見込まれていた裁決に要する期間が、大幅に期間の短縮が図られることとなり、35件あった裁決手続について、処理に要する平均期間が166日、6か月以内に裁決が行われたものが7割に及ぶものとなり、効果が現れた。

b. その他の取組

ア) 指名委員制度

収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く）の一部を指名委員に委任することができることとなっている。

被災3県では、被災前においては指名委員制度の活用がなかったものの、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の実施以降は、当該制度を活用して現地調査が行われることとなった。このことにより、同日に複数の現地調査を行うことが可能となり、収用手続の迅速化が図られるものとなった。

イ) 収用対象要件の拡大

一団地の住宅施設の整備を実施することとした場合、都市計画法第11条第1項第8号において「一団地の住宅施設」とは、「一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう」と規定されており、被災地における集団住宅は小規模なものが多かったことから、都市計画法上の都市施設に該当しないものとなっていた。

この場合、価格不満、所有者不明土地などが存在したとしても、土地収用制度の活用が困難となり、復興整備事業に支障が生じることとなる。

図表 3-2-25 大槌町安渡地区 航空写真



小規模団地住宅施設整備事業（安渡地区）

このことを踏まえて、法改正が行われ、5戸以上50戸未満の集団住宅の整備についても、復興整備事業における小規模団地住宅施設整備事業として都市計画法における都市施設としてみなすこととされた。このことにより、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受け、同法第62条第1項の規定による告示があった場合は、土地収用法の規定による事業の認定の告示があったものとして（同法第70条第1項）、土地収用制度の活用が行えるものとなった。

土地収用制度の対象要件の拡大が法改正により図られたことから、小規模団地住宅施設整備事業においては、岩手県大槌町において、所有者不明土地、境界争い等の取得が困難な土地があったため、都市計画法による都市施設として事業認可を経たものが2件となった（この内、1件については任意買収により解決、1件については、任意買収が可能となり裁決申請の取下げ）。また、裁決申請に当たって、通常約4～12か月要する都市計画事業の認可から裁決申請書提出までの期間が、約3週間に短縮されるものとなった。

ウ) モデルケースによる迅速化

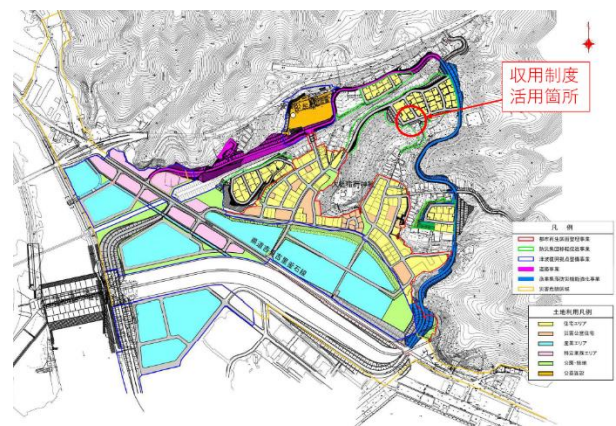
岩手県釜石市内における鶴住居・片岸海岸防潮堤事業においては、所有者不明、境界未定地などの土地が複数存在していたことから、復興庁、法務省及び国土交通省の連携チームにより、用地取得の迅速化のモデルケースとして、解決に向けた取組が行われることとなった。

この取組によって、資料作成期間を含めた事業認定の手續に1～2年程度要すると懸念していたところ、申請書類の作成期間4か月を経て、事業認定庁（東北地方整備局）による申請書類の事前審査1か月という期間により申請書類を概ね完成させることができた。

また、平成25年4月14日に土地収用法に基づく事前説明会と復興事業の説明会を兼ねて開催した。

なお、当該事業認定申請書は、その後の防潮堤事業における申請書類の参考として活用されるものとなり、さらに、防潮堤事業における事業認定申請書関係書類については、国土交通省WEBサイト（事業認定申請の手引き（第2版）について）にその公益性等の説明事例集として公表されるものとなった。

図表 3-2-26 大槌町安渡地区 事業計画図



出所) 岩手県大槌町

図表 3-2-27 大槌町赤浜地区 事業計画図



出所) 岩手県大槌町

5) 収用手続効率化の結果

a. 被災3県における土地収用実績調査

土地収用制度の活用にあたっては、被災3県において、通常少数となっているところ、平成28年度においては、20件に及ぶなど、その活用が図られるものとなった。

図表 3-2-28 土地収用実績調査（被災3県）

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計
岩手	事業認定	4	4	10	2	2	0	0	1	0	23
	事業認可	1	2	1	0	0	1	2	0	0	7
	収用裁決	0	3	10	8	12	6	1	1	1	42
宮城	事業認定	2	4	10	5	5	10	3	0	0	39
	事業認可	1	9	3	1	1	1	0	0	0	16
	収用裁決	0	3	5	9	4	4	12	8	0	45
福島	事業認定	0	2	2	7	7	1	2	1	0	22
	事業認可	0	1	0	3	1	2	0	0	0	7
	収用裁決	0	0	0	3	2	3	2	1	0	11
計	事業認定	6	10	22	14	14	11	5	2	0	84
	事業認可	2	12	4	4	2	4	2	0	0	30
	収用裁決	0	6	15	20	18	13	15	10	1	98

出所) 復興庁

b. 被災3県における改正特区法（土地収用法の特例）活用件数

被災3県における改正復興特区法の活用状況は、事業認定手続期間の短縮が41件、緊急使用の活用が2件、収用裁決期間の短縮が34件及び50戸未満の小規模団地への収用適格が2件となり、活用件数は79件に及んだ。

図表 3-2-29 改正特区法活用件数（被災3県）

被災3県における改正特区法(土地収用法の特例)活用件数(県・市町事業)

復興整備計画対象事業		事業認定件数	緊急使用 6月→1年 (法73条の2、 法73条の5)	50戸未満の小規模団地への 収用適格 (法46条、法54条の2)	事業認定手続 期間の短縮 3月→2月 (法73条の2)	裁決申請時の 添付資料省略 等 (法73条の3)	収用裁決期間 の短縮6月以 内 (第73条の4)	不明裁決
岩手	国	2(0)	0	0	1	0	6	12
	県	11(1)	2	0	10	0	5	5
	市町村	6(5)	0	2	1	0	4	2
	小計	0	2	2	12	0	15	19
宮城	国	0(0)	0	0	0	0	0	0
	県	20(1)	0	0	19	0	16	11
	市町	7(5)	0	0	2	0	3	2
	小計	0	0	0	21	0	19	13
福島	国	0(0)	0	0	0	0	0	0
	県	13(5)	0	0	8	0	0	2
	市町	0(0)	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	8	0	0	2
合計		59(17)	2	2	41	0	34	34

※「土地収用法の特例を活用した件数」=復興整備計画に位置付けた事業のみを集計
 ※事業認定件数のうち、()書きは事業認可で内数。

出所) 復興庁

- ・ 緊急使用
 金浜海岸防潮堤事業及び津軽石川堤防事業（岩手県宮古市）
 大槌漁港海岸安渡地区海岸改修工事及び二級河川大槌川改修工事（岩手県大槌町）
 事例については、上記4) a. カ) 記載による。
- ・ 50戸未満の小規模団地への収用適格
 大槌都市計画一団地の住宅施設整備事業（岩手県大槌町安渡地区）
 大槌都市計画一団地の住宅施設整備事業（岩手県赤浜地区）
 事例については、上記4) b. イ) 記載による。
- ・ 事業認定手続期間の短縮
 鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事（岩手県釜石市）外
 事例については、上記4) a. エ) 記載による。
- ・ 収用裁決期間の短縮
 鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事（岩手県釜石市）外
 事例については、上記4) a. キ) 記載による。

c. 被災3県における土地収用法活用状況一覧

概ねすべての起業者及び事業において土地収用制度が活用され、また、事業認定申請期間及び収用裁決期間の短縮も高い確率で達成されるものとなった。

図表 3-2-30 土地収用法活用状況一覧（被災3県）

【3県集計】

県名	起業者別				事業別									事業認定申請			裁決申請			復興整備計画	令和4年3月末現在		上段：全事業 下段：復興整備計画記載分			
																					事業認定申請期間の短縮 3月→2月 (法73条の2)	収用裁決期間の短縮 5月以内 (第73条の4) 5月からの期間	50戸未満(法46条、法54条の2)	不明 裁決		
	国	県	市町村	計	道路	河川	海岸	漁港	都市計画	海岸・河川	海岸・道路	最短	最長	平均	最短	最長	平均	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数		
岩手県	7	16	7	30	18	0	2	0	7	3	0	34	197	56	50	483	175	19	22	95.7%	0	2	30	71.4%	2	36
	2	11	6	19	8	0	2	0	6	3	0	40	197	64	83	378	168	12	92.3%	0	2	15	71.4%	2	19	
宮城県	7	33	15	55	24	11	3	0	16	0	1	40	313	59	65	368	150	27	37	94.9%	0	0	36	80.0%	0	26
	0	20	7	27	15	3	2	0	6	0	1	40	58	52	65	368	142	21	100.0%	0	0	19	82.6%	0	13	
福島県	2	27	0	29	8	3	11	0	7	0	0	39	61	52	76	281	205	13	22	100.0%	0	0	2	18.2%	0	4
	0	13	0	13	1	1	6	0	5	0	0	41	61	55	195	251	0	8	100.0%	0	0	0	0.0%	0	2	
計	16	76	22	114	50	14	16	0	30	3	1	34	313	56	50	483	167	59	81	96.4%	0	2	68	69.4%	2	66
	2	44	13	59	24	4	10	0	17	3	1	40	197	56	65	378	161	41	97.6%	0	2	34	69.4%	2	34	

出所) 復興庁

(4) 用地取得事務

被災自治体においては、被災後の救済活動等の対応に人手が取られる傍ら、被災した公共施設の復旧、経済活動の立て直し等を進めていく必要があり、そのためには、復興事業を確実かつ計画的に進めていく必要がある。

復興事業を進めるためには、その職務を担当する職員が不可欠となるが、被災自治体においては職員がそもそも不足しているとともに、日頃から用地取得等を行うための専門知識を有する職員を配置していないなど、用地取得のためのマンパワーが不足している状況にあった。

このことから、事業を実施する地方公共団体の負担軽減を図り、用地取得加速化を実現するため、以下の取組が実施された。

1) 地方公共団体の負担軽減の取組

a. 補償コンサルタントへの権利調査の外注の促進

権利調査に関する業務を司法書士、補償コンサルタントに委託し、これらの経費に復興交付金を充てることで、自治体のマンパワー不足を軽減し、移転先等用地取得を効率的に実施した。また、特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することとなることから、外部委託することによって、効率的な事業進捗が可能となった。岩手県野田村においては、岩手県土地開発公社を活用することにより、用地取得に関する業務を実施し、また、約5か月の期間を要する立木補償調査などを補償コンサルタントに委託することによって、移転先用地取得率が平成24年3月末時点において0%であったところ、平成26年9月末には100%に達することとなった。

岩手県陸前高田市においては、家屋調査、立木調査、権利調査等の業務を委託することによって、移転先用地取得率が、平成25年3月末時点において9%であったところ、平成26年9月末には100%に達することとなった。

宮城県石巻市においては、補償調査等の業務を補償コンサルタントに委託したところ、移転先用地取得率が平成25年3月末において7%であったところ、平成27年6月末には100%に達することとなった。

上記は、参考事例となっており、他の被災市町村においても、業務の外注が多く行われた。

図表 3-2-31 用地取得関係業務における補償コンサルタント等の活用状況（H28.5末時点）

県名	補償コンサルタント等に委託した市町村数	うち所有者不明土地に関する委託
岩手県	7	2
宮城県	10	1
福島県	6	1
茨城県	1	0
合計	24	4

出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.18
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf
 (令和5年7月31日閲覧)

b. 司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注の促進

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくり事業に係る用地業務のうち登記関係業務については、権利者調査業務と同様に、司法書士、土地家屋調査士等への委託が可能な業務となっており、委託に当たっては、東日本大震災復興交付金を充てることができることを通知した（平成26年5月27日国土交通省等通知）。

対象となる業務は、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業及び漁業集落防災機能強化事業における自治体が土地の買上げを行うときの所有権移転の登記等（これに伴う代位による登記を含む）の権利に関する登記業務及び当該事業に係る分筆、合筆、地積更正、地目変更等表示に関する登記業務の委託経費となっている。

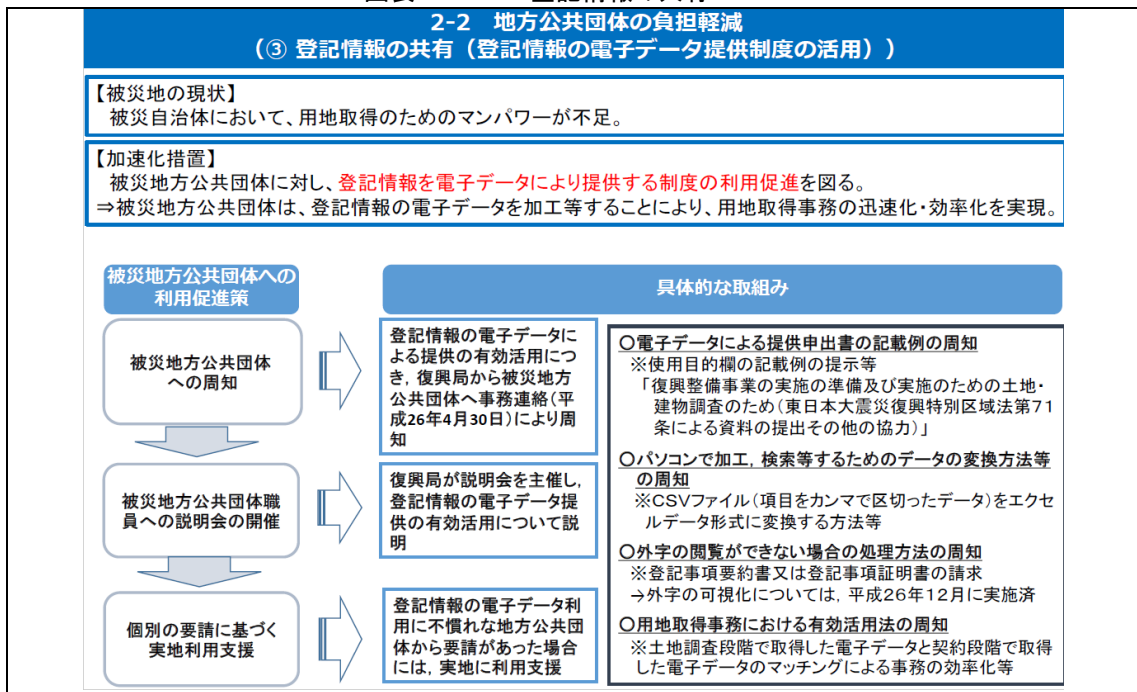
c. 登記情報の共有

登記情報の共有とは、登記所が保有する登記情報を、被災地方公共団体に対して、電子データにより提供する制度となっている。当該制度の利用促進を図ることによって、被災地方公共団体は、電子データを共有、加工等することにより、用地取得事務の迅速化、効率化を実現するものとなった。

具体的な取組として、電子データによる提供申出書の記載方法、パソコンによる加工方法、検索等するためのデータの変換方法、外字の閲覧ができない場合の処理方法、用地取得事務における有効活用法等の周知を行った。

復興事業整備等の実施に伴い、必要となる登記情報及び地図情報について、平成29年4月1日現在において、国や県の機関、市町に対して、累計で約2,079万筆分のデータを提供するものとなった（仙台法務局管内）。

図表 3-2-32 登記情報の共有



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.19

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和5年7月31日閲覧)

d. 相続調査の迅速化・効率化

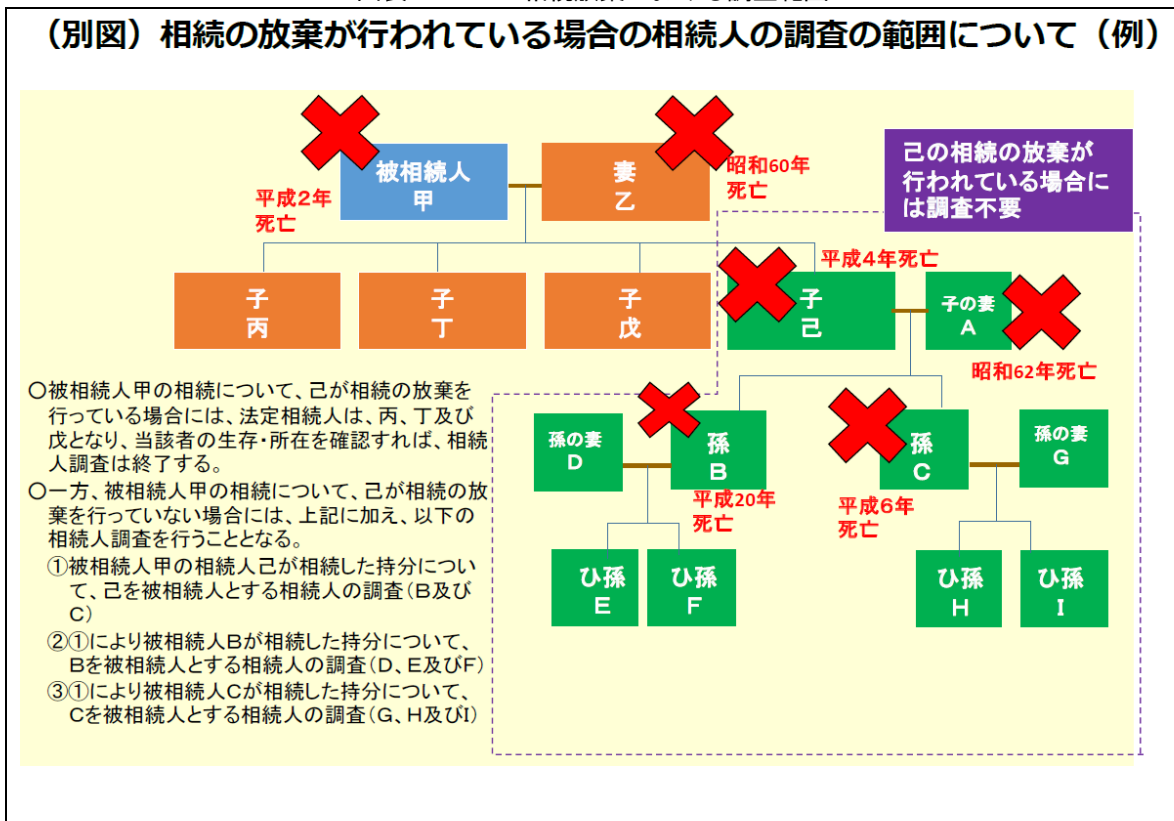
復興事業に基づく用地取得に関する被災地方公共団体からの相続放棄の申述の有無の照会について、手続の簡素化を図りつつ家庭裁判所への照会方法の周知を行った。照会の結果、相続人が過去に相続放棄をしていたことが分かれば、当該相続人は相続から除かれるものとなる。

また、過去の相続放棄を踏まえて、相続を原因とする所有権移転の登記を被災地方公共団体が代位して囑託する場合も、上記照会の回答文書を添付すれば足りる扱いとなった。

具体的には、相続人（下図の己）が死亡している場合などに、被相続人（下図の甲）の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に相続の放棄の申述の有無の照会をすることで、被相続人の相続に関し、全ての相続人について相続の放棄の有無を確認することができるものとなっている（原則、照会年の30年前までに死亡した被相続人に関するもののみ回答可能。ただし、家庭裁判所によって調査・回答可能な範囲は異なる）。

図表 3-2-33 相続放棄における調査範囲

（別図）相続の放棄が行われている場合の相続人の調査の範囲について（例）



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.21

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和4年11月21日閲覧)

e. 行政機関による事務処理の迅速化

ア) 戸籍事項証明書等の公用請求に当たっての対応

復興整備事業に係る用地取得業務を遂行するに当たっては、土地所有者等の戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）及び住民票の写し等の確認は必要なものとなっており、可能な限りこれらの書類の早期の取得が求められている。

各市区町村については、従前から、被災自治体による戸籍事項証明書等の公用請求について、適切に対応してきたものの、復興整備事業の更なる進捗に応じ、戸籍事項証明書等の公用請求がますます増加する状況にあった。また、公用請求については、当時、最も優先して対応すべき事項となっていたものの、同時に、これらに伴い増大する証明書等の発行事務に係る被災自治体の負担軽減と事務の効率化も図る必要があった。

このことから、当初から、復興整備事業に伴う大量の証明書等の公用請求（おおむね30通以上）に当たっては、事前に請求先市町村担当者に電話連絡の上、請求単位を小分け（例えば、1件30通の請求を、6通ずつ5件に区分するなど）にして行うものとする、請求に際しては、例えば相続関係の確認に際し、公用請求書の備考欄に、請求の対象者に係る土地登記事項証明書上の最終登記年月日を記載することにより、請求先市町村における検索事務の効率化を図るなど、同欄を適宜活用することの取組が行われていた。

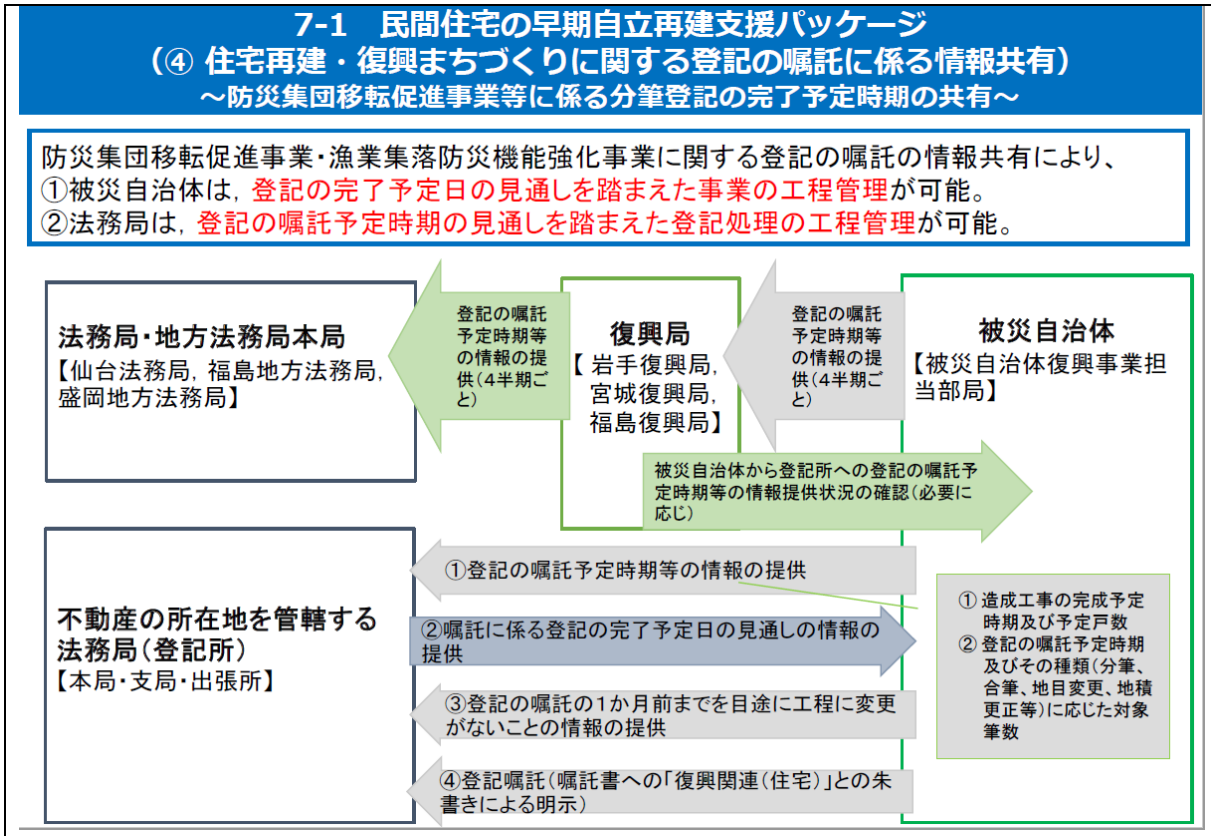
これらの取組は、一定の成果を上げていたものの、迅速化を図るための更なる取組として、例えば、公用請求をする被災自治体において、記録事項証明書等の請求書の上部にスタンプを用いるなどして「復興関連」と朱書きするとともに、請求に使用する封筒にも同様に「復興関連」と朱書きするなどの措置を採ることにより、公用請求を受けた市区町村に対して当該請求書の処理が優先度の高いものであることを注意喚起することなどの方法も採られることとなった。

イ) 登記の嘱託に当たっての対応

防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業においては、分譲地の造成までの期間だけでなく、造成完了から、自宅の建築を経て、最後の工程である入居に至るまでの期間を短縮することも極めて重要な問題となっていた。

住宅の着工については、通常、分譲地の分筆登記（これに必要な合筆、地積更正、地目変更等の登記を含む）が完了してから行うのが通常となっており、被災自治体が嘱託した分筆登記の円滑な処理及び分筆登記後の被災自治体による円滑な売却を迅速に行う必要があった。このことから、被災自治体から幅広く分筆登記の嘱託書の提出時期等の情報を法務局に提供し、法務局から被災自治体に当該登記の完了予定日の見通しなどの情報を提供するなどにより両者間で情報共有することが法務局及び被災自治体のそれぞれの事務の適時適切な処理に資するものとなるため、法務局において登記の完了予定日の見通しなどの情報を被災自治体と共有するなどの取組が行われることとなった。

図表 3-2-34 登記の嘱託の情報共有



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.69

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和4年11月21日閲覧)

2) 司法書士の市町村駐在

○ 背景

用地取得事務については、特に時間とマンパワーを要することから、用地取得加速化プログラムにおいて、市町村の用地取得事務を支援するため、権利者調査の補償コンサルタント・司法書士への外注を推進した。

この一環で、司法書士を復興庁期間業務職員として採用し、市町村に駐在させる取組を平成26年度から実施している。募集に際しては、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という)との間で司法書士への採用の周知について調整し、日司連においても募集の周知を行った。

平成26年1月21日、復興大臣が記者発表して周知したところ、反響は大きく、司法書士、元司法書士、司法書士未登録者等多くの司法書士から応募と問合せがあり、平成26年4月末には、大臣が2回目の採用の案内を行った。

その後も現在に至るまで復興庁で募集を継続しており、日司連は、復興庁の募集に合わせて募集の周知を行っている。

○ 採用状況

最初の採用は、平成26年5月1日の大槌町での駐在である。

これまで復興庁採用の司法書士の資格者は、平成26年以降、岩手県の3自治体、宮城県の5自治体、福島県の2自治体で同司法書士が勤務した。特に宮城県の自治体で多くの職員が勤務すること

になり、令和3年3月時点でも、宮城県の3自治体で同司法書士が勤務していた。なお、こうした司法書士の中には、復興庁採用を終えた後も市町村の任期付き職員等として勤務に移行するケースも複数あった。

○ 復興庁・司法書士会による連絡会の開催

多くの自治体で復興庁採用司法書士が活躍した宮城県では、平成30年以降、日司連、宮城県司法書士会、派遣司法書士、復興庁が参加し、年に1～2回の連絡会を実施した。

第1回を平成30年1月、2回目を同年9月、3回目を平成31年1月、4回目を令和元年7月、5回目を令和2年1月、6回目を令和3年2月、7回目を令和3年11月、8回目を令和4年12月に開催した。

連絡会では、司法書士の勤務状況、用地業務を中心とする業務状況、工夫や課題について共有し、スキルの向上を図るほか、復興庁からの復興政策の最新の状況や復興庁の動き、日司連等からの民法等の関係法令改正や研修、ネットワークの最新情報の提供があり、自治体での数少ない法律の専門職員である司法書士にとって意義あるものとなっている。

○ 評価

勤務した司法書士からは、「当初行政システムに苦慮したが、勉強になった」「担当業務以外の法律相談にも幅広く関わり、役所の仕事に貢献できたと思う」などの声があったほか、自治体でフルタイム勤務する場合に、司法書士会を退会し、情報が入らなくなることについて懸念の声もあった。この懸念への対応の一環として行ったのが上記連絡会である。

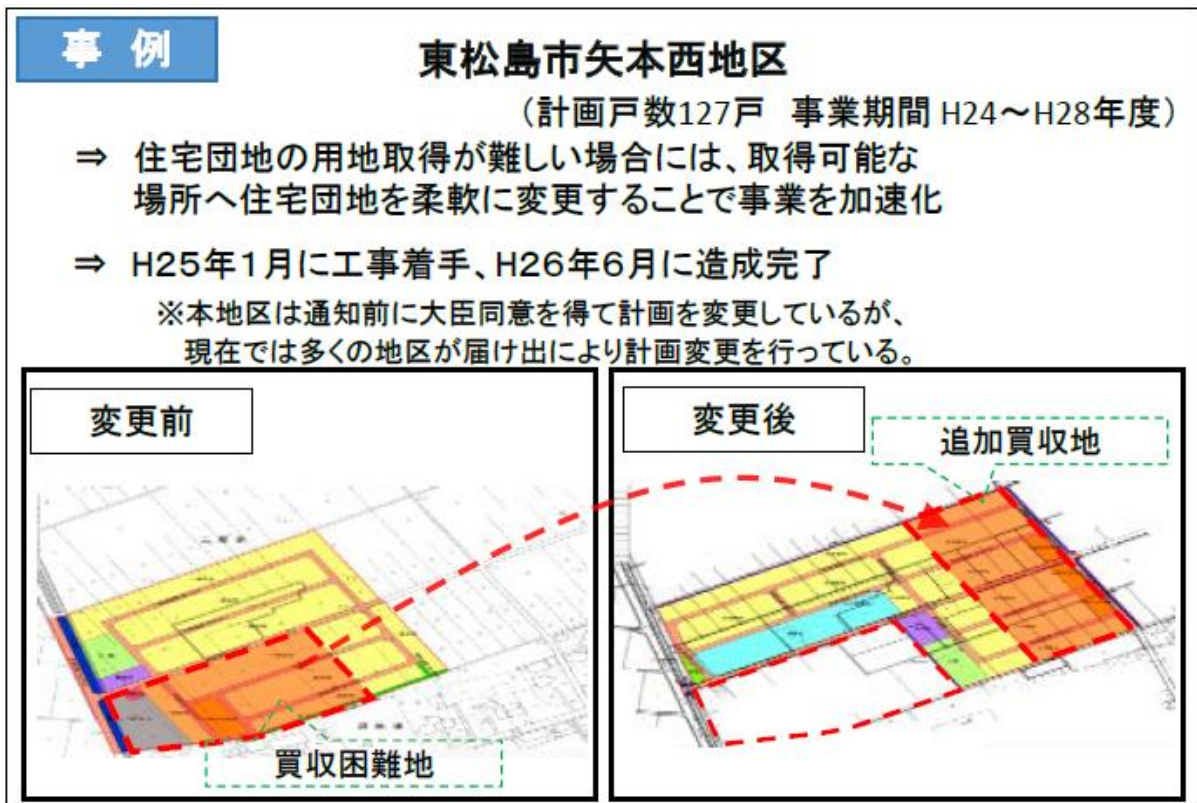
司法書士との連携は、多くの自治体で進んでおり、司法書士が駐在していない自治体であっても、ほとんどの自治体が司法書士と連携して業務を委託するなどしている。日常的に司法書士と連携している自治体にとっては、司法書士が駐在する必要まではなかったとの意見もあった。

駐在している庁では、数少ない法律の専門家として部署を超えて活動している駐在司法書士もいる。「マンパワー不足が深刻だった当時、大変助かった」との意見が多く見られた。一方で、どのような仕事を任せるか悩ましかった、民間時代との勤務条件の違いがあり苦慮したとの意見もあった。復興庁HPでは、自治体で勤務した駐在司法書士の体験談を読むことができる。

(5) 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化

防災集団移転促進事業は、道路等の公共事業とは異なり、事業用地として必要とする土地が特定されるものとはなっていないため、比較的容易に計画の変更が可能な事業となっている。このため、用地取得が困難な土地が存する場合には、柔軟に取得用地を変更することで、事業の加速化が図られた。

図表 3-2-35 柔軟な変更の事例（東松島市）



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.9より作成
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和4年11月22日閲覧)

1) 特徴

防災集団移転促進事業は、居住者の土地を買収するとともに、住宅団地への住宅の移転を目的とする用地買収型、かつ、都市計画決定を要しない任意事業型の仕組みであり、迅速な事業着手や、柔軟な計画変更ができる仕組みとなっている。

2) 措置内容

集団移転促進事業計画を変更する場合、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないが、軽微な変更については、国土交通大臣に届け出ることにより処理することができる。このため、東日本大震災復興交付金を充てて行う防災集団移転促進事業における軽微な変更の対象を以下のとおり拡充することにより、柔軟に事業計画の変更が可能となるものとし、事業計画変更手続きに要する事務処理の負担軽減が図られるものとなった。

- ・ 直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満

の変更を軽微な変更として取り扱う（平成25年3月27日国都安第183号）。

- ・ 補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とする（平成25年9月26日国都安第43号）。

3) 移転先用地の区域変更実績（H28.3末時点累計件数）

主な効果として、住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となっていることから、事業計画変更手続に要する手間と時間が削減されるものがあつた（事例：宮城県東松島市約2か月短縮）。

図表 3-2-36 移転先用地の区域変更実績

実績 移転先用地の区域変更実績 (H28.3末時点累計件数)		
県名	変更件数	うち届出によるもの
岩手県 (95地区)	165件 (91地区)	54件 (40地区)
宮城県 (189地区)	379件 (183地区)	174件 (131地区)
福島県 (47地区)	59件 (42地区)	43件 (36地区)
茨城県 (2地区)	1件 (1地区)	0件 (0地区)
合計 (333地区)	604件 (317地区)	271件 (207地区)

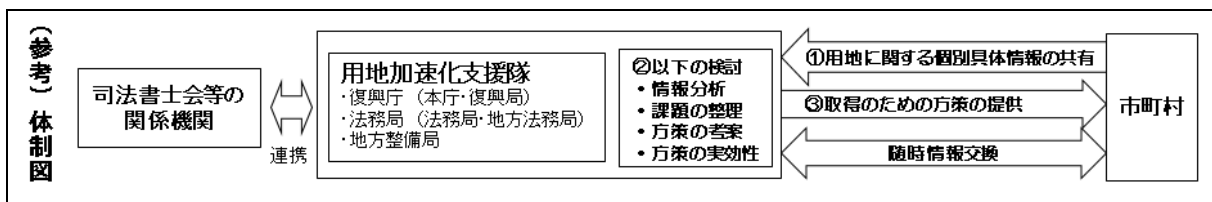
出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.9より作成
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf
 (令和4年11月22日閲覧)

(6) 用地加速化支援隊による市町村支援

1) 概要

平成25年10月、加速化措置第三弾として、用地取得手続を画期的に短縮することを目的とした「用地取得加速化プログラム」が取りまとめられた。しかし、市町村の現場においては、加速化措置を十分に活用し切れていないケースが見受けられたため、平成26年2月1日に関係省庁の職員約30人で構成される用地加速化支援隊を発足することとなった。

図表 3-2-37 用地加速化支援隊による市町村支援



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月) P.26より作成
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和4年11月22日閲覧)

2) ねらい・活動内容

取得が困難な用地（相続手続未了、相続人多数、共有者多数、古い担保権など）を対象に、個別の土地を巡る課題の解決を市町村と共に進めるものとなっている。

具体的には、対象となる土地の登記記録、図面、戸籍、相続、地権者の意向等の個別具体の情報を市町村から聞き取り、復興庁(本庁・復興局)、法務局、地方整備局が、関係機関と連携し、行政手続、司法手続、民間の実務など、多様な専門的知識を活用して課題の解決を図っていくものとなっている。

さらに、復興庁で採用した被災市町村に駐在する司法書士との連携を図り用地事務処理を迅速化させた。

a. 復興庁復興局職員による収用手続支援の実施

土地収用制度の活用が見込まれる地方自治体に復興庁復興局職員が直接出向き、資料作成に係る指導を実施した。

資料作成に係る説明を直接受けることによって、具体的な工程、作業内容等を把握することが可能となり、また、制度活用に当たっての疑問について支援を迅速に受けることのできるものとなったことから、自治体職員の作業の軽減及び事務処理不明箇所の解消に資するものとなった。

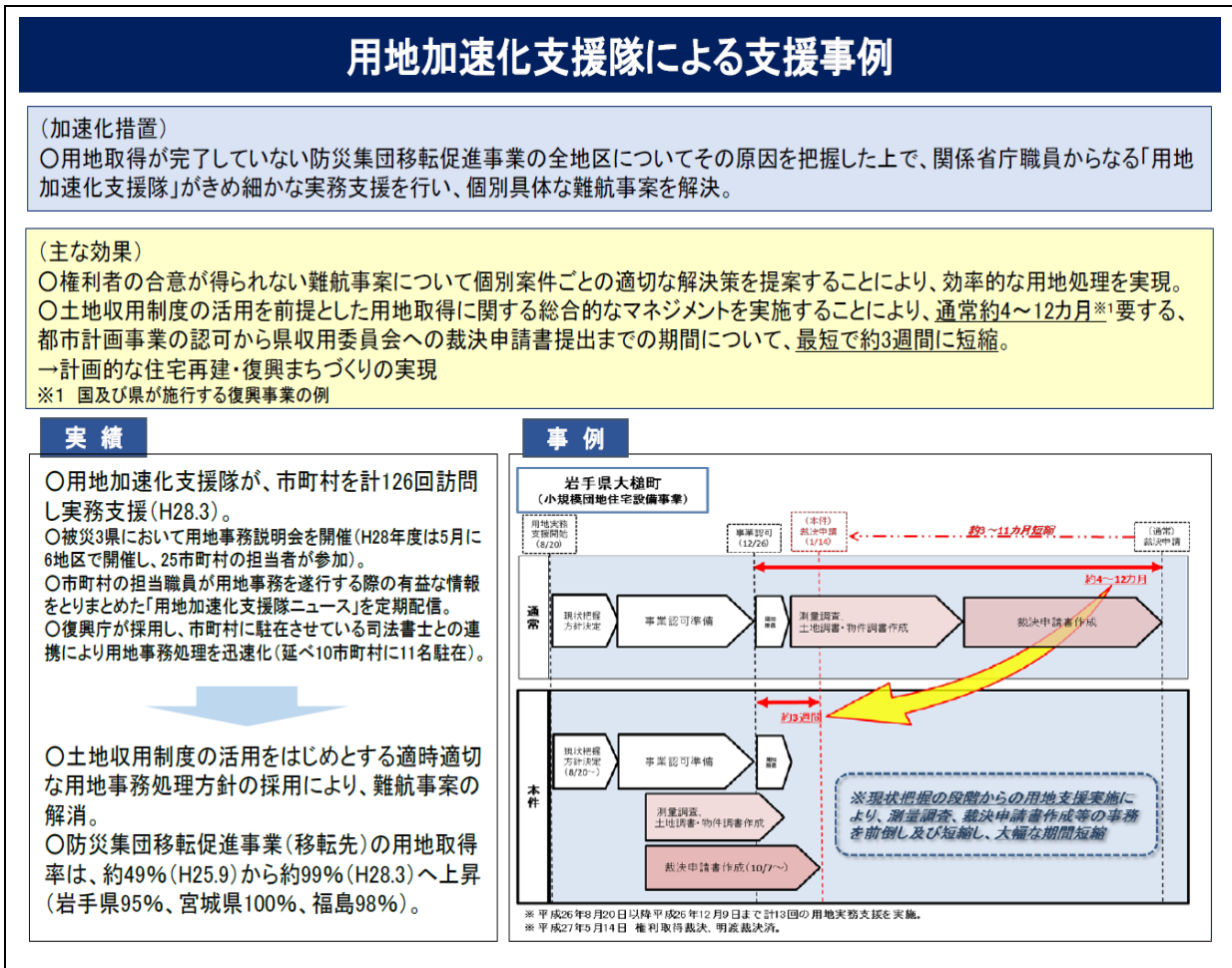
これらの支援は、平成26年から平成27年にかけて行われ、市町村支援回数合計78回、岩手県支援回数合計217回（個別の事業数をもとに集計）に及び、平成28年3月25日岩手県復興局長から感謝状を受けるまでのものとなった。

図表 3-2-38 自治体職員と復興局職員の打合せの様子



出所) 復興庁

図表 3-2-39 用地加速化支援隊による支援事例



ては、校舎に接する道路の整備についても説明する必要があるものの、これらの整備計画が明確とはなっていなかったため、計画資料の作成に要する期間を回避することができるものとなった。

図表 3-2-40 赤崎小学校建設予定地（着工前）



出所) 大船渡市

図表 3-2-41 赤崎小学校（竣工後）



出所) 大船渡市

c. 用地説明会の実施

復旧・復興事業に従事する被災自治体における用地処理の加速化に寄与することを目的として、「公共用地の取得に関する説明会」が開催された。

この説明会は、主として、新たに用地事務を担当することとなった者を対象とし、公共用地の取得等に関する基本的な事項の説明会を、関係機関の協力を得て開催された。

図表 3-2-42 用地説明会の様子



出所) 復興庁

平成 28 年度開催の説明会は、1 日目は 13 時から始まり、2 日目は 9 時 30 分から 16 時 10 分まで、休憩を各講義の合間に挟みながら行われた。その内容は、1 日目が、①「用地取得の加速化措置 (30 分)」復興庁、②「財産管理制度 (60 分)」家庭裁判所、③「用地補償に関する税務 (90 分)」仙台区税局、2 日目が、④「嘱託登記・登記情報の取得 (90 分)」法務局、⑤「補償コンサルタント

業務（50分）」東北地方整備局用地部、⑥「公共補償基準概論（90分）」東北地方整備局用地部、⑦「土地収用法概論（90分）」東北地方整備局用地部となっている。

開催に当たって、アンケートを実施し、有意義であったとする回答が、110人中107名となった。また、受講者からは、「初めて用地事務を担当し、研修も未受講のため、説明会で制度を学べたのは有り難かった」「用地初心者には難しい内容だった」「おおよそ理解できたが、そもそも専門用語が分からない、実務のイメージがつかみづらい」などの声もあった。

平成26年から平成28年までの間の実施状況は、以下のとおりとなっている。

図表 3-2-43 用地説明会等参加自治体一覧

●用地説明会等参加自治体		日	久野	宮古	山田	大槌	釜石	大船渡	陸前高田	気仙沼	南三陸	石巻	女川	東松島	利府	塩竈	七ヶ浜	多賀城	仙台	名取	岩沼	山元	新地	相馬	南相馬	浪江	葛尾	双葉	大熊	富岡	楢葉	広野	いわき				
			市	村	町	町	市	市	市	市	市	町	市	町	市	町	市	町	市	市	市	市	町	市	市	市	市	町	町	町	町	町	町	町	市		
H28	岩手	大船渡地区用地説明会	5/12~13					●	●																												
		宮古地区用地説明会	5/26~27		●	●	●																														
	宮城	石巻地区用地説明会	5/24~25									●	●	●																							
		気仙沼地区用地説明会	5/30~31								●	●																									
	福島	南相馬地区用地説明会	5/9~10																						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
いわき地区用地説明会		5/23~24																						●											●		
H27	岩手	宮古地区用地説明会	4/27~28		●	●	●																														
		大船渡地区用地説明会	5/20~21					●	●	●																											
	宮城	気仙沼地区用地説明会	5/11~12								●	●																									
		石巻地区用地説明会	5/12~13										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		仙台地区用地説明会	5/14~15													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
福島	南相馬地区用地説明会	5/18~19																						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	いわき地区用地説明会	5/19~20																									●								●		
H26	岩手	説明会(岩手復興局)	5/9		●	●	●	●	●	●																											
		説明会(大槌町役場)	5/15					●																													
		勉強会(釜石市ふれあいせ)	5/24					●																													
		研修会(県久慈合庁)	5/29		●	●																															
		研修会(県大船渡合庁)	6/4						●	●																											
		研修会(県釜石合庁)	6/5					●	●	●																											
		勉強会(大槌町役場)	6/24						●																												
		勉強会(大槌町役場)	7/31						●																												
	宮城	説明会(宮城復興局)	5/8								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		勉強会(南三陸町役場)	6/11									●																									
		勉強会(気仙沼市役所)	6/12								●																										
		勉強会(女川町役場)	7/2										●																								
		勉強会(松島町役場)	7/3											●											●	●											
福島	説明会(福島復興局)	5/14																						●	●	●								●			

出所) 復興庁

d. 用地加速化支援隊ニュースの発行


用地加速化支援隊ニュースは、用地事務を行うに当たっての有益な情報を取りまとめたものとなっており、用地加速化のための方策や早期住宅着工のための方策などの情報を発信するものとなっている。

14号まで発行され、市町村における用地事務を担当する職員の業務の参考に資するものとなった。第1号から第14号までの記事の内容は、以下のとおりとなっている。

- 平成26年9月24日第1号
 - ・ 最近の用地加速化支援隊の活動状況
 - ・ 土地収用制度の活用が任意協議妥結を導いた事例について

- 平成 26 年 12 月 5 日発行（第 2 号）
 - ・ 最近の用地加速化支援隊の活動状況
 - ・ 表示登記業務の委託により市町村担当者の負担が大幅に軽減した事例について
- 平成 27 年 1 月 26 日発行（第 3 号）
 - ・ 用地加速化事例の紹介
- 平成 27 年 6 月 3 日発行（第 4 号）
 - ・ 補償委託業務の監督員における留意点【補償調書の算定について】
- 平成 27 年 8 月 28 日発行（第 5 号）
 - ・ 公共用地交渉を含む発注者支援業務について
- 平成 27 年 11 月 27 日発行（第 6 号）
 - ・ 多数共有地をめぐる現状
 - ・ 登記の特例の概要
 - ・ 平成 27 年 4 月 1 日地方自治法が一部改正され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されたことによる記事を掲載したもの
- 平成 28 年 3 月 25 日発行（第 7 号）
 - ・ 戸籍法第 10 条の 2 第 3 項による職務上請求の活用について
- 平成 28 年 9 月 26 日発行（第 8 号）
 - ・ 用地事務に係るマンパワー不足を解消する外部委託について
- 平成 29 年 1 月 10 日発行（第 9 号）
 - ・ 事例集①
- 平成 29 年 3 月 23 日発行（第 10 号）
 - ・ 事例集②
- 平成 29 年 6 月 26 日発行（第 11 号）
 - ・ 「財産管理制度」の活用
- 平成 29 年 9 月 29 日発行（第 12 号）
 - ・ 訴訟等の活用による用地取得について
- 平成 29 年 12 月 27 日発行（第 13 号）
 - ・ 用地取得の障害となる抵当権等の抹消
- 平成 30 年 3 月 23 日発行（第 14 号）
 - ・ 移転補償契約後のトラブル

図表 3-2-44 用地加速化支援隊ニュース



用地加速化支援隊ニュース

～用地事務担当者へのメッセージ～

2015.11.27

6号

本ニュースは市町村の用地事務を担当されている方のためのもので、市町村窓口の皆様には、当該ご担当者各自にメール・印刷物等で届けていただくようお願いいたします。

1. 多数共有地をめぐる現状

被災地における用地取得に際しては、土地登記名義が多数共有であることにより、用地取得が長期化する事象が発生しています。特に**登記前**に登記された自治会等の総有財産である多数共有地については、相続登記が行われないうまま登記名義人が死亡または転居することにより相続人が相当数に及ぶものもあり、解決には膨大な労力と時間を要する事象となっております。

今回は、このような事象の解決に有効な、「**認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例**」について、ご紹介いたします。

2. 平成26年度までの扱い

平成3年に地方自治法が一部改正され同法第260条の2で「認可地縁団体」が規定された以降、それまで権利能力なき社団として登記名義人となりえなかった自治会等が、市町村長の許可を受けることにより法人格を取得し、地縁団体名義で不動産登記等を行うことが可能となり、自治会等は「認可地縁団体」を設立したうえで、現状の共有名義から認可地縁団体名義に登記名義を移転する道が開かれました。

しかし、認可地縁団体となった場合であっても、自治会等の総有財産が当然に認可地縁団体名義に変わるわけではないので、結局は登記名義人の相続人全員からの同意を得たうえで、認可地縁団体への所有権移転登記手続を進めなくてはならず、仮に認可地縁団体への登記に非協力的な相続人がいた場合には、認可地縁団体が原告となり所有権確認訴訟を提起する必要がありましたが、登記名義人の相続人の所在が不明であるなどの事情から、その協力を得ることが非常に困難であり、実質的には、当該登記の申請をすることができないとの指摘がされていました。

3. 登記の特例の概要

こうした実態を改善するため、地方自治法が一部改正(平成27年4月1日施行)され、「**認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例**」が創設されました。これは、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記の申請を可能としたものです。

つまり、認可地縁団体は、**相続人全員の関外に代えて市町村長から交付された証明書を用いることで、登記申請することができるようになりました**ので、活用可能な団体及び財産であれば、従前の手続に比して飛躍的に加速化が図られることが期待できます。

なお、特例の適用申請に当たっては、以下の要件全てを満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記名義人等の全部または一部の所在が知れないこと

これら4要件の疎明は、課税台帳、登記事項証明書、構成員関係図、不動産に関する判決書、代表者の陳述書、戸籍謄本、住民票等により行うことになります。なお、認可地縁団体の設立から登記の特例活用までの流れは右図のとおりとなります。

(手続きフロー)

認可地縁団体の設立 (法人格の付与)

(4要件)

- ①その地域の住民相互の連絡、環境の整備、無償施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う事を目的とし、現にその活動を行っていること
- ②その区域が、住居に占めて専断的に利用可能なものとして定められていること
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が団に構成員となっていること
- ④規約を定めていること

(手続)

- 1) 総会
- 2) 市町村長への申請・審査
- 3) 認可・告示
- 4) 印鑑登録
- 5) 証明書発行
- 6) 法務局への設立登記

↓

認可地縁団体名義の登記

(4要件)

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④当該不動産の登記名義人等の全部又は一部の所在が知れないこと

(手続)

- 1) 総会
- 2) 市町村長への申請・審査
- 3) 公告(3ヶ月以上)
- 4) 市町村長から、工事結果の情報提供

↓

法務局への所有権移転登記申請

↓

起業者との土地売買契約

最終的に所有者が認可地縁団体名義に移転すれば、認可地縁団体と公共事業の起業者との間で契約締結となります(契約締結は資産の処分には該当するため、契約締結前に認可地縁団体の規約に基づき、総会の議決が必要)。

4. おわりに

総有財産である多数共有地の処理に当たっては、権利者数が膨大であることのみならず、行方不明者がいたり総有財産であることへの理解が得られにくいことも、事象を長期化させる一因です。個人名で登記されている土地であるにもかかわらず、自治会等が権利を有する財産というのが世間一般的には認知されおらず、相続人の理解が得られないケースがままあります。従前どおり、財産管理制度、土地収用制度、所有権確認訴訟等による問題解決が有効な場合もありますが、本制度の適用が可能である場合は相当なスピードアップが可能となりますので、まずは一考の上、用地事務を進めていただければと考えています。

最近の用地加速化支援隊の活動状況

最近の活動状況は、以下のとおりです。個別難航案件の処理方針支援、用地業務(権利者調査、登記業務などを含む)の外注の支援、取用のための準備事務の支援などを行っています。市町村から要請があれば、迅速に訪問しています。

※支援実績 平成27年8月:7回(5市町)、平成27年9月:3回(3市町)、平成27年10月:5回(3市町)

3) 結果

主に収用手続きに関する支援が平成26年から平成27年にかけて行われ、その後は、収用手続きには至らない残件処理に関する相談事項が多いものとなった。

図表 3-2-45 県別支援回数

	支援回数			計
	岩手県	宮城県	福島県	
平成25年	6	0	0	6
平成26年	38	15	0	53
平成27年	37	20	6	63
平成28年	5	19	10	34
平成29年	1	13	5	19
平成30年	0	13	5	18
令和元年	0	9	4	13
令和2年	0	3	1	4
令和3年	4	10	3	17
令和4年	0	1	6	7
計	91	103	40	234

出所) 復興庁

(7) 用地取得における対応状況と今後の課題

1) タスクフォース及び用地加速化措置を契機とした法整備等

東日本大震災は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範囲にわたる等極めて大規模なものとなったため、沿岸地域の被災地の多くが壊滅的な被害を受けるものとなった。

このような状況の中、被災地では一日も早い復旧・復興が望まれていたものの、復興事業を進めるに当たっては、まずは事業用地の確保が不可欠となっており、この用地処理を進めるに当たってさまざまな問題に直面することとなった。その中で、特に所有者不明、多数権利者等に関するものが多くを占めるものとなっていた。

この原因として、相続登記の申請は義務ではなく、申請をしなくても不利益を被ることは少ないことから、長年にわたって所有権移転登記の処理が放置されてしまっていたことが考えられる。

用地取得の迅速化については、東日本大震災復興特別区域法の改正、タスクフォース及び用地加速化措置により対応が図られ、その多くは活用ニーズが高い手続に要する期間の短縮を図るなど、現場が使える加速化措置を中心に実施された。さらに、これらの問題を契機として、慎重、十分な検討を要する事項、新たな制度の創設が必要なものについては、様々な法整備により対応が図られていくこととなった。

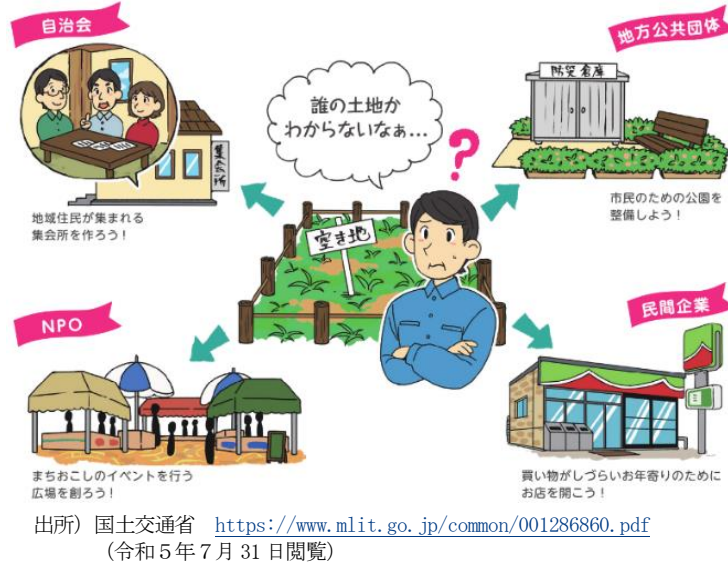
a. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）

「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地とされて

いる。また、「特定所有者不明土地」とは、「所有者不明土地の」のうち、現に建築物（物置等の簡易な構造の小規模建築物又は朽廃建築物（損傷、腐食その他の劣化により、その本来の用途に供することができない状態となったと認められ、かつ、国土交通大臣が定める耐用年数を超えている建築物）を除く）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地とされている。

「地域福利増進事業」とは、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業をいう。

図表 3-2-46 「所有者がわからない土地を地域に役立つ土地へ」



ア) 裁定による特定所有者不明土地の使用

地域福利増進事業のため、特定所有者不明土地を使用する場合、都道府県知事による裁定により、土地を最長で10年間又は20年間（購買施設、教養文化施設、災害対策施設、再生可能エネルギー発電設備、（同種施設が周辺において不足している場合の）路上駐車場等、公園・広場等の整備に関する事業の場合に限る。)) 使用することができるものとなっている。

使用に当たっての対象施設は、公園、緑地、広場、公民館、学校、社会福祉施設等となっており、地域福利増進事業を実施する者は、地方公共団体のみならず、民間企業、NPO、自治会、町内会など誰もが行うことができるものとなっている。

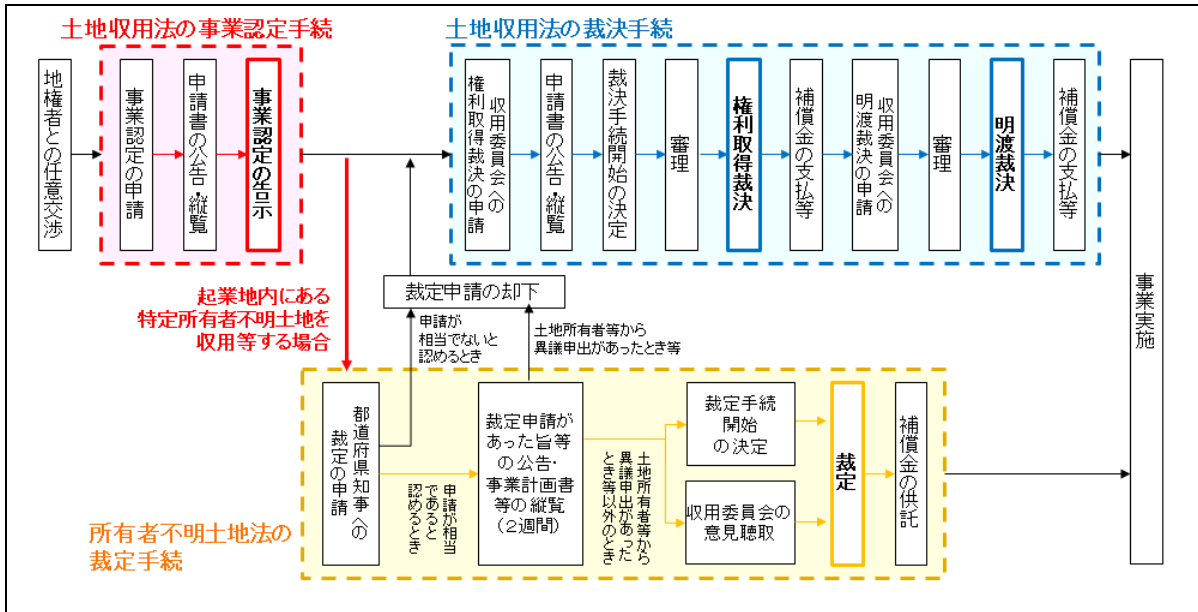
イ) 収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地内にある特定所有者不明土地を収用等しようとするときは、都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用等についての裁定を申請することができるものとなっている（収用委員会による権利取得裁決及び明渡裁決を都道府県知事による裁定に一本化するとともに、審理手続を省略したもの）。

なお、都道府県知事による公告・縦覧の結果、土地所有者等から申出があった場合等には、特例制度による手続は却下され、必要に応じ土地収用法に基づく裁決手続を行うこととなる。

都市計画法の認可等を受けた都市計画事業についても、特例制度と同様の裁定手続が可能なものとなっている。

図表 3-2-47 土地収用法の特例の概要



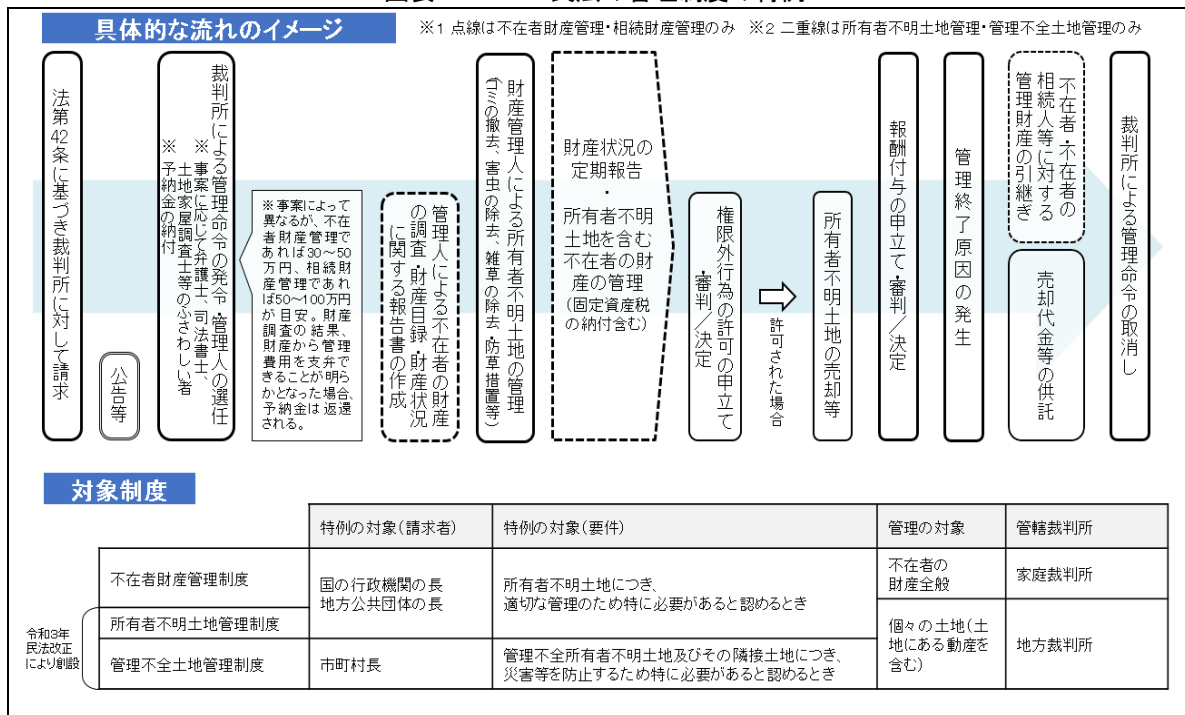
出所) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

ウ) 民法の管理制度の特例

当該特例は、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、所有者不明土地について、適切な管理のため特に必要があると認めるときは、裁判所に対し、所有者不明土地管理命令、不在者の財産の管理命令、相続財産の清算人の選任の請求等を行うことができるものとなっている。

この場合における「適切な管理のため特に必要があると認めるとき」とは、不法投棄や雑草の繁茂等により所有者不明土地が周辺に悪影響を与えている場合等が該当する。

図表 3-2-48 民法の管理制度の特例



出所) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

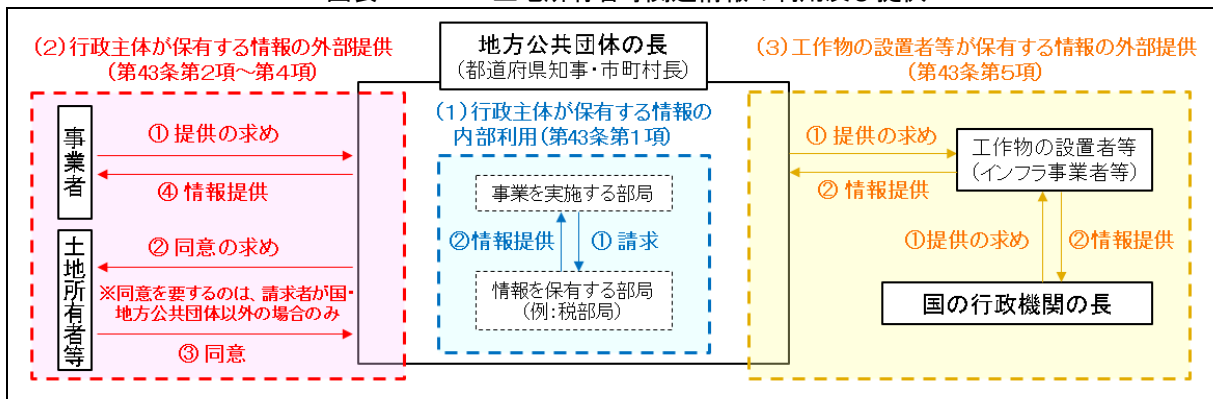
エ) 土地所有者等関連情報の利用及び提供

都道府県知事及び市町村長が、地域福利増進事業等（地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業）の実施の準備のため、事業を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者）を知る必要があるときは、その探索に必要な限度において、土地所有者等関連情報（土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所）の組織内部における利用を可能とし、また、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため土地所有者等関連情報の提供の求めを受けたときは、その探索に必要な限度において当該情報の提供を行うものとなっている。

なお、土地所有者等関連情報を事業者に提供しようとするときは、あらかじめ、土地所有者等と思慮される者の同意を得る必要があるものの、その同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

また、国又は地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、その探索に必要な限度において、当該土地に工作物を設置している者その他の者（インフラ事業者等）に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

図表 3-2-49 土地所有者等関連情報の利用及び提供

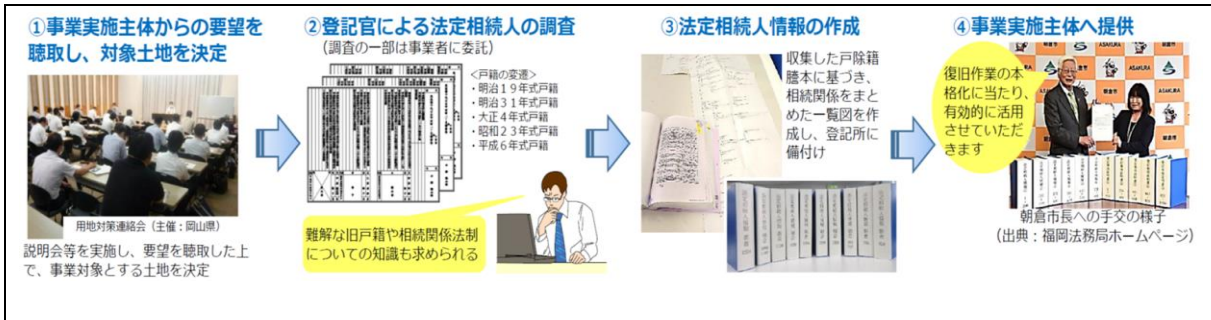


出所) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

オ) 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

当該特例とは、登記官が、公共の利益となる事業を実施しようとする者の求めに応じ、事業を実施しようとする区域内の土地が、特定登記未了土地（所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等がされていない土地であって、公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるもの）に該当し、かつ、登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていないときは、登記名義人となり得る者を探索した上で、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記するとともに、法定相続人情報（登記官が戸除籍謄本に基づき作成する所有権の登記名義人に係る相続人を一覧化した図）を登記所に備え付けることができるものとなっている。また、登記官は、探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を知ったときは、その者に対し、当該土地についての相続登記等の申請を勧告することができる。

図表 3-2-50 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例



出所) 法務省「長期相続登記等未了土地解消作業の概要」
<https://www.moj.go.jp/content/001372216.pdf> (令和5年7月31日閲覧)

3章

新たな取組

b. 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）

この法律は、所有者不明土地問題に関する対策の一環として、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に登記されていない「表題部所有者不明土地」について、その登記及び管理の適正化を図るために必要となる措置を講ずることにより、その権利関係の明確化及びその適正な利用を促進しようとするものとなっている。

具体的には、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図るための措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられ、また、所有者の探索を行った結果、所有者を特定することができなかった表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るための措置として、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする制度が設けられたものとなっている。

「表題部所有者不明土地」は、旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、昭和35年以降に行われた土地台帳と不動産登記簿との一元化作業の際に引き継がれたため、表題部所有者（所有権の登記（権利部）がない不動産について、登記記録の表題部に記録される所有者のことであり、当事者の申請により所有権の登記が行われると、表題部所有者に関する登記事項は抹消される）欄の氏名又は住所が正常に記録されていない土地となっている。

なお、これらの探索を行う地域の選定に当たっては、地震等の自然災害等により大きな被害を受け又は受ける可能性が高いため早急な対策が必要な地域、地方公共団体において土地利用や土地の調査に関する計画を策定している地域及び地域コミュニティが衰退し、地域の実情を知る者が乏しくなるため、早期に所有者等の探索を行う必要がある地域並びに字単位当たりの表題部所有者不明土地が多い地域を優先して選定するものとなっている。

図表 3-2-51 表題部所有者不明土地の例

表題部 (土地の表示)	調製	表示	不動産番号	○○○○○○○○○○○○○○
地図番号	図	境界付注	図	
所在	特別区南都町一丁目			図
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付 (登記の日付)
101番	宅地	300	00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲 野太郎			

(例)

墓地, 山林, 畑等

① 住所の記載がない土地 (単有・共有) 「A」

② 字持地 「大字○○」

③ 記名共有地 「A外〇名」等

出所) 法務省「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要」

c. 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）等

国土調査は、国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものとなっており、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3種類に大きく分けることができる。

このうち、地籍調査は、被災後の復旧・復興事業の迅速化等にも資するものであるが、現地調査に当たっては、土地の所有者等による現地の立会が必要であり、所有者不明土地の場合、立会が困難となり調査に著しい支障が生じている。

そのため、以下の措置を講じること等によって、地籍調査の迅速化を図ることとなった。

ア) 所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入（国土調査法第31条の2）

都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る所有者等関係情報（土地の所有者その他の利害関係人の氏名又は名称、住所その他の所有者その他の利害関係人に関する情報）をその保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために組織内部で利用することができるようになるとともに、国土調査の実施のために必要がある場合においては、関係する地方公共団体の長等に対して、当該国土調査に係る土地の所有者等関係情報の提供を求めることができるようになった。

なお、地方公共団体の長等が、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、所有者その他の利害関係人の同意を得る必要があるものの、その同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

イ) 所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設（地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項及び第4項）

土地所有者等のうちに所在が明らかでない者がいる場合で、かつ、所在が明らかでない他の所有者等による確認を得て筆界案を作成した場合又は土地の所有者等の所在がいずれも明らかでない場合で、かつ、地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機関と協議の上、筆界案を作成した場合には、地籍調査を行う者が当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から20日を経過しても当該所在不明所有者等から意見の申出がないときは、当該所在不明所有者等の確認を得ずに調査をすることができるようになった。

d. 令和3年民事基本法制の見直し

所有者不明土地については、その所有者の探索に多大な時間と費用が必要になる。そのため、所有者不明土地がある場合には、その土地を含めた周辺の土地の利活用も困難となり、復旧・復興事業や公共事業にとどまらず、民間取引をも阻害している。また、土地が管理不全化し、周辺環境の悪化にもつながっており、国民生活に著しい損失を生じさせている。こうした所有者不明土地問題は、東日本大震災からの復旧・復興事業を実施する家庭において、広く認識されるに至ったものである。そして、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、今後問題がますます深刻化するおそれがあるため、所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題である。

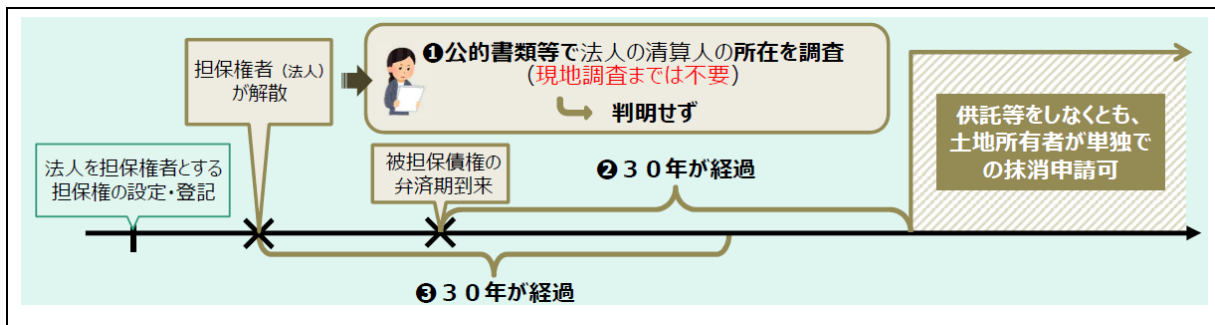
そこで、令和3年に、所有者不明土地等の発生予防と土地等の利用の円滑化の観点から、民事基本法制が見直された。具体的には、主として、所有者不明土地等の発生予防の観点から、不動産登記法の改正及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定が行われ、土地等の利用の円滑化の観点から、民法の改正が行われた。

① 不動産登記法

ア) 形骸化した登記の抹消手続の簡略化（令和5年4月1日施行）

解散した法人の担保権（先取特権等）に関する登記について清算人の所在が判明しないために抹消の申請をすることができない場合において、法人の解散後30年が経過し、かつ、被担保債権の弁済期から30年を経過したときは、供託等をしなくとも、登記権利者（土地所有者）が単独でその登記の抹消を申請することができるようになる等の不動産登記の公示機能をより高める観点からの改正が行われた。

図表 3-2-52 解散した法人の担保権に関する登記の抹消



出所) 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」

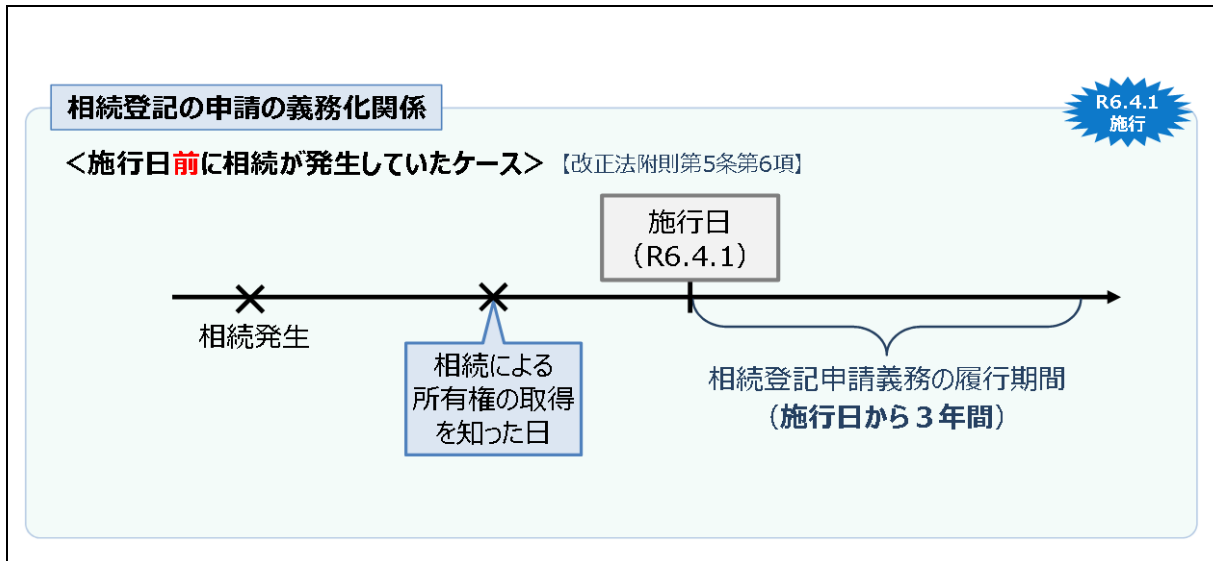
イ) 相続登記の申請義務化（令和6年4月1日施行）

㊤相続（遺贈も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされた。㊤遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされた。㊤㊤ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となる。

また、より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みとして、「相続人申告登記」が令和6年4月1日に施行される。これは、①登記簿上の所有者について相続が開始したこと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務（上記㊤）を履行することができる制度である。

なお、経過措置として、相続登記の申請義務化の施行日前に所有権の登記名義人について相続が発生した場合にも適用することとした上で、猶予期間を設ける所要の経過措置が設けられている（詳細は、図表 3-2-53 「相続登記の申請義務化に関する経過措置について」参照）。

図表 3-2-53 相続登記の申請義務化に関する経過措置について



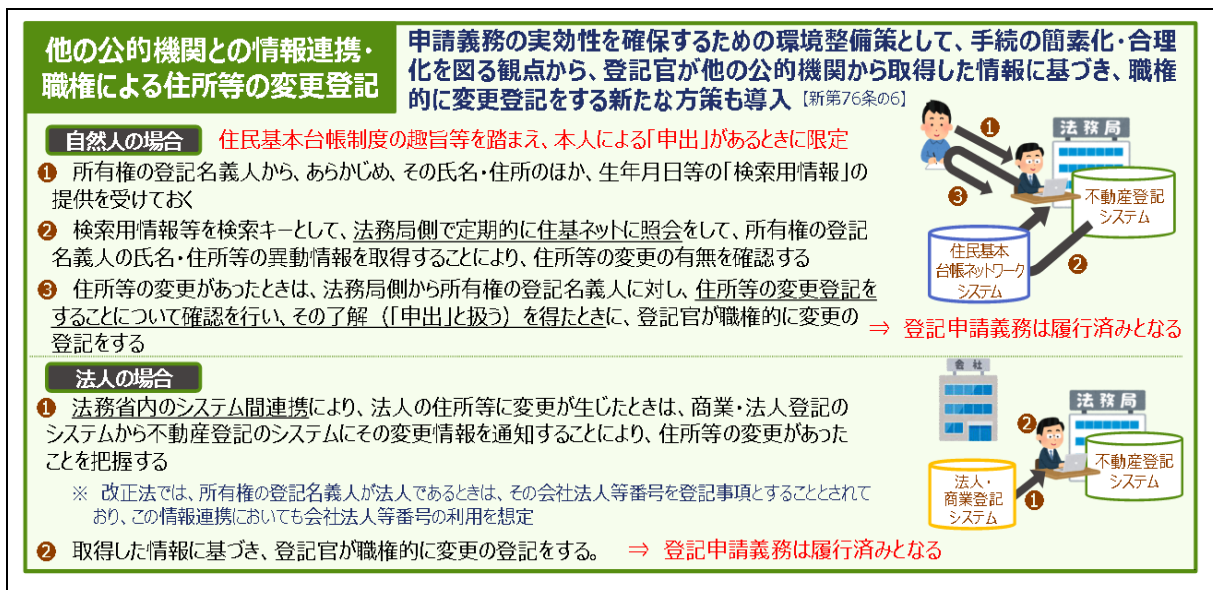
出所) 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」

ウ) 所有権の登記名義人の住所等の変更登記の申請義務化 (令和8年4月1日施行)

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととなる。正当な理由がないのに義務に違反した場合は、5万円以下の過料の適用対象となる。

また、住所等の変更登記の手続の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組みが導入される (詳細は、図表 3-2-54 「他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記」参照)。

図表 3-2-54 他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記



出所) 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」

3章
新たな取組

② 民法

令和3年民法改正においては、所有者不明土地等の利用を円滑化する新たな仕組みを設けるとともに、所有者不明土地問題を契機として民法の規律を合理化する観点から、相隣関係、共有、財産管理、相続の各制度が大きく見直された。

用地取得に関連する主な改正として、次のようなものがある。

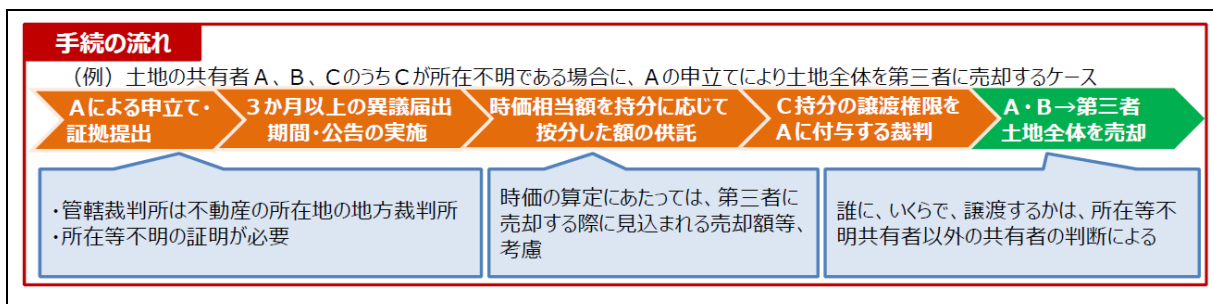
ア) 共有制度の見直し

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業等を阻害したりすることになるため、所在等が不明な共有者との共有関係の解消を図ることが必要となる。

そこで、不動産につき所在等が不明な共有者がいる場合には他の共有者は、地方裁判所に申し立て、その裁判を得て、所在等が不明な共有者の持分を取得したり、その持分を含めて不動産を第三者に譲渡したりすることができるようになった。

なお、所在等が不明な共有者の持分が共同相続による遺産共有持分である場合には、相続開始の時から10年を経過していなければ、裁判所は、当該裁判をすることができない。

図表 3-2-55 所在等不明共有者の持分の譲渡



出所) 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」

イ) 財産管理制度の見直し

所有者不明土地・建物を管理するために、不在者財産管理制度や相続人が不分明である場合の相続財産管理制度等が利用されてきたが、これらの制度に対しては、問題となっている土地・建物だけでなく、不在者等の財産全般を管理する必要があるため、予納金の額が高額になるなど、費用対効果の観点から合理性に乏しいとの指摘があった。

そこで、所有者不明土地・建物の管理に特化した財産管理制度として、所有者不明土地・建物管理制度が創設された。

これは、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理に特化した管理人を選任してもらう仕組みである。所有者不明土地・建物管理人は、裁判所の許可を得て、管理対象となる土地・建物を売却することができることとされている。

また、相続人が不分明である場合の相続財産管理制度についても、公告回数の減少(3回→2回)や公告期間の短縮(最低10か月→最低6か月)といった手続の合理化が図られるとともに、その職

務の内容を踏まえ、「相続財産清算人」へと呼称の変更が行われた。

ウ) 相続制度の見直し

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難となる。遺産分割をできる限り早期に実施し、遺産共有関係を円滑に解消することが、所有者不明土地の発生予防の観点からも重要となる。

そこで、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、具体的相続分ではなく、法定相続分（相続分の指定があるときは、指定相続分）により行うこととされた。

具体的相続分による遺産分割を希望する者は、相続開始の時から10年を経過する前に、家庭裁判所に遺産分割請求をすることによってその利益を確保することができることにより、早期の遺産分割の促進が図られている。

2) 大規模災害への対応方法

a. 発生前の対応

ア) 地籍整備

地籍調査が行われた地域では、境界や面積等の土地の表示に関する登記及び登記所備付地図の情報が正確なものに改められ、また、その情報を基に、土地の境界を現地に復元することが可能となっている。この結果、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりではなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全等を図ることができるものとなっている。

図表 3-2-56 土地の境界確認



出所) 国土交通省「地籍調査をしないとこんな困ったことに」
<http://www.chiseki.go.jp/about/trouble/index.html>
 (令和5年7月31日閲覧)

災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等のライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となるが、地籍調査が実施されていた場合は、その情報を基に土地の境界を現地に復元することが可能であるため、災害復旧に迅速に取りかかることができる。逆に、地籍調査を実施していない地域では、土地の境界の確認から始める必要があり、災害によって土地の境界を示す杭がなくなったり、移動したりしてしまった場合には、災害復旧に着手する前の立会い等による土地所有者等の確認に多くの時間と手間が必要となることから、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなる。

東日本大震災で多大な被害が発生した東北地方は、地籍調査が比較的進捗している地方であり、地籍調査の成果の活用により、例えば、用地取得のための境界確認及び測量が迅速に進むなど、復旧・復興に伴う事業費と事業期間の大幅な縮減効果が確認されるものとなった。

イ) 登記記録の情報の更新

被災地においては、土地取引が長年行われていない土地を取得する場合も多く、登記記録上の住所に権利者が居住していない土地、相続登記がされておらず数次相続により法定相続人が多数となっている土地、休眠担保権が存在する土地など、早期に取得することが困難な用地が多数存在したため、復興の迅速な対応に支障が生じるものとなった。これらは、所有者不明土地として、被災地において顕在化した問題となっている。

このような土地を今後は発生させないようにするため、所有者不明土地の「発生の予防」の観点から、これまで任意とされていた相続登記、住所等の変更登記の申請が、義務化されることとなる（相続登記の申請義務化については、令和6年4月1日施行、住所等変更登記の申請義務化については、令和8年4月1日施行。）

ウ) 用地関係業務に従事する者の技術力の確保

用地関係業務とは、用地の取得とそれに必要な損失の補償等に関する業務（用地関係業務のうち、公共事業では、事業計画の下、土地・建物の調査、補償金額の算定、土地所有者等との協議・契約、収用等の実施）に関するものとなり、その実施に当たっては、適正な補償を確保しつつ、取得の迅速化を図っていく必要があるものの、用地関係業務は広範にわたることから、その事務処理に時間を要するものとなり、事業の供用時期に大きく影響を与えるものとなっている。

しかし、市町村においては、これらの業務を司る用地担当職員は減少しており、人口規模が小さい市町村においては、用地職員はほとんど配置されていない状況にある。また、用地業務の負担感が増加した自治体の背景として、災害関連事業による業務量の増大や専任部署がないことによるマンパワーや知識経験の不足などが原因となっている。このような用地関係業務における用地担当職員の減少や技術力の不足が深刻化する一方で、用地の専門職員を継続的に確保することは困難な状況にあることから、平時より各地方整備局において、所有者不明土地連携協議会も活用しつつ、地方公共団体に対し、災害対応等に関する情報の提供等を図っていき、引き続き、連携を一層強化していくとともに、緊急事態における用地業務に関するスキルを全体として高めていく必要がある、災害時において民間事業者が調査等を実施する協定に関して、地方公共団体に働きかけるなど、民間との連携を深めていく必要がある。

エ) 各種業務に関する制度の伝達

業務上の取り扱いについて関係機関に問い合わせたところ、その回答が不正確なものであり、誤った情報が伝わる場合がある。制度の適格な運用に当たっては、正確な情報をもとに業務を進める必要があるものの、問い合わせ先による情報が不正確なものであったため、本来可能な業務をできずにあきらめてしまうケースも見受けられた。

このような状況を解消するため、情報の問い合わせに関する窓口における正確な情報の共有が図られるような連絡体制の構築が必要である。

また、用地取得に関する情報について、その事例、取組状況、方法等について、早期に情報共有が図られることが望ましい。

b. 発生時の対応

災害復旧事業の実施に当たって、事業実施箇所の特定制を行う際の基礎となる位置情報の早急な復元が必要となる。

ア) 「測量の基準」の復旧

土地の測量に当たっては、基準点を活用することになるが、災害等により三角点及び水準点の位置が大きく変動し、公共測量等において利用することが困難となった場合においては、当該地域の電子基準点、三角点、水準点等の基準点測量成果の公表の停止が必要となる場合がある。

その後、被災のあった地域の三角点、水準点等の改定作業を実施することになり、その作業結果として公表された成果をもとに、復旧事業のための各種公共測量等が実施されていくこととなる。

イ) 地図（不動産登記法第14条第1項に規定される図面）の復旧

「測量の基準」の改定作業における成果をもとに、公表内容に沿って地図の修正（土地の境界の復元）を実施する。

ウ) 被災家屋等に対する職権による滅失登記

災害等により倒壊、流失、消失等した建物等においては、状況に応じて職権による滅失登記の作業を実施する。

c. 発生以降の対応

用地取得等に当たっては、所有者不明土地等が存する場合、上記（7）の1）「タスクフォース及び用地加速化措置を契機とした法整備等」を参考に、最新の法制度を活用して事務処理を進めることとなる。

また、被災地における用地関係の人員の確保に当たっては、復旧事業を迅速に実施するため、不足している労力等を漏れなく聞き取ることによって必要人数等の確保を行うものとし、これらの者等を要望に応じて配置するものとする。

支援要員の登録窓口は、業務を管轄する省庁において一元的に実施することが望ましい。

ア) 用地関係業務に関する支援体制の確保

市町村等からの要請に応じ、災害時における復旧・復興事業の計画段階において、あらかじめ想定される用地取得についてのリスク（所有者不明土地など）の助言を行うとともに、事業実施の際の用地取得に当たっては、補償基準の解釈などについてのアドバイスをするなど、復旧・復興事業が円滑に計画・実施されるよう実施していくことになる。

イ) 被災自治体における臨時の常駐職員の配置

災害発生により、上記と同様、自治体職員では業務を処理しきれない状況となるため、用地関係業務を補助する者を必要に応じて配置する場合が生じる。これらの者は、主に、登記に関する事務、成果品の点検、補償金の積算等の補助的業務を行うことになる。

ウ) 業務外注の準備

土地所有者等の関係者が多数となる場合、自治体職員のみでは対応しきれない状況となるため、民間業者（補償コンサルタント業）に権利者調査、用地交渉等に関する業務を委託することが有効となる。

エ) 用地部門、教育委員会及び事業部門との連携

迅速な復旧作業の実施に当たっては、事業実施に当たってのそれぞれの部門が有する情報をもとに、業務実施に係る調整を図ることが円滑な事業の実施に資するものとなることから、各部門間の連携が重要なものとなる。

3章

新たな取組

3) 今後の課題など

財産管理制度、土地収用制度などにおける事務処理期間の短縮による迅速化、外注の促進による地方公共団体の負担軽減など、用地取得の迅速化に当たって、一定の成果があった。また、これらの加速化措置については、そのノウハウや仕組みを継承していくことが必要である。

なお、現在においても、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において、所有者不明土地等問題として、住民基本台帳ネットワークシステムの活用による所有者不明土地の解消や円滑な利用の促進、今後、急増する老朽化マンション等において、管理不全化、所有者不明化が進行する見込みがあることから、マンション等の管理の円滑化を図る方策などの検討が進められている。

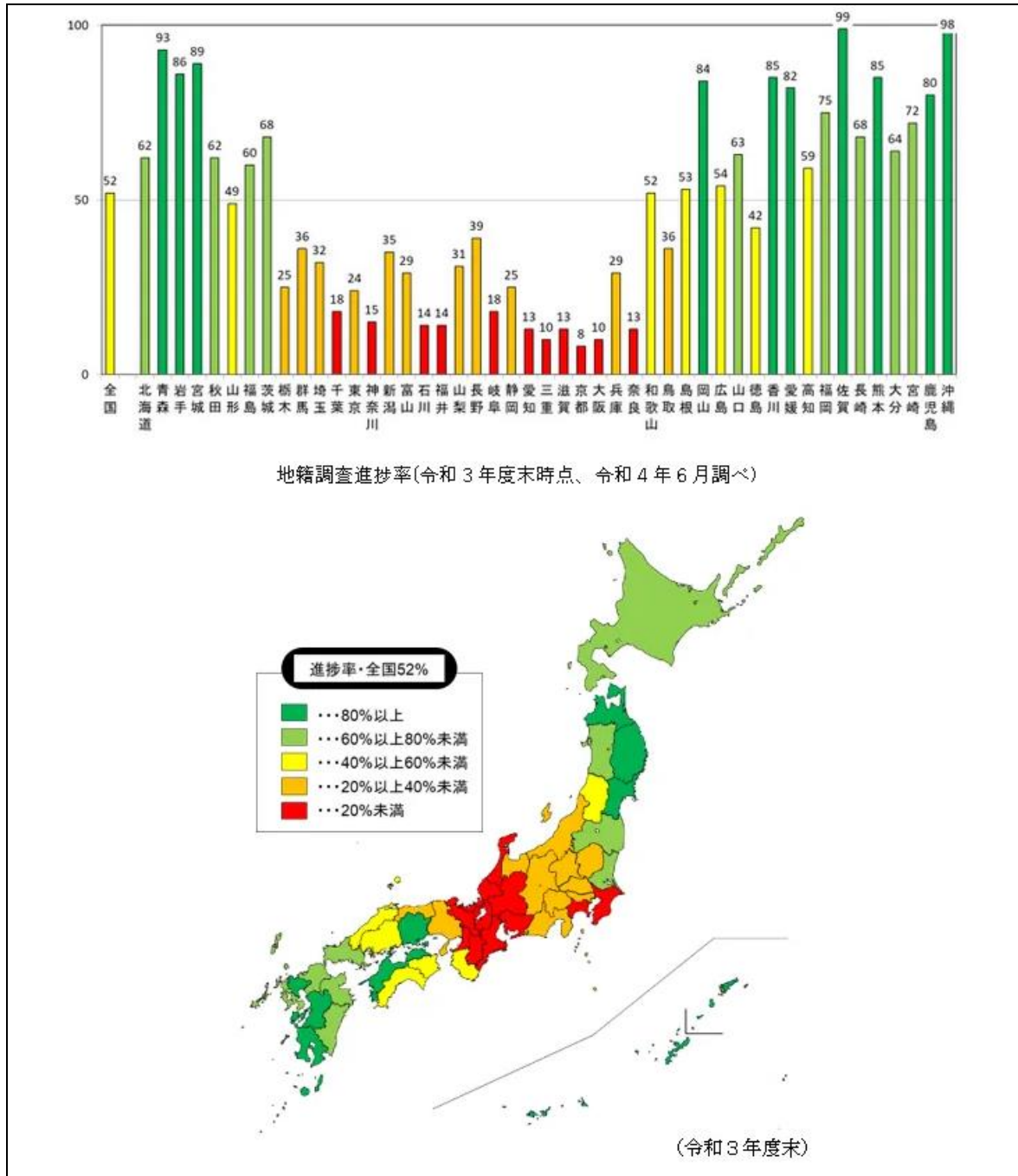
また、以下の事項については、各種加速化の取組を進めてきた中で、今後の課題として残されたものとなっている。

a. 地籍整備

令和3年度末時点における地籍調査の進捗率は52%、優先実施地域（※注釈）に限定した場合は80%となっている。地帯別にみると、都市部(DID:人口集中地区)及び山村部(林地)で地籍調査の進捗が遅れており、特にこれらの地帯においては、より早急な調査の実施が必要となっている。

全国の地籍調査の実施状況は、北海道、東北及び九州の各地方では調査が比較的進んでいるものの、地域間の進捗の差が大きくなっている。

図表 3-2-57 全国の地籍調査の進捗（令和3年度末時点）



3章

新たな取組

出所) 国土交通省「全国の地籍調査の実施状況」
<http://www.chiseki.go.jp/situation/status/index.html> (令和5年3月23日閲覧)

災害が発生した場合、復旧事業の推進が急務となるものの、地籍調査を実施していない地域では、土地の境界の確認から始める必要があり、災害によって土地の境界を示す杭がなくなったり、移動したりしてしまった場合には、災害復旧に着手する前の立会い等による土地所有者等の確認に多くの時間と手間が必要となることから、被災地の復旧に遅延を生じさせる要因となってしまう。

迅速な復旧事業の推進に当たっては、これらの状況を早急に解消しておく必要がある。

なお、宮城県名取市における防災集団移転促進事業においては、地籍調査が実施済みであったことから、用地測量に関する費用が約2,200万円を要すると見込まれたところ、約1,200万円となり、

約1,000万円の節減が可能となり、測量等に要する期間が、1年から1年半要すると見込まれたところ、7か月で完了するものとなった。

(※) 優先実施地域とは、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域（防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く）を、地籍調査対象地域から除いた地域となっている。

b. 解散法人の未処分財産

第2次世界大戦終結後、占領政策によって農業会は解散を命ぜられ、清算が行われているものの、このような法人が所有する清算未了の土地等が残存しているものがある。この場合、新たに清算人を選任して清算未了の財産の解消を図る方法があるものの、残存する財産の価値が低額であることから、清算人に要する費用を支弁することができず放置されているものがある。

これらの問題については、土地区画整理事業において発生したものがあり、登記名義人の状態で換地されるものとなった。

清算未了の土地については、自主的な解消が見込めないことから、永久に残存するものとなっている。

c. 人材確保

用地関係業務は、土地の「管理」「利用」及び「取引」におけるいずれの場面においても区画整理など、土地の形を変える際に発生する業務であるため、土地政策を円滑に進めるためには、現場において用地職員等が非常に重要な役割を担うものとなっている。用地担当職員として一人前の知識・スキルを備えるには10年を要すると言われる中、用地担当職員は減少しており、用地の専門職員を継続的に確保することが困難な状況となっている。災害の激甚化などに伴い、復旧をはじめとする整備の迅速化、多様化のニーズが求められる中、このような状況においても用地関係業務の重要性は変わらず、災害に備えた対応などが更に求められている。

d. 外注先の技術力の確保

市町村においては、用地担当職員は減少しており、特に人口規模が小さい市町村においては、用地職員が不在の状況になっており、災害が年々激甚化する中、用地関係業務の対応が困難な状況になってきている。

災害などが発生した場合、民間事業者である公共事業に必要な土地や建物の移転等に伴う損失の調査などを実施する「補償コンサルタント業」等の活用を検討する必要があるものの、その登録業者数は年々減少傾向にある。

災害などの状況に対応していくためには、「補償コンサルタント業」等の活用は必要な状況になっており、補償コンサルタントの登録を継続的に確保していく必要がある。

3. 埋蔵文化財発掘調査

(1) 埋蔵文化財発掘調査の弾力化

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）のことであり、全国で約47万か所あり、毎年8,000か所程度の発掘調査が行われている。

文化財保護法では、埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出（文化財保護法第93条、94条）を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行うよう求めている（同法第96条、97条）。

東日本大震災からの復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況に鑑み、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合が課題となった。

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）においては、「速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う」と明記された。

a. 経緯及び主な取組

○ 発災当初の対応

発災後の平成23年4月28日には、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、①被災地の状況に鑑み、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ること、②各都県・政令指定都市が作成した埋蔵文化財の取扱い基準によって、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができることが、文化庁から関係教育委員会に通知された。

○ 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

被災地の実態に応じた各種措置がとられていく中で、加速化に向けての新たな対応の提案を具体的に検討し、速やかに実現するため、平成25年2月22日、第1回目の「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が開催された。

加速化の取組においては、埋蔵文化財発掘調査の弾力化は当初段階から論点になり、資材不足や人員不足への対応や用地取得と並んで、埋蔵文化財発掘調査の簡素化や迅速化などの方策が議論された。

さらに、平成25年3月6日の第2回タスクフォースにおいては、体制強化の取組として、3県及び県内沿岸市町村の埋蔵文化財職員を204人（平成24年10月）から229人（平成25年4月）に増やすことが発表された。また、発掘作業員、重機等の調査機材等民間への一括発注等についての知見を有する他都道府県等職員を被災3県内沿岸市町村に一定期間派遣すること、さらに、防災集団移転促進事業等において、事業同意が行われる前からの発掘調査の開始など発掘調査の前倒し実施について、国土交通省との連名通知を発出することが示された。

○ 加速化措置第二弾

タスクフォースにおける議論に基づき発表された「住宅再建・まちづくりの加速化措置」第二弾

において、埋蔵文化財発掘調査の関係では、以下の3つの柱が示された。

① 発掘調査の迅速化

従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化、民間組織の活用による迅速な実施、防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることを周知

② 発掘調査体制の充実

全国からの発掘担当者派遣を平成24年10月の32名から60名（平成25年4月）へ拡充

③ 発掘調査費用の確保

復興交付金による発掘調査費用の確保

○ 第3回タスクフォース

これまでの取組に加え、埋蔵文化財調査のために他の自治体から派遣された職員を対象に、業務の共通理解のための研修会を開催すること、民間活用（発掘作業員、重機等の調査機材の一括発注の知見を有する自治体職員を沿岸市町村に一定期間派遣（市町村の要望に基づき、まず宮城県（気仙沼市、南三陸町、女川町）と福島県（南相馬市）で順次実施）することが発表された。

○ 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」の開催

平成23年7月、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立のために、関係者間で情報共有と調整を行い、迅速な埋蔵文化財調査の実施体制及び支援の検討を行うため、「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を開催し、以降定期的に行った。被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし迅速化を支援した。また、会議の開催により関係者の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献した。

図表 3-2-58 派遣専門職員会議の様子



出所) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置フォローアップと効果の検証

b. 取組の結果（効果）

発掘調査が必要な範囲を限定（盛土部は掘削調査不要等）するとともに、必要に応じて他の発掘箇所と並行して調査を実施することとしたこと、発掘調査の外注の促進、最新デジタル技術の導入など発掘調査を効率的に実施したこと、用地売買契約締結前であっても事前承諾書を得ることによって発掘調査の実施を可能としたことなどにより、発掘調査期間を短縮し、復興事業の工期への影響を回避することができた。

○ 職員派遣状況

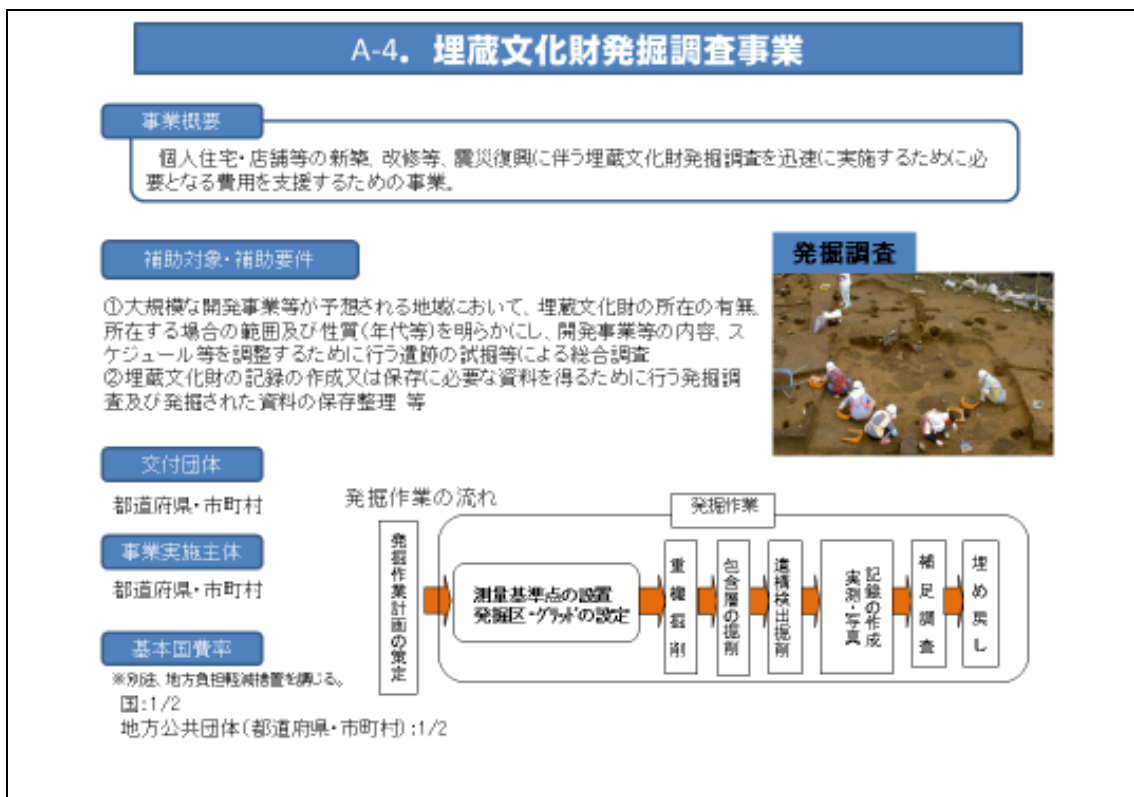
全国から多数の発掘調査専門職員の派遣が行われた。

平成 24 年度 32 人（調査件数 75 件）、平成 25 年度 70 人（調査件数 149 件）、平成 26 年度 83 人（調査件数 173 件）であり、調査件数に応じて必要な職員数の派遣が行われた。平成 27 年度 60 人の派遣が行われ、同年度には、住まいの確保に先立つ発掘調査はほぼ終了した。

○ 発掘調査費用の確保

発掘調査に要する費用については、復興交付金の交付対象となっており、同交付金の「埋蔵文化財発掘調査事業」（基幹事業）の配分額は、33 億円（事業費：43 億円）となっている。

図表 3-2-59 埋蔵文化財発掘調査事業



出所) 復興庁

c. 主な事例

○ 岩手県山田町（田の浜地区）の防災集団移転促進事業に伴う発掘調査

事業計画段階で遺跡の中心地を事業地から除外し、発掘範囲を大幅に縮小することとなった。調査に最新のデジタル技術を導入、専門職員・調査員の倍増等を行った。専門職員 4 人、調査作業員 40 人の体制で調査を実施し、発掘調査期間を、通常 18 か月かかるところ 13 か月短縮し平成 25 年 8 月に終了した。これにより、工事を平成 25 年 11 月に開始し、工期に影響を与えないで実施することができた。

図表 3-2-60 山田町（田の浜地区）航空写真 遺跡の全景



出所) 住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集

3章

新たな取組

- 福島県南相馬市の災害公営住宅造成に伴う発掘調査
事業予定地全面に縄文時代の大規模集落が存在し、発掘調査に時間が掛かることが想定されていたところ、県内市町村や派遣職員のほか、福島県文化振興財団、奈良文化財研究所なども含め延べ231人が発掘調査を支援した。結果、当初6か月が予想されていた発掘調査期間を2か月短縮し4か月で終了し、平成26年7月に終了、事業の工期に影響を与えずに実施することができた。

図表 3-2-61 発掘調査箇所



出所) 文化庁

(2) 埋蔵文化財発掘調査における今後の課題

事業実施箇所に、埋蔵文化財（遺跡）が包蔵されている場合がある。発掘調査は、基本的には人による手作業となるため、発掘調査対象となる遺跡が広範囲の場合又は遺跡の内容が重要なものである場合は多大な期間と費用が生じるものとなる。

このような状況が予想される場合、迅速な復旧事業の推進に多大な影響が生じる。そのため、試掘・確認調査の迅速な実施に加え、既知の情報で省略できる調査内容については、それらの活用も含めた弾力的な運用指針を示すことが必要となる。また、発掘調査を迅速に実施するためには、多くの発掘作業員の採用、これらの作業員を指揮監督する発掘調査員の確保、記録作業における電子機器の導入、建設機械（ベルトコンベアーなど）の利用等の対応が必要となる。特に発掘作業員の確保に当たっては、被災により職を失った者の雇用が地域にとって有益なものとなる場合がある。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行うよう求めている。

現在、埋蔵文化財包蔵地は、原則として市町村において把握し、「遺跡地図」「遺跡台帳」等に明示することとされており、市町村がこのことに対応できないときは都道府県が行うことになっている。

埋蔵文化財包蔵地の所在と範囲を的確に把握し、これに基づき法律による保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを「遺跡地図」等として資料化し国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的重要事項となるものである。法律の対象として等しく国民に保護を求めるものであるから、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は、可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい差異のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として表示される必要がある。各市町村においては、このような行政上の措置が十分に執られている必要がある。

その他、今後の課題として、以下のような意見が被災自治体からあった。

- ・事業実施箇所における発掘調査期間は長期に及ぶため、作業途中で引き上げることとなる場合があることから、発掘調査、報告書の作成までを一連の流れとして、調査が可能となるような派遣職員体制が望まれる。
- ・発掘調査の民間事業者への委託が進められたものの、発掘調査を民間事業者に外注するに当たり、基準書等が整備されていないため、設計書等の作成に苦慮したことから、委託に当たっての基準等の整備等が望まれる。
- ・復興特区法の特例により、農用地区域における農地転用による許可基準が緩和されたものの、農用地区域内における埋蔵文化財の試掘調査に当たっては、特段の規制緩和がないことから、試掘調査を行う際の手続の簡素化の検討が望まれる。
- ・発掘作業員の確保に当たっては、被災により職を失った者の雇用が地域にとって有益なものとなる場合があり、活用できるものと考えられる。

なお、埋蔵文化財に関する取組の詳細については、以下のとおり報告・公表している。

- ・「東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組(報告)-行政対応編-」平成29年3月
- ・「東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組(報告)-発掘調査の実施と活用への取組編-」平成29年3月

4. 復興まちづくりを行う被災自治体への支援

(1) 設計業務・工事等の発注に対する支援

東日本大震災では、被災自治体は膨大な量の復旧・復興の業務処理を迫られた。特に土木・建築職の技術職員が不足していたことから、インフラの復旧や復興まちづくりに係る設計業務や工事等の発注に必要な仕様書作成や積算等の業務が滞り、被災者の生活再建に遅れが生じることが懸念された。

実際、被災自治体における土木事業費（普通建設事業費及び災害復旧費の合計額）を復旧・復興事業を主に担当していた土木系職員1人当たりで換算すると、震災を挟んだ平成22年度から平成26年度の間は12市町全体で約5.8倍に増大しており、深刻なマンパワー不足に陥っていた。加えて、今回の復旧・復興事業のような大規模で難易度の高い工事の経験やノウハウも不足していた。

そのため、被災自治体への人的支援として、全国の自治体からの職員派遣、任期付職員等の採用支援、公務員OBや民間実務経験者等の活用等が行われた。土木・建築系の技術職員に関しても、復興事業の最盛期である平成28年度当初時点で、土木職で735人(全体の35.5%)、建築職で142人(全体の6.9%)の職員が被災自治体に派遣され、設計業務や工事の発注に向けた仕様書作成や積算業務、工事等発注後の進捗管理等、様々な業務において専門的知識や豊富な経験を生かして支援を行った。

図表 3-2-62 被災自治体の土木系職員1人当たり事業費推移



出所) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会 報告書」(平成29年3月)

(2) 都市再生機構（UR）の活用等

(独)都市再生機構（UR）は、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震等における復旧・復興支援の経験を生かし、発災直後から被災自治体の復旧・復興を支援した。

1) 復旧支援

発災直後から応急仮設住宅建設等の支援要員として延べ184人の技術職員を派遣するとともに、仙台市、盛岡市、いわき市のUR施行土地区画整理事業地区内の保有地約8haを応急仮設住宅建設

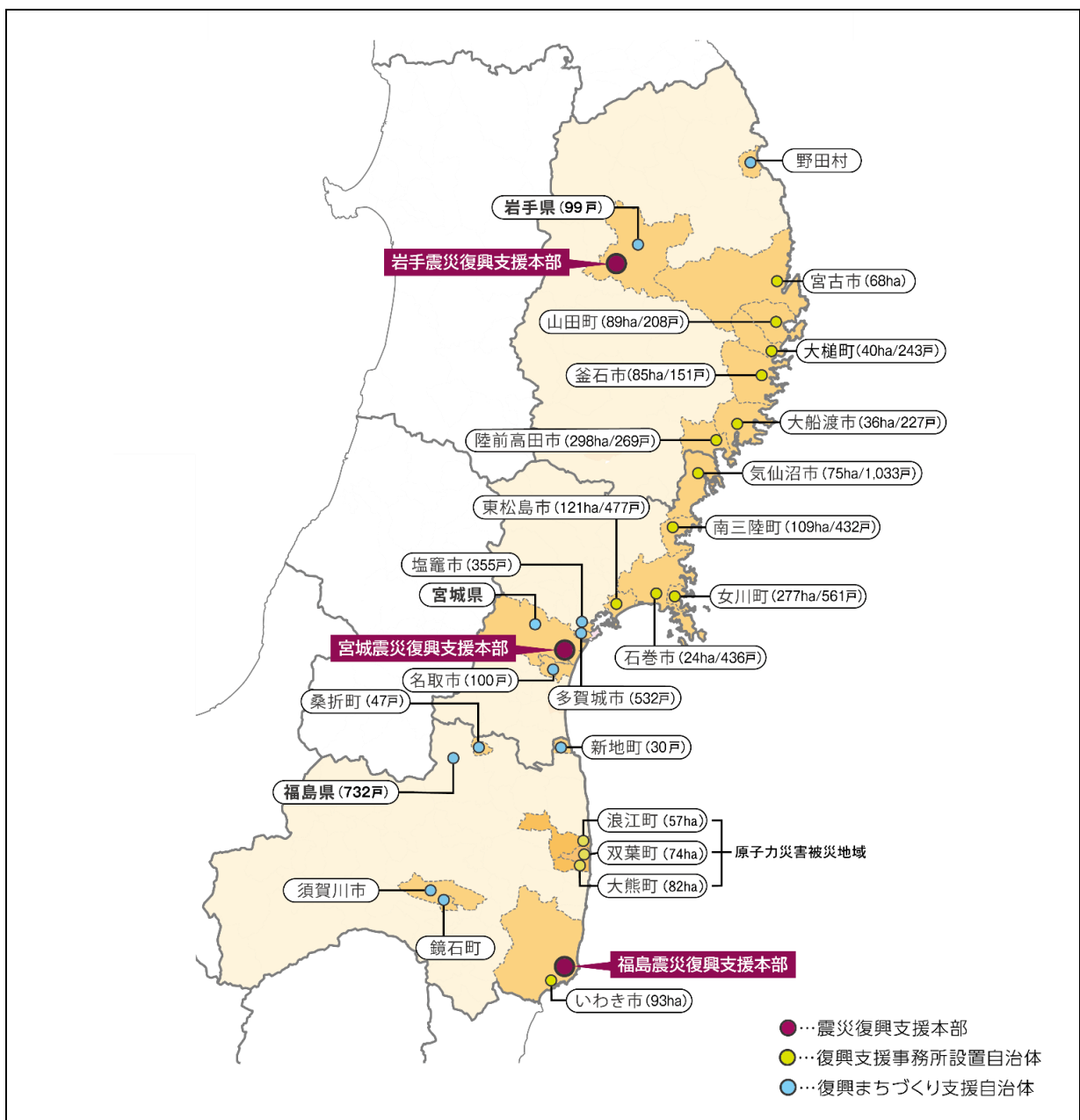
用地として提供した。また、被災者に対して関東地方を中心に延べ970戸のUR賃貸住宅を提供した。

その後、復興計画策定段階では、2県18市町村に延べ71人の技術職員を派遣し、被災自治体の計画策定等を支援した。

2) 復興支援

復興段階においては、長年にわたるニュータウン及び賃貸住宅整備の経験やノウハウを生かし、26の被災自治体と協定等を締結の上、自治体からの委託及び要請に基づき、地震・津波被災地域での復興市街地整備や災害公営住宅整備、原子力災害被災地域での復興拠点整備を支援した。

図表 3-2-63 URの支援自治体一覧



出所) UR都市機構

a. 復興市街地整備

URは、地震・津波被災地域において1,314ha（12自治体22地区）の復興市街地整備を実施した。東日本大震災の被災地で実施された被災市街地復興土地区画整理事業の施行面積のうち、約6割をURが担ったことになる。

復興市街地整備の実施に当たっては、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の面整備事業だけでなく、関連して整備される道路、上下水道、公園、防災緑地等の事業も各事業主体から受託することにより、効率的に事業を推進した。

また、復興市街地整備では、高台に宅地等を造成するための切土や低地部を嵩上するための盛土の大規模な土工事が必要であることから、早期宅地完成のため、民間のマネジメント力や技術力を生かした復興CM（コンストラクション・マネジメント）方式の導入やベルトコンベア等の活用などによる工事期間の短縮を図った。一方で、被災者の方々の意向を住民説明会や個別説明会で丁寧に確認しつつ事業を進めた。併せて、中心市街地のまちづくり計画の策定や権利者の土地利用意向に応じて、ゾーンごとに配置を行う「申出換地」（法定申出制度ではなく、対象権利者全員の同意を前提として行う任意の申出換地）や土地活用を希望する地権者と企業のマッチングにより、商業施設や産業施設を誘致するなど、市街化促進の取組も実施した。

また、現場での事業管理だけでなく、国と被災自治体の間で行われた事業財源等の各種協議の場にも、URも資料作成や会議への同席といった形で関わることで、国・被災自治体間の円滑な調整にも寄与した。

b. 自治体への職員派遣

自治体自らが施工している道路、河川、防潮堤など複数の工事が同時並行で行われ現場が輻輳する地区において、URが自治体に直接職員を派遣し、事業間の工程調整等、地区全体のマネジメントを支援した事例（気仙沼市、石巻市）もある。

c. 災害公営住宅整備

URは、5,932戸（17自治体86地区）の災害公営住宅整備を実施した。岩手県においては全体の約20%、宮城県においては全体の約25%をURが整備した。

災害公営住宅整備においては、地域の風土、歴史、特色を生かしつつ、集合・戸建・長屋、RC造・S造・木造の様々なタイプの住宅を整備した。

また、避難所から仮設住宅、さらには災害公営住宅に移転することでコミュニティが分断しがちであることから、入居された方が孤立しないよう、交流イベントの開催やクラブ活動の立ち上げ支援などコミュニティ形成のための支援を行った。

d. 原子力災害被災地域における支援

URは、原子力災害被災地域において、被災した3町（浪江町、双葉町、大熊町）からの受託に基づき、213ha（令和4年10月時点）の復興拠点整備を現在実施している。原子力災害に伴う住民避難により、人口・経済活動が共にゼロになった地域の復興には、復興拠点整備等のハード整備だけでなく、移住・定住の促進に繋がる関係人口の拡大や地域の賑わいを取り戻すためのソフト支援

を両輪で進めるなど、被災自治体のニーズに対応した支援を実施している。

復興拠点整備においては、被災3町から一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を受託し、一部立入り規制が続く困難な状況の中、支援体制を確保しながら、町民の帰還に向けた環境整備、雇用の創出に繋がる産業団地の整備等、復興まちづくりの推進に寄与した。

また、復興拠点区域内において自治体が発注する役場や産業交流センター等の公益施設の建築工事等について、計画段階から設計及び工事の発注手続き等の支援を実施した。

併せてソフト支援については、地域活動拠点の開設やイベント開催による情報発信、福祉・交通まちづくり構想策定支援などを実施した。

3) 支援体制

URは、これらの支援を確実に推進する体制を確保するため、被災3県にそれぞれ震災復興支援本部を設置するとともに、三陸沿岸部の12市町に復興支援事務所を設置した。事業量がピークを迎えた平成28年度には最大460人の職員を現地に派遣し、業務を遂行した。

(3) CM方式を活用した復興まちづくりの加速化

被災地においては、被災住民が一日も早く生活再建できるよう、復興まちづくりを早期に完了させることが至上命題であった。一方で、被災自治体のマンパワーやノウハウの不足、建設資機材や人材の逼迫が大きな課題となっており、これらに対応するため、URは国土交通省や有識者と連携して「復興CM（コンストラクション・マネジメント）方式」の制度設計を行い、復興まちづくりの加速化を図った。URが受託した復興市街地整備事業22地区のうち、宮城県女川町をはじめとした19地区で復興CM方式が導入された。

復興CM方式は下記に記載した特徴を生かし、各地で復興まちづくりの早期完了に貢献した。例えば、東松島市野蒜北部丘陵地区では、設計・施工契約手続きの一括化等により、最大1年半の工期短縮を実現した。

復興CM方式の具体的な特徴は以下の通りである。

① マネジメントの活用

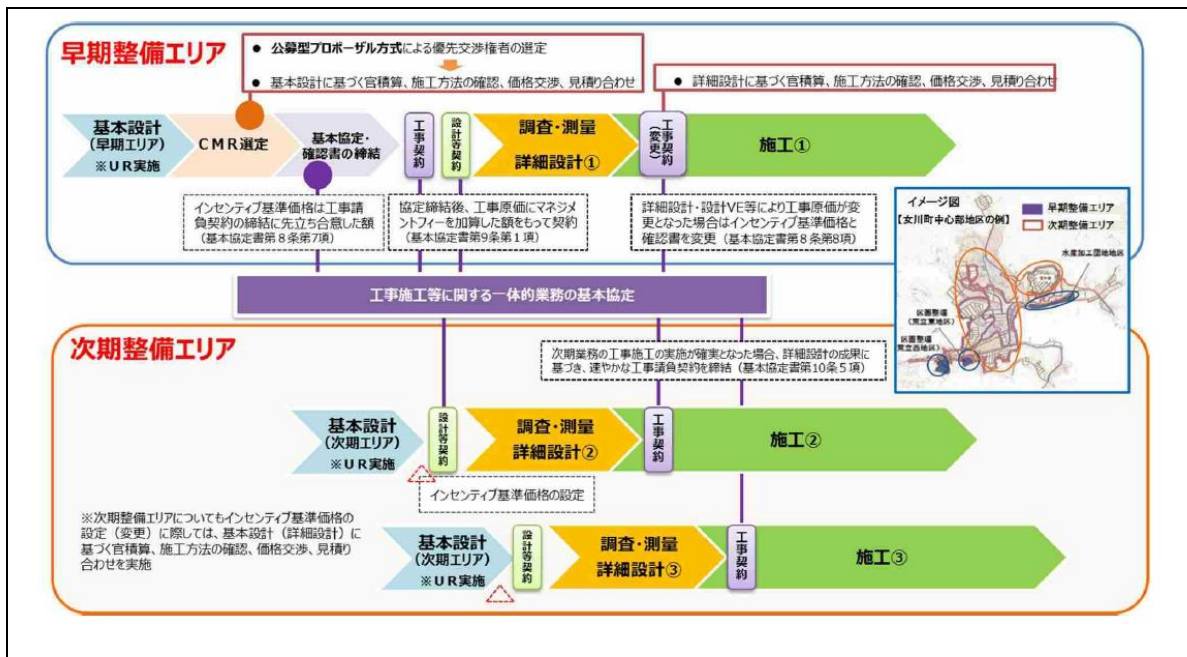
従来、発注者が行っていた調査・測量・設計・工事の発注ロットの設定やそれらの進捗管理、コスト管理を受注者が行うこととし、緊密な連携により事業を推進できる体制を構築することによって、事業の早い段階から民間企業の有する技術力や調達力、マネジメント能力を活用し、施工効率の最大化や事業期間の短縮を図った。

② 設計施工の一体実施

発注の枠組みを早期整備エリア、次期整備エリアに区分した上で、調査・測量・設計・工事を一括で発注する方式の採用により、詳細設計が完了した箇所から順次工事を開始し、詳細設計と工事を同時進行させることで、工期全体の短縮を図った。

これにより、例えば女川町中心部では災害公営住宅（陸上競技場跡地地区）、防集団地（荒立地区）、女川駅周辺、水産加工団地を先行的に整備し、被災者の生活再建やまちの賑わい創出を支援した。

図表 3-2-64 復興CM方式の発注枠組みイメージ



出所) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(平成29年3月)

③ コストプラスフィー契約

整備計画の流動性や物価高騰といった被災地特有の現場条件に対し、実際に生じた業務原価（コスト）に報酬（フィー）を上乗せして支払うコストプラスフィー契約を導入することにより、入札手続きや設計変更に伴う受発注者双方の負担軽減や、下請を含めた受注者側の適正利益の確保を図った。一方で、後述するオープンブック方式やリスク管理費といった原価の透明性や上限拘束性を確保する仕組みも併用し、より積極的なコスト縮減やコスト増につながるリスクの未然回避を図った。

④ オープンブック方式

前述したコストプラスフィー契約において、原価の透明性や適正性を確保するため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、第三者機関による監査を行うオープンブック方式を併用した。

⑤ リスク管理費の導入

復興事業では不確定要素が多く、工事着手後のリスク発現が懸念された。このためリスク要因やリスク発現により想定される費用について予め当事者間で共有し、コスト管理を充実させ、リスクが発現した場合には円滑に設計変更が行えるよう、工事請負金額とは別枠の費用としてリスク管理費を導入した。

⑥ 専門業者選定基準の整備

復興事業においては、地域経済や産業活性化の観点から地元建設企業の積極的な活用が求められていた。そのため、専門業者の選定に当たって、地元建設業者等を適正に選定できるよう基準を整備し、発注者と受注者間で確認を行った。

(4) 効果・課題

他自治体からの派遣職員やURへの委託により、これまで被災自治体職員において経験の少ない都市計画手続きや開発行為許可申請、関係機関との協議に対応することができたほか、コンプライアンスにも留意した上で業務を適正に進めることができた。

今回の復興事業のような大規模な市街地整備のノウハウを持つ公的主体は、URのみである。URは、被災自治体に職員を派遣し、復興計画の策定、行政内部の横断的調整や意思決定支援などを行うだけでなく、計画策定から事業完了まで全体を通して受託することにより、スケジュールや事業費を含む全体の事業執行管理を効率的に行うことができた。

さらに、被災自治体は、現地発生土の搬出入量調整など個々の現場だけで解決できない課題について、URを介して調整し対応することができたほか、URを通して他自治体の取組について情報収集することができた。

また、URのように、計画の内容について客観的に指摘を行える主体は、今後、少子高齢化や過疎化が進行し、人口減少を前提とした復興計画の策定を行う場合に有用と考えられる。

これらの実績は、委託した市町から感謝状を受領するなど自治体から評価されるとともに、土木学会賞や全建賞、日本不動産学会会長賞を受賞するなど、外部からも評価を受けている⁶¹。また、独立行政法人通則法第32条に基づき国土交通大臣が実施するURの業務実績に係る評価において、「東日本大震災からの復興に係る業務の実施」が平成26年度から直近の令和3年度まで、すべてA評価（5段階中、上から2番目）を受けている。

一方で、他自治体からの派遣職員は、任期がおおむね半年から1年であり、業務に慣れた頃に帰任してしまうケースが多かったため、同一職員が腰を据えて業務に対応できるよう、派遣期間について配慮が望まれる。

5. 施工体制の確保

(1) 技術者、技能者の確保

東日本大震災は被害が甚大かつ広範囲にわたり、実施される復旧・復興工事のボリュームも平時と比較にならないほど大きかったことから、発注者である自治体職員のマンパワー不足だけでなく、受注者となる建設業者においても技術者や技能者（型枠工等）の不足も課題となった。そのため、建設業者が工事の実施に必要な技術者や技能者を確保できるよう、下記の取組を推進した。

1) 発注見通しの統合公表

平成25年11月から、国の機関（東北地方整備局や東北農政局等）及び地方公共団体は、東北6県における各発注機関の発注見通し（発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所）を統合し、地区（地方生活圏）ごとに公表することとした。

それによって、建設業者は発注見通しの全容を把握することができ、それに合わせた現場技術者や作業員の確保、資材の調達等を計画的に進め、入札に参加することが可能となった。その結果、入札不調の減少につながり、復興の推進に寄与した。

2) 復興JV制度の導入

被災地域では、技術者不足等の理由により地元企業が単独で復興事業の入札に参加することは困難だった。そこで、被災地域内外の建設業者が共同で入札に参加する「復興JV制度」を導入し、被災地域外の建設業者に所属する技術者等の活用を図った。

それによって、建設業者にとっては地元企業だけでは困難な大型工事の受注が可能になるとともに、行政機関としても発注ロットの大規模化が可能となり工事発注の効率化に寄与した。また、大手企業と地元企業が組むことによって、それぞれの強みである資本力（＝大規模工事への対応）や技術力（＝難工事への対応）と、地元企業同士のネットワーク（＝作業員や資材等の円滑な確保）を生かすことができた。

近年、気候変動の影響により災害が激甚化かつ頻発化し、東日本大震災以降も多くの大規模災害が発生している。今後発生しうる大規模災害の被災地域における施工体制を確保するため、令和4年5月に共同企業体運用準則（JV準則）を改正し、東日本大震災被災3県における試行の位置付けであった復興JV制度は、共同企業体（JV）の新たな類型として位置付けられた。

3) 兼任要件の緩和

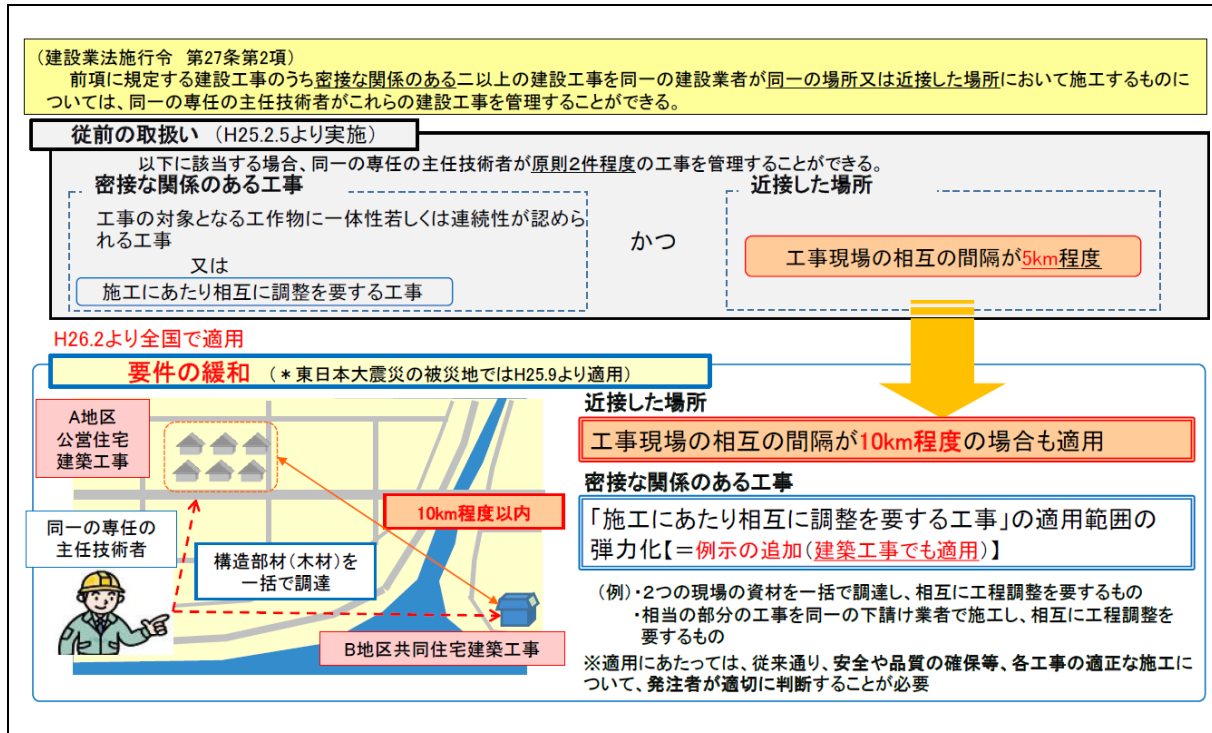
従前より、建設業法施行令に基づき、「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる」とされ、主任技術者の兼任要件が規定されていた。東日本大震災の被災地においては、平成25年9月より兼任要件の緩和を行い、「近接した場所」の運用を5km程度から10km程度までとしたほか、「密接な関係のある工事」の適用範囲を弾力化し具体的な例示を追加した。

それによって、建設業者が主任技術者を効果的に配置することが可能となり、より多くの入札に

参加することができたため、入札不調の減少につながった。

なお、同規定は平成26年2月に東日本大震災の被災地以外においても適用されることとなった。

図表 3-2-65 兼任要件緩和の概要



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和5年7月31日閲覧)

4) 人材の遠隔地調達に対する精算払いの実施

被災地では技術者や作業員がひっ迫し、遠方からの派遣に頼らざるを得ない状況であった。その際、共通仮設費や現場管理費について、交通費や宿泊費等を追加で支出する必要が生じたが、それらのコストを設計変更で対応し、精算払いすることを認めた。

それによって、建設業者は追加コストをカバーし採算性を確保することができたため、入札不調の回避や発注済み工事の円滑な推進に寄与した。一方で、提出書類の煩雑さが現場の負担となり建設業者が活用を断念するケースも散見された。国直轄工事でASPによる電子化推進等に取り組んでいるように、自治体発注工事においても書類電子化に関する取組を積極的に活用し、現場の負担軽減を図っていく必要がある。

(2) 資材の確保

復興事業を円滑に進めるためには、セメントや鉄筋等の資材、あるいは重機やダンプカー等の機材が欠かせないが、被災地ではそれらの需要が急増したため、十分な供給量を確保することが困難であった。そのため、下記の取組により、必要な量の資機材の確保を図った。

1) きめ細かな需給対策の実施、供給体制の拡充

地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施、供給体制の拡充を図るため、以下の取組について実施した。

① 関係者による需給見通し等の共有

建設資材対策地方連絡会や分会等の開催により、発注者及び建設、資材業界団体が情報を共有の上、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討し、フォローアップを実施した。ピーク時には、平成24年度に26回、25年度に39回、26年度に41回、27年度に29回の会議を開催した。

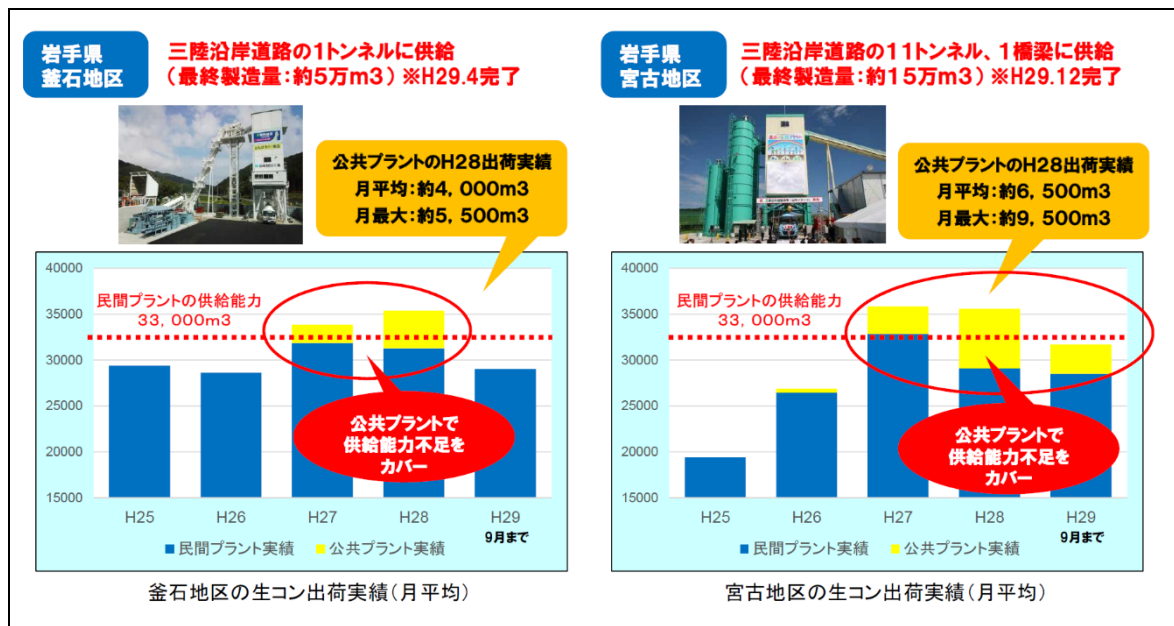
また、平成25年9月には災害公営住宅専門部会を設置し、災害公営住宅に係る建築資材等の需給見通しや課題・問題点等について意見交換を実施した。

② 公共工事向け仮設プラントの設置

災害復旧工事や道路工事等において仮設プラントを設置することによって、地域全体における生コンクリートの供給能力を向上させ、供給の円滑化を図った。岩手県では、宮古市と釜石市にそれぞれ1基ずつ設置され、国交省が発注する三陸沿岸道路のトンネルや橋梁工事に供給された。平成26年度から29年度まで稼働し、総量約20万m³の生コンを供給した。また宮城県では、気仙沼市と石巻市にそれぞれ2基ずつ設置され、平成26年度から令和元年度まで稼働し、県が発注する災害復旧工事に対し総量約80万m³を供給した。

その他、民間プラントの増設やミキサー船の活用、プレキャスト製品の活用による生コン使用量の抑制等が行われた。

図表 3-2-66 仮設プラントの出荷実績（岩手県）



出所) 国土交通省東北地方整備局「東日本大震災復旧・復興事業に係る施工確保対策」
<http://www.thr.mlit.go.jp/PDF/higashinihonsukkyuu.pdf> (令和5年7月31日閲覧)

仮設プラントの設置については、生コンクリート運搬の手間が省けるため、特に離島部など交通の便が悪い地域で安定的な資材供給が可能となり、工事全体の加速化に寄与した。

また、プレキャスト製品の採用は、生コン使用量の抑制だけでなく、現場施工による施工誤差を回避し品質の安定性を確保することが可能になったほか、鉄筋工や型枠工等の技能者不足に対しても非常に有効だった。

2) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

被災地においては建設資材の需要が急増し、需給ひっ迫により域内調達が困難になったため、遠隔地も含めた他地域からの調達に頼らざるを得ない状況であった。そこで平成24年6月から、資材の調達先を遠隔地に変更せざるを得ない場合には、輸送費等のコスト増分について工事の設計変更を行うことができるものとする通知が出された。

それによって、建設業者は採算性を確保することができたため、入札不調の回避や発注済み工事の円滑な推進に寄与した。

(3) 公共建築工事の施工確保

被災住民の生活再建に当たっては、高台造成や嵩上げ、インフラ整備等の土木工事だけでなく、学校、庁舎、災害公営住宅等の公共建築工事も並行して進める必要があった。これらの工事の円滑化を図るため、下記の取組を推進した。

1) 「営繕積算方式」の普及・促進

学校や庁舎等の公共建築工事を確実に円滑に実施するためには、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定が必要であった。その積算法（営繕積算方式等）について、「営繕積算方式活用マニュアル」を作成し各種会議等で共有したほか、「公共建築相談窓口」を設置し個別事案の相談に丁寧に対応するなど、被災自治体への普及・促進を図った。

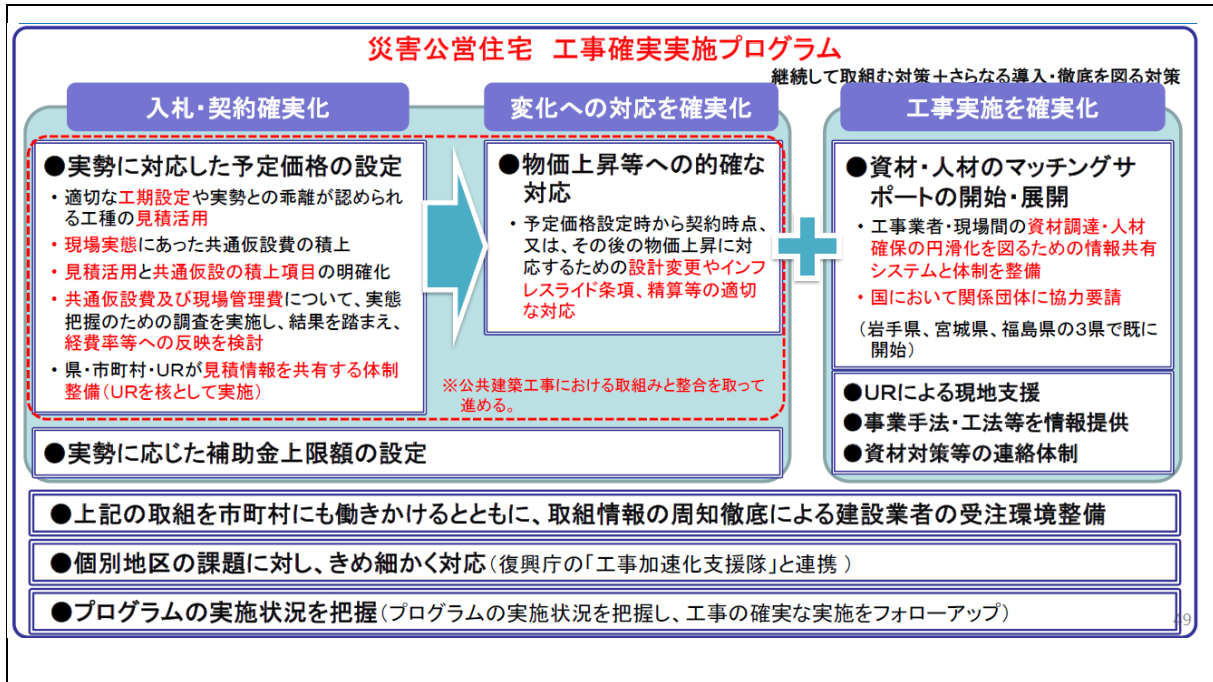
また、平成26年10月に「公共建築工事の円滑な施工確保に関する説明会」を被災3県で開催し、191団体・者、319人が参加した。説明会では、「営繕積算方式活用マニュアル」や「災害公営住宅工事確実実施プログラム」について東北地方整備局から説明が行われた。

2) 災害公営住宅の供給円滑化

災害公営住宅については、被災者の早期生活再建のために一刻も早い完成が求められた。そのため、災害公営住宅の供給円滑化に向けて、「入札不調の要因や対応」「適正価格による契約」「買い取り方式などの発注方式の工夫、鉄骨造、PC工法などの多様な工法に係る情報」について、地方公共団体及び国等から構成される「災害公営住宅発注支援連絡会議」を設置し、関係者間で情報共有を行った。

また、被災地の個別の実情を踏まえ、災害公営住宅の工事を確実に円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」をとりまとめ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等、それぞれの段階における的確な対応策を導入・徹底した。プログラムの実施状況についてはきめ細かく把握し、工事の確実な実施をフォローアップした。

図表 3-2-67 災害公営住宅 工事确实実施プログラムの概要



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成28年7月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和5年7月31日閲覧)

(4) 予定価格の適切な設定等

人材や資機材のひっ迫に伴う人件費及び物価の高騰、現場の輻輳に伴う作業効率の低下等、被災地特有の現場条件により、通常の公共工事積算要領により算定された予定価格は、実勢価格と大きく乖離し、建設業者の採算確保が困難になっていた。そのため、下記の取組により適切な予定価格を設定し、入札不調の回避を図った。

1) 見積り対象の拡大

現場条件によって価格の乖離が生じやすい工種について、より効果的に実勢価格を反映できるように、見積り対象を拡大した。平成28年6月時点での対象工種は以下の通りである。

- ・当初発注時
 - ⇒不調・不落の発生が見られる工種
 - 床版工、橋台・橋脚工、深礎工、カルバート工、PC斜材付きπ型ラーメン橋
 - 橋梁補修補強、交差点改良、電線共同溝、土木営繕
- ・再発注時
 - ⇒不調・不落となった工事を、再度発注手続をする場合において、当初発注の不調原因が実勢価格との乖離であると認められる工種

資材や作業員がひっ迫し、予定価格と実勢価格の乖離が顕著になる中で、本取組によって建設業者が適正価格で受注を行うことができた。

2) 東日本大震災の被災地で適用する積算基準（標準歩掛）の見直し

被災地では早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進され、工事量の増大による資材調達不足等で日当たり作業量の低下が生じていた。実態調査の結果、土工及びコンクリート工において日当たり作業量の低下を確認したため、「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」により、日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定し、平成25年10月から適用された。

一方、建設機械についても、がれき処理、悪路や足場の悪い箇所での施工等により機械の損耗が激しく維持修理費が増大していたことから、ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの建設機械等損料について、平成25年4月から維持修理費率の補正が実施された。

その後、平成26年4月にそれらの補正について一部見直しが行われた。具体的な補正内容は以下の通りである。

- ・土工における日当たり作業量の補正（掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業）
平成25年10月：日当たり作業量を10%補正 →平成26年4月：20%補正に変更
- ・コンクリート工における日当たり作業量の補正
平成25年10月：コンクリート打設を伴う工種で、日当たり作業量を10%補正
- ・建設機械等損料の維持修理費の補正（ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラック）
平成25年4月：運転1時間当たり損料を3%割増し →平成26年4月：5%割増しに変更

平時と比較して大幅に作業効率が低下し、日当たり施工量が積算基準と施工実績で乖離していた状況の中で、本取組は実勢に即した適切な積算の面でも、行政機関の入札不調対策の面でも有効であった。

3) 被災3県における間接工事費の割増し

被災3県では、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）で計上している仮設等の資機材や作業員の移動等の費用について、他地域と比較して負担が過重な状態が継続していた。その結果、予定価格と支出実態とが乖離し、入札不調・不落が頻発したことから、実態調査に基づき、間接工事費の割増しを行う「復興係数」を平成26年2月から導入した。

- ・補正対象地域：被災3県（岩手県、宮城県、福島県）
- ・補正対象工種：被災3県にて施工されるすべての土木工事
- ・補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる
共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2

被災地では、資機材・作業員等のひっ迫による単価上昇のみならず、用地買収難航や関係機関協議の遅延等により効率的な工程管理が困難な復興事業の特性も相まって、受注した建設業者の採算性が著しく悪化していた。復興係数の導入によって、建設業者の適正な利益を確保することができたことから、復興事業の入札参加が促進され、復興の進捗に寄与した。

ただし、復興係数の導入に当たっては、復興事業の困難な現場状況に対応するための時限的な手段として、他地域との公平性を踏まえ、出口戦略を予め検討した上で導入すべきものと考えられる。

4) 被災3県における標準建設費の見直し

東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、被災自治体からの強い要望を受けて、平成25年9月に、被災3県の災害公営住宅等に適用される標準建設費（補助対象上限額）について、主体附帯工事費の上限引上げを措置するとともに、性能向上や工期短縮等を図るための工事費増に対応する特例加算の枠を新設した。また平成27年1月には、建築工事費の上昇状況を踏まえ、軟弱地盤や離島部等の特殊な現場条件に対応するため、更なる引上げを措置した。具体的な内容は以下の通りである。

○ 主体附帯工事費（建築主体等の工事費）

平成25年9月：上限を15%引上げ →平成27年1月：上限を22%引上げ

○ 特例加算

平成25年9月：特殊事情による工事費の上昇等に対応するため、特例加算の枠を新設

・その他特別工事費①

性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合

【具体例】

- ・太陽光発電設備や蓄電池の設置
- ・その他特別工事費②

特殊な条件下で工事を実施する必要がある場合、その他特別の事情がある場合

【具体例】

- ・バランス釜との差額
- ・景観に配慮した勾配屋根や地形の特殊性による雁行型等の差額
- ・インフレスライド
- ・労働者確保、宿泊所建設 等

平成27年1月：被災地特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要があり、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額とする

- ① 特殊な地盤条件に起因して特殊基礎工事費が増大した場合
- ② 災害公営住宅の整備箇所が離半島部に位置していることにより、資機材の運搬や工事従事者の移動に係る費用が増大した場合
- ③ 一定の地域において、建設工事の需給状況がひっ迫したことにより、特に工事費が増大した場合

本取組により、災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられており、不調・不落となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。

5) 公共工事設計労務単価の改定

技能労働者の不足等に伴う建設労働市場の実勢を適切・迅速に反映し、公共事業の執行にさらに万全を期すため、平成26年度から公共工事設計労務単価の改訂を2月に前倒して実施した。単価改定の前倒しは翌年度以降も継続して実施している。さらに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映した。

通常より早いタイミングで労務単価を改訂することにより、年度早々でも労務単価上昇を反映した工事発注が可能となり、建設業者の採算性を確保するとともに、入札不調対策にもなり、復興事業の早期推進に寄与した。

6) 単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化

契約後の資材価格変動に対応する単品スライドは、通常、搬入月毎の数量と材料単価を把握するため、証明書類（納品書、領収書等）をとりまとめ・提出する必要があったが、平成26年2月から、発注者が出来高報告書等を用いて官積算によりスライド額を算出することで、単価や数量に係る証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減し、簡素化を図った。

6. 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けたその他の取組

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の取組として、1. から 5. に記載したものに加えて、以下のような様々な取組が行われた。

(1) 住宅再建用地供給の加速化

被災者の住宅再建の加速化に向けて、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業による宅地供給が迅速に進められるよう、手続きの簡素化や現場の運用について周知を行った。具体的には以下のとおりである。

① 防災集団移転促進事業における計画変更手続きの簡素化及び周知

軽微な変更の対象拡大及び変更手続きの簡素化に伴い、移転先用地の区域変更 604 件のうち、271 件が軽微な変更扱いとなり、届出により対応することができた。(平成 28 年 3 月末時点)

② 入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知

③ 土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知

土地区画整理事業 44 地区、津波復興拠点整備事業 16 地区において、起工承諾が活用され、迅速に工事着手できた。(平成 28 年 3 月末時点)

④ 防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイダンスの明確化

⑤ 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用

10 市町 17 地区で、防災集団移転促進事業の移転跡地等を含めた農地整備を行う農業農村整備事業を実施し、14 地区で整備が完了した(令和 4 年 3 月末時点)。造成団地から発生した残土を農地整備に活用した事例もあった。(5 章 11 節 3. (1) 4) 参照)

⑥ 福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和

川俣町、川内村、飯舘村の 7 地区 64.5ha で、農地転用により太陽光発電施設や産業団地等が整備された(平成 28 年 3 月末時点)。

(2) 市街地中心部の再生

東日本大震災では、沿岸部の多くの都市で市街地中心部が壊滅的な被害を受け、生業や日常の買い物場が失われた。そのため、復興まちづくりを進めるに当たっては、住宅再建と並行して市街地中心部を再生し、商業集積や商店街再生を推進する必要がある。そこで、「被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針」を策定し、商業集積・商店街再生の標準的な手順を示す業務遂行の手引きとして、自治体職員等に周知を図った。また、商業施設の整備、専門家派遣・人材育成等に関する支援も実施した。具体的な支援の内容等については、第 6 章第 1 節「産業の復興」で詳述する。

(3) 民間住宅の自立再建支援

防災集団移転促進事業等による宅地供給が本格化する中で、被災者が自ら民間住宅により再建する際に、円滑な住宅再建が可能となるよう、以下の 3 つの取組を行う「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を策定した。

1) 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化

地方公共団体と地域の住宅建設事業者や住宅金融支援機構等が連携し、ワンストップの相談会の開催等により公的助成措置等の周知を行ったほか、再建資金面での相談や住宅建設事業者の紹介等の対応を充実させつつ、以下のような住宅再建の具体化に向けた被災者からの相談への体制を強化した。

① 公的助成措置についての情報提供

被災3県において、再建費用への補助、利子補給、融資など住宅再建支援に関するパンフレット等を作成、配布した。(3県で約12万部配布)

② 住宅金融支援機構による資金計画や融資に関する相談体制の強化

平成26年6月、住宅金融支援機構が釜石市に「三陸復興支援センター」を設置し、被災者からの資金計画や融資等の相談に対応した。

③ 再建住宅の具体的イメージや費用等の提示

地域の建設関係業者等で構成される地域型復興住宅推進協議会が、被災者の趣向に応じた住宅モデルプランや概算建設費用等を掲載したモデルプラン集を作成し、セミナーの開催やパンフレット等の配布により普及促進を図った。

④ 被災者と建築士・工務店等のマッチングサービス等の強化

地域型復興住宅推進協議会が、建築士や工務店等を探す被災者に対して、希望条件に合う事業者を紹介するとともに、事業者間における職人や建設資材の融通等を支援した。

⑤ 登記や二重ローン対策に関する相談

2) 再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援

宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域において、以下のような地方公共団体等の取組に対し補助を行い、建設事業者の円滑な住宅再建工事を支援した。

① 工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備

遠隔地から工事従事者を確保する際に、沿岸部等で不足し工事円滑化のネックとなっている宿泊施設(仮設宿舎等)について、地方公共団体による整備を支援した。それを受けて、例えば岩手県沿岸部では、県が空室となっている応急仮設住宅の一部を用途廃止し、遠隔地等からの工事従事者のための簡易宿舎として建設業者に提供した。平成28年4月時点で計110戸(野田村10戸、宮古市30戸、釜石市70戸)の応急仮設住宅が、宿泊施設として活用された。

② 円滑な工事実施のための資材確保等の支援

建設事業者等の間における住宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援するなど、地域の実情に応じて住宅再建工事を円滑化する方策を検討・促進した。

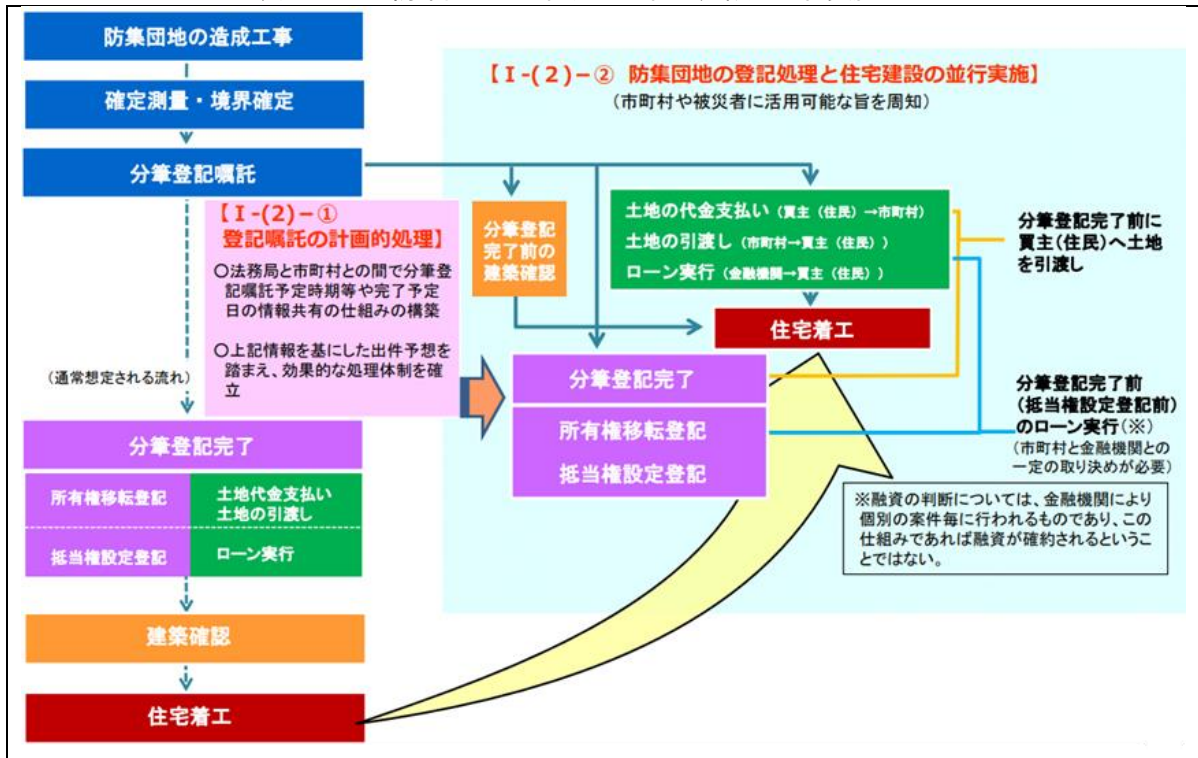
3) 造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮

防集団地の造成工事完了後、被災者による住宅着工までに経なければならないプロセス(造成宅地の分筆登記、所有権移転登記、抵当権設定登記、土地代金支払い、土地の引渡し、ローン実行、

建築確認) について、期間短縮に向けたノウハウを市町村等に提供した。

- ① 登記嘱託の計画的処理 (市町村⇔法務局)
- ② 登記処理と住宅建設の並行実施[※]のノウハウ提供による住宅着工の早期化 (市町村・被災者)
 - ※ 分筆登記完了前の買主 (住民) への引渡し、分筆登記完了前 (抵当権設定登記前) のローン実行、分筆登記完了前の建築確認
- ③ 防集団地の被災者向け借地手続の円滑化 (市町村へのノウハウ提供)

図表 3-2-68 防集団地の登記処理と住宅建設の並行実施 フロー図



出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」(平成 28 年 7 月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和 5 年 7 月 31 日閲覧)

7. 隘路打開の総合対策

これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、特に、

I 災害公営住宅・高台移転事業

1) 発注・入札契約段階、2) 施工段階、3) 用地取得段階、

II 民間住宅の自立再建

等について、さらに充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」を取りまとめたものとなっている。主な取組内容は以下のものとなっている。

① 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ（3章2節5.(4)2参照）

被災地における工事費の状況や特殊な条件下での工事実施に対応するため災害公営住宅の標準建設費（国庫補助対象上限額）について更なる引き上げ（平成27年1月1日適用、（併せて、被災地を含む全国分について平成27年度予算案で措置））を実施し、主体付帯工事費（建設主体等の工事費）の上限を22%に引上げた。

② 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート（5章2節2.(4)参照）

災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人材のマッチングサポートを開始するとともに、国において関係団体に協力要請を実施した。

③ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成等（5章1節3.(1)3参照）

防災集団移転促進事業により買取りを行い、公有地となった土地（移転元地）を含む低平地については、その利活用を進める意向が被災自治体にある場合、災害危険区域としてその用途に制約があることに加え、地域の意向等を踏まえた土地利用の方針が決まっていないこと、買い取った公有地と買取りされなかった民有地が混在しそのままでは利活用しにくいこと、住居の高台移転や人口減少による土地利用ニーズの低下により利活用の見込みが立たないこと等が課題となっている地域が存在している。

そのため、これらの課題を抱える市町村の参考に資するよう、移転元地及びその周辺の区域を有効に活用し、復興まちづくり及び地域づくりを実施している事例を取りまとめた事例集を作成した。主なものは以下のとおりとなっている。

- ・被災以前からの生業（農業、漁業、商工業等）の再生
- ・住宅が高台移転した後のコミュニティの維持・強化
- ・公有地と民有地の交換による集約まちづくり

また、令和元年5月には「被災市街地における土地活用の促進等にかかるガイドブック」を作成した。これは、全国及び被災地における先行的な取組や復興庁で実施した調査の結果を踏まえ、土地活用の仕組みを構築するに当たっての方法をまとめたものであり、基本となる取り組むべき事項を段階に分けて手順を解説したものとなっている。令和2年6月及び令和3年11月には取組事例を更新し、改訂版を公表した。

現地に即した復興庁の支援施策としては、平成30年度から令和2年度までの期間で「土地活用モデル調査」を実施し、土地活用の好事例となり得る被災自治体等の取組を支援した。また、令和3年度からは、土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置するとともに復興庁職員が現場に出向

き、きめ細かくサポートを行う「土地活用ハンズオン支援事業」を実施し、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援している。

また、移転元地の集約化及び一体的な利活用を図るため、平成28年度に公有地と民有地を交換する際の登録免許税を免税とする特例措置を創設した。

図表 3-2-69 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の特例措置

令和3年度税制改正の概要
 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の特例措置の延長

改正概要

○防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等(移転元地)の集約化及び一体的な利活用を図るため、民有地と公有地を交換する場合に課税される登録免許税を免税とする**特例措置の適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

○復興整備計画に基づく区域内の事業の用に供するため公有地と民有地の交換を行った場合に、**公有地を取得した者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を免税とする。**

<特例適用の流れ>

復興整備計画の策定及び届出対象区域の指定

- 被災市町村(※)は、東日本大震災復興特別区域法46条1項に規定する復興整備計画を作成
 - ・同法46条2項4号の復興整備事業として、移転促進区域内の土地(移転元地)を利用する事業を記載
- 被災市町村(※)は、復興整備事業の実施区域を同法64条1項に規定する届出対象区域に指定

土地の交換の実施

- 復興整備計画に基づく復興整備事業の用に供するため、**公有地との交換で民有地※を取得**
- ※ 民有地は、届出対象区域内の土地であること

税制特例の適用

- 上記交換により公有地を取得した者について、土地の所有権の移転登記を免税
- ※ 登記申請書に、上記交換である旨を証明する市町村長の書類を添付

(※)復興整備計画に基づき、防災集団移転促進事業を実施した市町村

<土地の交換のイメージ>

※ : 交換する公有地は防災事業で取得した土地以外でも可
 ※※ : 復興整備事業の実施区域は届出対象区域に指定

【移転元地の活用事例】

① 官民連携の取組による起業者の誘致

大船渡市では、公有地と民有地を交換する際の登録免許税を免税とする特例措置を活用して土地の集約化を進めるとともに、同市が公有地と民有地の一体利用の調整や、企業による地元説明に対する協力など積極的な誘致活動を行うことで、イチゴの生産・担い手育成拠点施設の立地を実現した。

図表 3-2-70 移転元地の活用事例（岩手県大船渡市の例）



計画図



事業完了後



イチゴの生産・担い手育成拠点施設

② コミュニティ活動維持のためのガーデンづくり

宮城県石巻市では、移転元地において地域住民が主体となってコミュニティガーデンを整備した。ガーデン内の活動を通じ、被災者の心の復興にも寄与している。

図表 3-2-71 移転元地の活用事例（宮城県石巻市の例）



コミュニティガーデン（整備前）



コミュニティガーデン（整備後）

3章 新たな取組

3節 被災者支援総合交付金

東日本大震災においては、インフラ等ハード面の復旧・復興に加え、避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅等での新たな生活の定着に向けた課題等、ソフト面の課題への対応が必要となった。

「集中復興期間」においては、住宅再建・復興まちづくりが進捗し、恒久住宅への移転が進む一方で、長期にわたる仮設住宅での生活など、これまでの災害では例を見ないような長期的な避難生活を余儀なくされる被災者もあり、復興のステージに応じて、被災者一人ひとりが直面する課題は、個人の置かれた環境等により多様化するものであることが明らかになった。

「復興・創生期間」においては、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子どもに対する支援なども実施された。

本節では、平成 25 年の「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」に始まり、各種対策が打ち出され、平成 28 年度に、地方公共団体における被災者支援の取組を一体的に支援する「被災者支援総合交付金」が創設されるまでの経緯等について記述する。

3章

新たな取組

1. 制度創設の経緯

(1) タスクフォース以前の取組（被災者生活再建支援金の支給等）

住まいや生活の再建に向けて、災害公営住宅や高台移転の整備のほか、阪神・淡路大震災（平成 7 年）後の平成 10 年に成立した被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金の支給等が行われた（東日本大震災では 1 都 10 県に適用された。）。支援金の原資となる基金の財源は、都道府県からの拠出金であり、国は支給された支援金の 2 分の 1 に相当する額を補助することとなっている。被災者生活再建支援金については、4 章 1 節で詳述する。

(2) 被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース

被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者についても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念されていた。

そのため、平成 25 年 11 月 13 日、復興大臣を座長とし、関係府省（復興庁、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）の局長級により構成する「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義に立脚しながら、被災者支援施策全般について検討が行われた。

同年 12 月 13 日、同タスクフォースの議論を経て、「被災者に対する健康・生活支援に関する

施策パッケージ」が取りまとめられた。同パッケージは、仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援など各府省の既存施策を横断的に点検し、「仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援」、「子どもに対する支援の強化」、「医療・介護人材の確保」、「恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応」、「市町村の業務負担に対する支援の強化」の5つの主要論点に沿って、平成26年度予算措置に向けた検討事項やその後の運用改善の方向性等を示したものである。

なお、同タスクフォースは、平成25年11月13日に第1回が開催されて以降、同年12月9日、平成26年7月24日、同年8月25日、平成27年1月23日の計5回開催され、後述の「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」の策定まで続いた。

図表 3-3-1 「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ（概要）」

被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ（概要）	
<p>○ 被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念される。</p> <p>○ 復興大臣のもとに関係府省局長級からなるタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月13日）、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討。</p> <p>○ 各府省の既存施策を横断的に点検し直し、平成26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを施策パッケージとして取りまとめた（平成25年12月13日）。</p>	
<p>I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援</p> <p>“体の健康”への対策 ・被災地健康支援事業【厚生労働省】 避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動（巡回保健指導や専門人材の確保等）を維持するため、基金の積増し及び実施期限を延長</p> <p>“心の健康”への対策 ・被災者の心のケア支援事業／寄り添い型相談支援事業／東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【厚生労働省】【内閣府】</p> <p>“高齢者、孤立防止等に対する見守り”への対策 ・地域支え合い体制づくり／復興支援員【厚労省】【総務省】等</p>	<p>III 医療・介護人材の確保</p> <p>“暮らしの再生に必要な医療・介護人材の確保”への対策 ・地域医療再生基金／地域医療支援センター／被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】 ・被災地における福祉・介護人材確保事業【厚生労働省】等 特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るための事業を創設</p>
<p>II 子どもに対する支援の強化</p> <p>“日本の将来を担うにも関わらず、様々な形で被災の影響を受けている子ども”への対策 ・被災の影響を受けている子どもに対する支援【厚生労働省】 ①心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大／②安心して過ごすことができる環境づくり事業の創設／③遊具の設置、子育てイベントの開催について、対象範囲を福島県から被災3県に拡大／④子育て世帯に対して心身の健康に関する相談・支援を行う新たな訪問事業の創設</p> <p>・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業／緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】等</p>	<p>IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応</p> <p>“新たな生活の定着”に向けた対策 ・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】 ・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】等 より的確に被災地のニーズに対応するため、地域内輸送については、仮設住宅等の箇所数に応じた補助上限額の設定や特例措置の期間の延長</p>
	<p>V 市町村の業務負担に対する支援の強化</p> <p>“復興を担い続ける市町村”への対策 ・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】 ・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】 ・市町村職員への効果的な情報提供のため、事業一覧、担当府省・部局、要綱、事例等の関係情報についてホームページ整備【復興庁】等</p> <p><その他> ・“新しい東北”先導モデル事業【復興庁】等</p>

出所) 復興庁「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ（概要）」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20140513_package_gaiyo.pdf（令和4年11月1日閲覧）

(3) 被災者の健康・生活支援に関する総合施策

平成26年7月、内閣総理大臣から、復興大臣に対し、「相談員や復興支援員のより一層の充実・確保など、高齢者を含む住民の健康管理・生活支援に向けた総合的な施策」を策定するよう指示があった。

総理指示を受け、復興大臣の下でタスクフォースによる議論を行い、平成26年8月25日、現場の課題への対応による施策の強化となる「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定した。

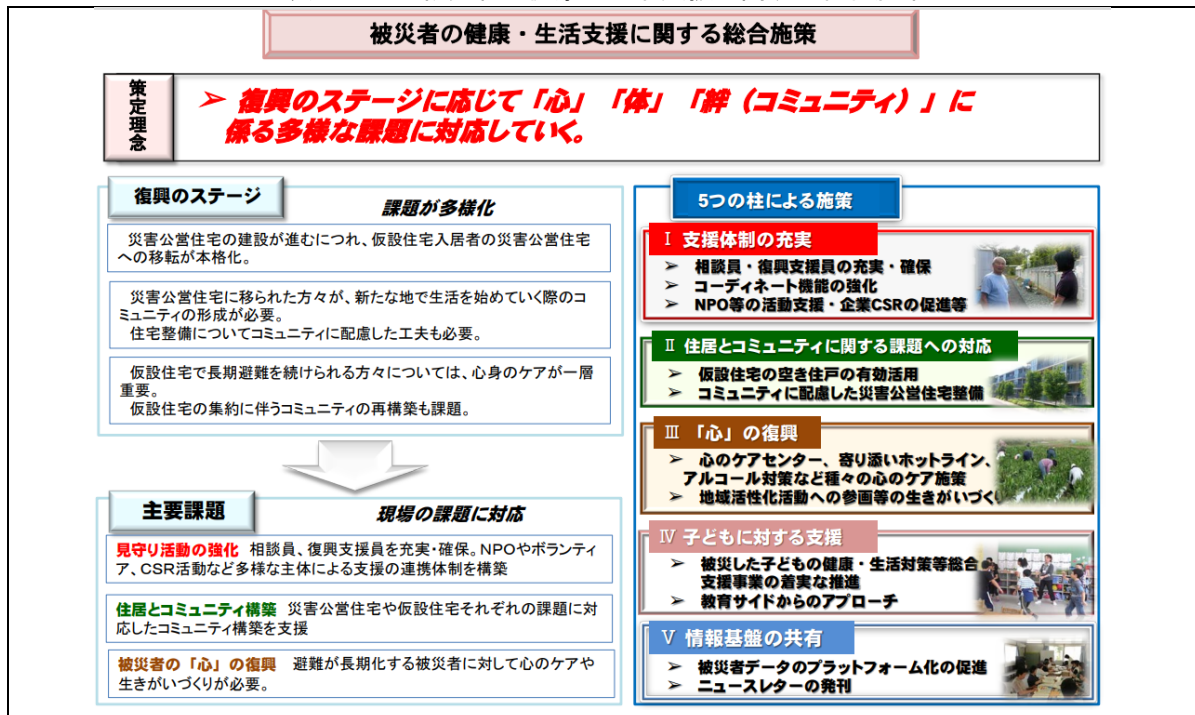
この総合施策は、現場における多岐にわたる課題を「支援体制の充実」、「住居に係るコミュニティ形成への工夫」、「被災者の「心」の復興」、「子どもに対する支援」、「情報基盤の共有」の5つに整理し、それぞれの課題について対応していくものとした。

具体的には、

- 相談員・復興支援員の充実・確保を図ることなどによる見守り等の活動の推進、多様な主体との連携の促進や人材確保、企業CSRと地域ニーズのマッチングなど、新たなコーディネート機能の強化
- 仮設住宅の空き住戸の有効活用や災害公営住宅への移転に伴う新たなコミュニティ形成の支援
- 心のケアセンターなどのほか、地域活性化活動への参画などの生きがいがづくりの支援など、現場における様々な課題に対応

の方向性を示したものである。

図表 3-3-2 被災者の健康・生活支援に関する総合施策



出所) 復興庁「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20140825_sougousesaku_gaiyo.pdf (令和4年11月1日閲覧)

図表 3-3-3 被災者の健康・生活支援に関する総合施策（ポイント）

＜参考：被災者の健康・生活支援に関する総合施策（ポイント）＞

項目名	今後の方向性
支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接被災者への支援を行っている相談員や復興支援員の充実・確保を図ることなどによる見守り等の活動の推進 ・ 現場での取組をより有効に機能させるためのコーディネート機能を強化 ・ NPO等の活動や民間企業のCSRの活動等との有機的な連携 ・ 東北地方における復興のための医学部新設の特例措置
住居とコミュニティに関する課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅について、住替えやコミュニティ活動などへの空き住戸の有効活用を促進 ・ 仮設住宅の集約について、自治体における取組事例の共有 ・ 仮設住宅等と病院、商店、公的機関等をつなぐ地域内輸送の支援 ・ 災害公営住宅については、見守り等の推進によりコミュニティ形成を支援 ・ 住宅整備に当たってのコミュニティ形成への配慮や入居者募集の工夫を促進
「心」の復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り等の推進や心のケアの施策と併せて、被災者自身がより積極的に参画する地域活性化等の活動や被災者同士による支え合いの活動などを支援
子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に創設した「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」について、自治体の活用事例の提供等を通じて、当該事業を行う必要性のある自治体の積極的な取組を促進 ・ 教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣など心のケアや学習支援に関する取組の実施 ・ 原発事故の影響を受けている福島県の子どもに対する支援
情報基盤の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体における被災者情報のプラットフォーム化の取組を促進 ・ 様々な取組事例などについて情報共有

出所) 復興庁資料

(4) 被災者支援（健康・生活支援）総合対策

「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」の策定に続き、平成27年1月23日、タスクフォースによる検討を経て、被災者支援50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

同対策は、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」の具体化と新たな取組を追加したものであり、ポイントは、①支援体制の充実と心の復興（見守り活動を行う相談員や復興支援員等の確保や見守り等の活動の更なる推進、被災者の生きがいを支援する「心の復興」事業の実施）、②住居とコミュニティ形成への支援（災害公営住宅におけるコミュニティ形成のため、地域のコミュニティ活動立上げへの支援や入居者募集方法の工夫に関する情報の提供、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援）、③子どもに対する支援（教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣、福島県における子どもに対する支援等）となっている。

図表 3-3-4 被災者支援（健康・生活支援）総合対策（概要）



復興庁
Reconstruction Agency

被災者支援（健康・生活支援）総合対策

【被災者支援50の対策】概要

平成27年1月23日策定

平成26年8月、総理指示を受けて、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応する「総合施策」を策定
 ⇒ 平成27年1月 施策の具体化と新たに追加した取組により、50の対策からなる「総合対策」を策定
 ① 23万人の避難者の方々の心と体の健康、② 災害公営住宅等でのコミュニティ形成支援、③ 支援施策の総合的推進等

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

① **復興特会における相談員確保の予算措置【対策1】**
被災者の健康・生活支援総合交付金を創設し、相談員の確保等を支援

② **復興支援員の活用【対策2】**
見守りやケアと一体として行う相談業務に活用できることを明確化

③ **福島県の特有の課題に対応した相談員の確保【対策4】**
放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援

④ **保健師の確保の支援【対策13】**
「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいがづくり

○ **「心の復興」事業の実施【対策35】**
地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいがづくりを支援

3. 支援施策の総合的な推進

① **被災者支援コーディネート事業の実施【対策6】**
支援体制の充実や企業CSR活動のマッチング等のコーディネートを実施

② **被災者健康・生活支援総合交付金の創設【対策1】**
1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進

2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、

○ **復興交付金による支援の弾力化【対策28】**
災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援

被災者支援ニーズに応じた対策の追加等

	仮設住宅	災害公営住宅
心と体の健康	相談員の確保 復興支援員の活用 福島県相談員の拡充 「心の復興」事業の実施	相談員の確保 復興支援員の活用 復興交付金の弾力化
コミュニティ形成	相談員の確保 復興支援員の活用	相談員の確保 復興支援員の活用 復興交付金の弾力化
総合的な推進	コーディネート事業の実施 総合交付金の創設	コーディネート事業の実施 総合交付金の創設

仮設住宅での避難の長期化や災害公営住宅への移行期において、見守り活動やコミュニティ形成等への支援に漏れのないよう対策を追加

出所) 復興庁「被災者支援（健康・生活支援）総合対策【被災者支援50の対策】概要」（平成27年1月23日）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20150123_sougoutaisaku_gaiyo.pdf
 （令和4年11月1日閲覧）

図表 3-3-5 被災者支援（健康・生活支援）総合対策（一覧）

被災者支援（健康・生活支援）総合対策		【被災者支援 50の対策】一覧	平成27年1月23日策定
I 支援体制の充実		III 「心」の復興	
1. 見守り等の活動の推進 新規【対策1】被災者健康・生活支援総合交付金の創設 拡充【対策2】復興支援員の活用 延長【対策3】震災等対応雇用支援事業の延長 継続【対策4】福島県の特有の課題に対応した相談員の確保 強化【対策5】福島県の特有の課題に対応するための専門人材による支援 新規【対策6】被災者支援コーディネート事業の実施 強化【対策7】コミュニティによる見守り体制づくりへの支援 強化【対策8】NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業との連携 新規【対策9】企業CSRのマッチングの推進 延長【対策10】サポート拠点の活用促進 2. 専門職種（保健・医療・福祉）の確保 拡充【対策11】医療従事者の確保・養成 継続【対策12】大学および大学院を通じた医療支援 延長【対策13】保健師の確保の支援 強化【対策14】保健師の確保の協力依頼 拡充【対策15】介護人材の確保の支援 3. 支援者ケアの促進 継続【対策16】支援従事者の研修会 新規【対策17】支援者交流会の実施 検討【対策18】実績が活かされる仕組みの検討		6. 心のケア 継続【対策30】心のケアセンターによる支援 継続【対策31】よりそいホットラインによる支援の継続 継続【対策32】女性の悩み・暴力の相談事業の継続 継続【対策33】ふくしま心のケアセンターの取組等の普及 継続【対策34】自殺対策の支援の継続 7. 生きがいづくり 新規【対策35】「心の復興」事業の実施 継続【対策36】大学等を活用した地域復興 強化【対策37】生きがいづくりに資するモデル事業の支援・展開 8. 「新しい東北」先導モデル事業の活用 継続【対策38】被災者支援のモデル事業の支援 強化【対策39】モデル事業の取組事例の横展開	
II 住居とコミュニティに関する課題への対応		IV 子どもに対する支援	
4. 仮設住宅とコミュニティに関する課題への対応 強化【対策19】空き住戸の有効活用の促進 強化【対策20】空き住戸の改修 継続【対策21】供与期間延長の柔軟な対応 強化【対策22】仮設住宅の集約化に係る情報提供 継続【対策23】被災地の生活交通の支援 5. 災害公営住宅とコミュニティに関する課題への対応 拡充【対策24】災害公営住宅の整備の加速化 継続【対策25】「工事加速化支援隊」等による県・市町村支援 強化【対策26】コミュニティ形成への工夫の周知 継続【対策27】住宅部局と保健・福祉部局との連携促進 拡充【対策28】復興交付金の活用による支援の弾力化 強化【対策29】入居者募集の工夫等の事例周知		9. 子どもに対する支援 継続【対策40】被災した子供に対する総合的な支援の推進 継続【対策41】学習支援のための教職員加配の継続 継続【対策42】学びを通じた地域コミュニティ支援の継続 継続【対策43】スクールカウンセラー派遣の支援の継続 継続【対策44】遊具の更新・運動施設整備やプレイリーダーの養成の支援 継続【対策45】自然体験活動や県外の子どもとの交流活動支援	
		V 情報基盤の共有	
		10. 被災者データのプラットフォーム化 継続【対策46】被災者データプラットフォーム化の推進 11. 情報共有 継続【対策47】復興の進捗に応じた情報提供 新規【対策48】ニュースレターの発刊 継続【対策49】被災地の復興に向けた情報提供 継続【対策50】福島県からの県外自主避難者等への情報提供	
		新規6項目、拡充5項目、延長3項目、強化11項目、継続24項目、検討1項目	

出所)復興庁「被災者支援（健康・生活支援）総合対策【被災者支援 50の対策】一覧」（平成27年1月23日）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20150123_sougoutaisaku_gaiyo.pdf

（令和4年11月1日閲覧）

(5) 被災者健康・生活支援総合交付金

続いて、平成27年度には、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した総合対策として、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設した。

同交付金は、被災地方公共団体が策定する1つの事業計画の下で、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、被災した子どもに対する支援の取組を一体的に支援する仕組みとなった。

平成27年度の予算額は、59億円である。

平成28年度には、被災者健康・生活支援総合交付金に、各省が所管していた被災者支援の関連事業を統合した上で、体系的な整理を行うとともに、避難の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴い新たに直面しつつある課題へ対応できるよう拡充し、被災者支援総合交付金が創設された。

図表 3-3-6 被災者健康・生活支援総合交付金

被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度概算決定額 59億円

事業概要・目的


○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。


○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。


事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

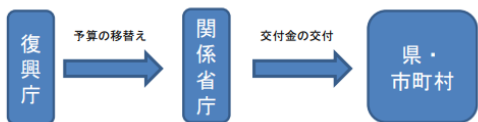
①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援	
---------------------------	---	---

II. 被災した子どもに対する支援

②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施	
-------------------------	---	---

③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援	
------------------------------	---	---

資金の流れ



期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康・生活支援総合交付金の事業

I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



II-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業



出所) 復興庁「被災者健康・生活支援総合交付金の事業」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20150526_h27_1kenkouseikatsukoufukingaiyo.pdf

(令和4年11月1日閲覧)

(6) 被災者支援総合交付金

平成28年度、被災者健康・生活支援総合交付金を拡充して「被災者支援総合交付金」を創設した。同交付金では、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業の追加、関連事業の統合など、地方公共団体による被災者支援を一体的に支援することとしている。

主な内容は、①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援、②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援、③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供等を実施、④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施、⑤被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施、⑥子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施するものとなっている。

また、予算額は「被災者健康・生活支援総合交付金」の59億円から大幅に拡充した。

なお、同交付金については必要に応じてメニューの追加がなされており、平成29年度には「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」が追加されたほか、令和元年度には「被災者の心のケア支援事業」が別事業から同交付金に統合された。

図表 3-3-7 平成28年度創設時の制度概要

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班） 28年度予算額 220.3億円【復興】 （27年度予算額 58.9億円）		（別添3）
<p>事業概要・目的</p> <p>○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。</p> <p>○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。</p> <p><主な拡充内容></p> <p>① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。</p> <p>② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。</p> <p>③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。</p> <p>④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。</p> <p>⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。</p>	<p>事業イメージ・具体例</p> <p>I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援</p> <p>①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート</p> <p>・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート</p> <p>II. 被災者の日常的な見守り・相談支援</p> <p>②被災者見守り・相談支援事業</p> <p>III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営</p> <p>③仮設住宅サポート拠点運営事業</p> <p>IV. 被災地における健康支援</p> <p>④被災地健康支援事業</p> <p>V. 子どもに対する支援</p> <p>⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業</p>	
<p>資金の流れ</p> <pre> graph LR A[復興庁] -- "予算の配分" --> B[各省市町村] A -- "予算の移替え" --> B B -- "交付金の交付" --> C[県・市町村等] </pre>	<p>期待される効果</p> <p>○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。</p>	

出所) 復興庁「平成28年度被災者支援総合交付金（第1回）交付可能額通知について」（平成28年4月22日）P.16
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/kouhukin/20160520_koufutsuuchi.pdf
 （令和5年7月27日閲覧）

図表 3-3-8 令和4年度の制度概要

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班） 令和4年度予算額 115億円【復興】 （令和3年度予算額 125億円）	
<p>事業概要・目的</p> <p>○ 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。</p> <p>○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。</p> <p><主な内容></p> <p>① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。</p> <p>② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。</p> <p>③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。</p> <p>④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。</p> <p>⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。</p> <p>⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。</p>	<p>事業イメージ・具体例</p> <p>I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援</p> <p>①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・被災者支援コーディネート</p> <p>・コミュニティ形成支援 ・被災者生活支援 ・県外避難者支援</p> <p>II. 被災者の日常的な見守り・相談支援</p> <p>②被災者見守り・相談支援事業</p> <p>III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営</p> <p>③仮設住宅サポート拠点運営事業</p> <p>IV. 被災地における健康支援</p> <p>④被災地健康支援事業</p> <p>V. 被災者の心のケア支援</p> <p>⑤被災者の心のケア支援事業</p> <p>VI. 子どもに対する支援</p> <p>⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 ⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業</p>
<p>資金の流れ</p> <pre> graph LR A[復興庁] -- "交付金の交付" --> B[県・市町村等] A -- "予算の配分" --> C[各省庁] C -- "予算の移管先" --> A C -- "交付金の交付" --> B </pre>	<p>期待される効果</p> <p>○被災者支援の基幹的業務について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。</p>

出所) 復興庁資料

2. 事業概要

被災者支援総合交付金の支援メニューは大きく、①各地域の被災者支援の重要課題への対応支援、②被災者の日常的な見守り・相談支援、③仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営、④被災地における健康支援、⑤被災者の心のケア支援、⑥子どもに対する支援に分かれており、被災自治体において、被災者支援総合交付金を活用し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目のない支援の実現を図るための各種取組を実施している。

被災者支援総合交付金全体の予算額は、平成28年度220億円、平成29年度200億円、平成30年度190億円、令和元年度177億円、令和2年度155億円、令和3年度125億円、令和4年度115億円と推移している。

なお、令和2年度末までに、岩手、宮城両県において応急仮設住宅の供与が終了するなど復興の進展に伴い事業が縮小してきている状況である。

各支援メニューの適用状況や事例は、4章1節に詳述する。

3章 新たな取組

4節 「新しい東北」の創造

1. 経緯

(1) 第2次安倍内閣の基本方針

東北地方は、震災前から人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題を抱えていたが、震災を契機として、これらの課題は想定よりも早くさらに顕在化・加速化することとなった。こうした社会経済構造に起因する課題を解決して持続可能な地域を実現するためには、復興に当たって被災地を単に元の状態に戻すのではなく、いずれ同様の課題に直面することとなる、あるいは既に直面している全国各地にとっても、将来の社会経済の一つのモデルとして示すことができる地域にまで発展させることが重要と考えられた。

こうした中、平成24年12月26日に閣議決定された第2次安倍内閣の基本方針においては、東日本大震災からの復興に当たって、「単なる「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」を作り上げる」ことが示され、同日、安倍総理の就任記者会見においてもその旨発言がなされた¹。

(2) 復興推進委員会中間とりまとめ

これを受けて、平成25年3月から復興推進委員会において、「新しい東北」の創造についての調査・審議が開始された。調査・審議に当たっては、問題解決の鍵は現場にあるとの認識に立ち、有識者、専門家、現地の事業者等からのヒアリング等により被災地の声の丁寧な聴取が行われるとともに、復興推進委員会の委員による現地調査²等により、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起こしが行われた。

初回の会議では、根本復興大臣より、地域の将来像として、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、「高齢者標準」による活力ある超高齢社会など5つの柱を中心に検討を進めていくよう提案がなされ、このテーマ別に5つの懇談会³が設けられ、被災地をよく知る各分野の専門家による専門的見地からの検討がなされた。こうして、同年6月5日に復興推進委員会において、「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）³が取りまとめられた。

「中間とりまとめ」では、我が国の人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、震災復興を契機にこうした課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」の形成が期待されており、時期を逸することなく、全国に

¹ 平成24年12月26日の就任記者会見の冒頭発言において、安倍内閣総理大臣は「閣僚全員が復興大臣であるという意識を共有し、あらゆる政策を総動員してまいります。これにより、単なる最低限の生活再建にとどまらず、創造と可能性の地としての新しい東北をつくり上げてまいります」と発言。

² 平成25年4月13日福島県郡山市・川内村・富岡町、同年5月25日宮城県南三陸町・石巻市・東松島市・仙台市、同年6月1日・2日岩手県大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市を視察調査。

³ ①「元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会」に関する懇談会、②「高い発信力を持った地域資源を活用する社会」に関する懇談会、③「頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会」に関する懇談会、④「持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）」に関する懇談会、⑤「『高齢者標準』による活力ある超高齢社会」に関する懇談会。

先駆けて取り組んでいく必要があるとされた。「新しい東北」の要素としては、構造的な変化が生じている領域や課題解決が求められている重要な領域を特定するとともに、復興に向けて地域で芽生えている様々な取組を包含するものとなるよう、以下の5つの社会が取り上げられ、その目標像と現状及び今後の目指すべき施策の方向性が示された。

- － 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- － 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- － 持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- － 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- － 高い発信力を持った地域資源を活用する社会

また、「新しい東北」の創造に向けた共通課題への対応として、震災前からの人口減少・高齢化や多くの避難者等による人材不足・リソース（ネットワーク・資金）不足が顕著であるとの認識の下、

- ・幅広い主体からの復興人材派遣を円滑かつ効果的に促進するためのプラットフォームの構築
- ・新たな起業者や復興への民間投資を促進するためのプラットフォームの構築及び官民連携
- ・担い手と地域とのマッチング、ネットワーク形成

等への支援措置の拡充が必要であるとされた。

このような中間とりまとめに対し、同会議においては、安倍総理から根本復興大臣に対し「新たに『モデル事業』を創設するなどして、『新しい東北』に向けた地域の取り組みを加速化」するよう指示がなされた⁴。根本復興大臣からは「すぐに取り組むべきこととして、『東日本大震災復興推進調整費⁵』を活用して、地域で取り組んでいる方々が『新しい東北』を率先して先導していくことのできる『新しい東北 先導モデル事業』を創設したい」、「同じく『東日本大震災復興推進調整費』を用いて、『復興人材派遣』や『新たな起業者や復興への民間投資の促進』などの、官民連携して事業を推進していく仕組み（復興官民連携プラットフォーム）を具体化していきたい」旨表明された⁶。

^{4,6} 平成 25 年 6 月 5 日 復興推進委員会（第 12 回） 議事録

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20130710_gijiroku12.pdf（令和 5 年 7 月 3 日閲覧）

⁵ 被災地域の復興に向け、機動的対応を要する事業や翌年度以降の制度創設等を視野に実施する事業を速やかに実施するため、復興大臣の裁量により、復興に関し国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施するもの。当初予算においては、目未定経費として計上されており、被災各県等からの具体的な要望に基づき、年度途中の諸情勢に応じ、財務大臣との執行協議を経て配分される。

図表 3-4-1 「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）（平成 25 年 6 月 5 日）概要

<p style="text-align: right;">平成 25 年 6 月 7 日</p> <p style="text-align: center;">新しい東北の創造に向けて (復興推進委員会 中間とりまとめ概要)</p> <p>1 目的と審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地は、人口減少、高齢化等の地域の抱える課題が顕著であり、復興事業を進める中で、単に従前に復旧するではなく、復興を契機に、課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を形成する。 本年 3 月から、復興推進委員会において議論を重ねてきた。その際には、『解は現場にある』との認識の下、現場の先駆的な取組みを集め、復興大臣と被災地で活躍する専門家との懇談会を開催し意見集約を行いつつ、その成果を委員会で審議してきた。 検討テーマは次の 5 つ。 <ol style="list-style-type: none"> ① 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会 ② 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会 ③ 持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会） ④ 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会 ⑤ 高い発信力を持った地域資源を活用する社会 <p>2 今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の先進事例を育て、他の被災地や日本のモデルとしていくため、復興庁の調整費を活用し、①先進事例を加速化させる『モデル事業』の創設や、②人材・資金等の面で民間事業者等を巻き込む仕組みづくり（『官民連携プラットフォーム』）を進める。 関係省庁と連携して、成長戦略等に基づいて実施する施策（「規制改革」、「研究開発」等）の東北での展開を進める。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の住宅再建や復興まちづくりを進める中で、これら先導的な取組みの成果を、被災地全体に展開していく <p>3 今後の施策の方向性（別紙）</p>	<p>別紙、今後の施策の方向性</p> <p>①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地の子どもが抱える課題（運動不足、肥満等）を迅速に解決。 ○身体運動能力、学ぶ力、たくましく生き抜く力、共に支えあう力、創造性、挑戦性等の面で最も高い能力を持ち、精神面も豊かな子どもを育成。 ○「世界レベルの文武両道」。新時代に対応できる力を養成。 <p><施策の方向性を踏まえた具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・思わず体を動かしたくなる工夫のある遊び場、身体の発達に適した運動のできる全天候型運動場の確保と、プレイリーダーの養成。 <p>②「高齢者標準」による活力ある超高齢社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『外出しやすくなるようなコミュニティ』。高齢者が元気で地域社会に参加し、自立的、快活に暮らし続けられる「生涯現役型社会（エイジング・イン・コミュニティ）」の実現。 ○心身が弱った場合にも安心して暮らすことの出来る IT を活用した次世代型の地域医療・介護・予防等の体制の構築。 <p><施策の方向性を踏まえた具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT 技術を利用した高齢者見守りシステム、次世代地域包括ケアシステムの整備。 <p>③持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低炭素・省エネルギー型で、分散型エネルギーシステムを備えた地域社会の構築。 ○クリーンテクノロジーに関する先導的な研究開発、実証、関連産業の集積等、一連の経済効果が被災地に循環する環境を整備。 <p><施策の方向性を踏まえた具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台移転した集落の跡地に再生可能エネルギー設備の設置。 <p>④頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機に直面した際に、致命的な被害を回避し、より迅速な回復を図る、安全に対する総合的な対策を先進的に導入した社会を構築。 <p><施策の方向性を踏まえた具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による ICT を活用した安否確認・情報の提供。 <p>⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の潜在的価値の発掘・認識、価値の維持・向上、市場への売込により、独自に富を創出し、持続的に発展する社会を構築。 ○生産者と消費者との相互交流の中で新しい商品価値を共に創造する「価値共創ビジネス」を推進。 ○地域資源の強化と地域経済の活性化との間に「好循環」を形成。 <p><施策の方向性を踏まえた具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の魅力を伸ばしつつ、地域外や市場と積極的につながることで、消費者等との継続的な交流に基づく地域ぐるみの取組みを支援（取組例：地域ぐるみでのブランド野菜の生産）
---	---

出所) 復興庁「「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）」（平成 25 年 6 月 5 日）

https://www.reconstruction.go.jp/content/20130610_chukan02.pdf（令和 5 年 7 月 3 日閲覧）

(3) 中間とりまとめを受けた取組

同年 7 月 2 日に開催された復興推進会議では、この「中間とりまとめ」を踏まえた政策展開として、根本復興大臣より東日本大震災復興推進調整費を約 10 億円活用して、「新しい東北 先導モデル事業」を創設すること、復興人材派遣や起業者への投資促進のためのプラットフォームを構築する旨が表明された。

図表 3-4-2 復興推進委員会 中間とりまとめを踏まえた政策展開

復興推進委員会 中間とりまとめを踏まえた政策展開	
<p>「新しい東北」の取組については「解は現場にある」との認識の下、被災地で既に芽生えている先進事例の掘り起しを実施。その事例を育て、横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくことを目指す。</p> <p>このため、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、</p> <p>① 地域の先駆的な取組を加速化するため、モデル事業を創設するとともに、</p> <p>② 人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築する。</p> <p>併せて、成長戦略等に基づいて各省が実施する施策について、東北での重点的な展開を進める。(例えば、「研究開発」など。)</p>	
<p>【「東日本大震災復興推進調整費」を活用して今後実施する事業】[概ね10億円程度]</p>	
<p>1.地域の先駆的な取組を加速するためのモデル事業 (『「新しい東北」先導モデル事業』)の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常、新規施策は翌年度の予算で具体化しているが、復興については機動的な対応が不可欠。 ○ このため、平成25年度の『調整費』を活用して、地域の先導的な幅広い取組を公募・支援。(これにより1年近い短縮を実現。) ○ プロジェクトの立ち上がり段階における専門家派遣や社会実験、関係者の合意形成など、ソフト分野を中心に様々な取組を包括的に支援。
<p>2.人材派遣や民間投資を促進するための官民連携に向けた新たな仕組み</p>	<p>(1) 復興人材派遣のためのプラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい東北」の創造を担う様々な分野の専門人材が不足しており、官民の連携により、企業等の幅広い主体から、ニーズに対応した人材の派遣を円滑に進めることが喫緊の課題。 ○ このため、人材派遣に関する情報を集約・共有する場を設けることにより、人材派遣が円滑かつ効果的に行える環境を整備し、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業等から派遣される人材の強みを発掘するとともに、②派遣先となる被災自治体、商工会、観光団体等のニーズを把握し、③コーディネーターを活用して双方のマッチングを促進する仕組みを構築。 ○ 併せて、派遣された人材等の連携を図るためのネットワークを構築。 <p>(2) 起業者への投資促進のためのプラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地において、経済活動を復興するためには、事業に関連した様々なノウハウを普及させるとともに、投資に必要な資金を確保することも、大きな課題。 ○ このため、金融機関を始めとした関係者等が参加する場を設け、①事業者の経営についてアドバイスするとともに、②より広い範囲で起業者を募集し、③投資を促進する仕組みを構築。

出所) 平成25年7月2日 第8回復興推進会議 資料2-3「中間とりまとめを踏まえた今後の政策展開」
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20130702_shiryu2-3.pdf (令和5年7月3日閲覧)

これを受けて、平成25年7月23日に、被災地で既に芽生えている先導的な取組を提案型で受け付け、その立ち上がり段階における専門家派遣、関係者の合意形成、プロジェクトの検討、試行的取組や効果検証といったソフト面の取組に係る経費を包括的に支援する「新しい東北」先導モデル事業(以下「先導モデル事業」という。)に関する公募要項等が公表され、同年10月4日、460件余りの応募の中から「新しい東北」に資する先導的な取組と判断される66件の取組を選定した旨が発表された。

また、同日、被災地が必要とする人材を企業等から現地に派遣することを目的として、マッチングや関係情報の共有・発信を行う「WORK FOR 東北（復興人材プラットフォーム構築事業）」の取組が開始された。

さらに、新たな起業者や復興への民間投資を促進するための取組として、新たなビジネスプランを応援するビジネスコンテスト（リバイブジャパンカップ）が開催され、平成26年1月10日に受賞団体が決定・発表された。

また、平成25年10月25日、根本復興大臣から、被災地で事業展開されている多様な主体による取組について、情報の共有・交換を進めるため、経済界、大学、NPO等の方々を設立発起人とした「『新しい東北』官民連携推進協議会」（以下「官民連携推進協議会」という。）を設立することが表明され、同年12月17日に約550の法人・団体を会員とする形で設立された。官民連携推進協議会によって、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約した協議会ウェブサイトが開設されるとともに、会員が対面で情報共有や意見交換を行うことができる「会員交流会」が開催され、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場が提供されている。

（4）復興推進委員会提言

復興推進委員会においては、「中間とりまとめ」以降も、先導モデル事業の実施状況等も踏まえつつ、2つの懇談会⁷が追加で開催されるなど、「新しい東北」の創造に向けた議論が深化され、平成26年4月18日に「新しい東北」の創造に向けて（提言）⁷が取りまとめられた。

当該提言においては、地域社会が抱える課題の解決に当たって、必ずしも国・自治体等の「官」が主導するのではなく、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、「官」と「民」が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要という認識の下、「新しい東北」の要素となる5つの社会について、「中間とりまとめ」で取りまとめた項目に加え、その後の取組状況等を整理するとともに、「官」と「民」が共有すべき目標像が示された。

また、5つの社会の実現に向けて、被災地における先進的な取組の加速・定着を図るとともに、被災地、ひいては全国への横展開を進めていくため、「民」の活力をベースとしつつ、先進的な取組の加速化、人材面の支援、起業や新規事業の立上げに向けた支援、官民連携の基盤づくり及び被災地での「新しい東北」の横展開に向けた支援等に関し、政府としても必要な支援を行っていくこと等とされた。

さらに、今後の産業復興について、被災地域の実情・特色を考慮の上、重点的かつ戦略的に産業復興を推進すること、域外の需要を獲得する産業及び地域の暮らしを支え、コミュニティを維持する産業について、バランスのとれた発展とその好循環の構築に取り組む視点が重要であることといった施策の方向性が示されるとともに、今後の進め方として、民間事業者の活力をベースとしつつ、業界団体、大学・研究機関、国・県・市町村、産業支援機関、NPO等、幅広い関係者が連携して、産業復興支援に取り組んでいく必要があること等が示された。

⁷ 「地域資源（一次産業分野）」に関する懇談会及び「産業復興」に関する懇談会。

図表 3-4-3 「新しい東北」の創造に向けて（提言）概要（平成26年4月18日復興推進委員会）

「新しい東北」の創造に向けて (復興推進委員会「提言」概要)	
<p>1. 復興の加速化</p> <p>(1) 復興の機能強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現場主義の徹底（双方向型の国と地方の関係、復興交付金運用の柔軟化等） ○司令塔機能の強化（東京・福島二本社制、タスクフォースの設置等） ○予算・復興財源フレーム（復興財源フレームの見直し、予算の迅速かつ柔軟な執行等） <p>(2) 復興の新たなステージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅再建・復興まちづくり（加速化の着実な進展、住まいの復興工程表等） ○産業・生業の再生（グループ補助金、結の場、企業立地補助金等） ○健康・生活支援（健康・生活支援に関する施策パッケージ等） ○福島の再生・復興（福島再生加速化交付金、リスコミ、風評被害対策等） <p>2. 「新しい東北」の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興を単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）を解決。我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造。 ○地域社会の将来像として、5つの社会に関する目標像を取りまとめ。（参考を参照） ○「新しい東北」の推進に当たっては、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、「官」と「民」が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要。 <p>(1) 先進的な取組の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」先導モデル事業 ・「日本再興戦略」等の一環として行われる社会実験等を全国に先駆けて実施 <p>(2) 人材面の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「WORK FOR 東北」 <p>(3) 起業や新規事業の立ち上げに向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな起業家や復興への民間投資を促進するためのプラットフォーム構築事業」 <p>(4) 官民連携の基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」官民連携推進協議会 <p>(5) 被災地での展開に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興交付金（効果促進事業）の活用 ・「新しい東北」の展開期に関する施策に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題を抱える被災地で、持続可能な地域経済を実現するためには、産業の復興を進めていく必要。 <p>(1) 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の産業の実情・特色を考慮の上、重点的かつ戦略的に産業復興を推進。 ・以下の2つの産業について、バランスのとれた発展に取り組む必要。 <p>① 域外の需要を獲得する産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり基盤技術産業、水産加工業（販路回復、生産性の向上等）、農業・漁業（低コスト化、高付加価値化等）、観光業（価値共創型の取組）等 <p>② 地域の暮らしを支え、コミュニティを維持する産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売商業・生活関連サービス業（商業施設の復旧・復興、生活利便性の確保等） <p>(2) 今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁が司令塔機能を発揮。産業復興を支援する施策を省庁横断的に体系化。 ・今後の課題について、迅速な対応を講じていく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">参考：「新しい東北」の5つの社会</p> <p>① 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体運動能力、学ぶ力、たくましく生き抜く力、共に支えあう力、創造性、挑戦性等の面で、日本で最も高い能力を持ち、かつ、精神面も豊かな子どもを育成 ○「世界レベルの文武両道」。新時代に対応できる力を養成 <p>② 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「外出したくなるようなコミュニティ」。高齢者が元気で地域社会に参加し、自立的、快活に暮らし続けられる「生涯現役社会（エイジング イン コミュニティ）」の実現 ○心身が弱った場合にも安心して暮らすことのできるITを活用した次世代型の地域医療・介護・予防等の体制の構築 <p>③ 持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低炭素・省エネルギー型で、分散型エネルギーシステムを備えた地域社会の構築 ○クリーンテクノロジーに関する先進的な研究開発、実証、関連産業の集積等、一連の経済効果が被災地に循環する環境を整備 <p>④ 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機に直面した際に、致命的な被害を回避し、より迅速な回復を図る、安全に対する総合的な対策を先進的に導入した社会を構築 <p>⑤ 高い発信力を持った地域資源を活用する社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の潜在的価値の発掘・認識、価値の維持・向上、市場への売込により、独自に富を創出し、持続的に発展する社会を構築 ○生産者と消費者との相互交流の中で新しい商品価値を共に創造する「価値共創ビジネス」を推進 ○地域資源の強化と地域経済の活性化との間に「好循環」を形成 </div>

出所) 復興庁 HP 「新しい東北」の創造に向けて（提言）（平成26年4月18日）

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20140425145336.html>（令和5年7月3日閲覧）

図表 3-4-4 提言とりまとめに向けた復興推進委員会等での審議経緯

<復興推進委員会>

第8回 (平成25年3月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討課題について ・復興について各委員より発言
第9回 (平成25年4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会」について ・「新しい東北」の創造に向けた共通課題について
第10回 (平成25年5月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」について3県へのヒアリング結果について ・「「高齢者標準」による活力ある超高齢社会」について ・「高い発信力を持った地域資源を活用する社会」について
第11回 (平成25年5月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）」について ・「頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会」について
第12回 (平成25年6月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめについて ・今後の進め方について
第13回 (平成25年9月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」について ・東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）について ・自由討議 ・今後の進め方について
第14回 (平成26年1月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の現状と取組について ・「新しい東北」について ・提言に向けて
第15回 (平成26年4月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」の創造に向けた取組について ・「新しい東北」の創造に向けて（提言）

<懇談会>

平成 25 年 4 月 23 日	「元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会」に関する懇談会
平成 25 年 5 月 15 日	「高い発信力を持った地域資源を活用する社会」に関する懇談会
平成 25 年 5 月 23 日	「頑健で高い回復力を持った社会基盤(システム)の導入で先進する社会」に関する懇談会
平成 25 年 5 月 23 日	「持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）」に関する懇談会
平成 25 年 5 月 24 日	「『高齢者標準』による活力ある超高齢社会」に関する懇談会
平成 25 年 12 月 17 日	「地域資源（一次産業分野）」に関する懇談会
平成 26 年 3 月 20 日	「産業復興」に関する懇談会

(5) 提言を受けた取組

復興推進委員会の提言や平成 26 年 6 月に産業復興の推進に関するタスクフォース⁸において取りまとめられた「産業復興創造戦略」を受けて、官民が連携して金融関連施策を強化し、新規の民間資金を円滑に供給する観点から、同年 7 月には官民連携推進協議会の下に、金融機関や投資ファンド等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」が設立された。

また、平成 26 年 11 月には、被災地の水産加工業が抱える人材の育成・確保や販路の確保といった課題の克服に向け、官民連携推進協議会の下に、流通関係団体、投資ファンド、ノウハウ・人材の支援に取り組む企業・団体等をメンバーとする「販路開拓支援チーム」が立ち上げられた。

平成 27 年 2 月には、先導モデル事業で蓄積したノウハウ等を被災地で横展開するため、官民連携推進協議会の下に、地方自治体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」が設置され、地域づくりネットワーク交流会や自治体版ハンズオン支援事業が実施された。

さらに、平成 27 年 4 月には、産業振興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援の担当者、専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制として、「企業連携グループ」が設置された。また、平成 27 年度補正予算においては、被災地の水産加工品の販路開拓に関する取組の強化を図るため、「新しい東北」輸出拡大モデル事業が創設された。

このほか、平成 27 年度には、官民連携推進協議会の会員間の連携創出に向けて、会員が他の団体と連携して取り組むワークショップ等の開催経費等の一部や周知広報の支援を行う連携支援制度が創設された。また、「新しい東北」をはじめとした東北の挑戦の成果を全国に情報発信し、復興支援の輪を拡大するため、「新しい東北」官民共同 PR 事業が実施され、民間のネットワークと連携した情報発信が展開された。

さらに、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況にあった東北観光の取組を強化するため、平成 27 年度補正予算において、「新しい東北」交流拡大モデル事業が創設された⁹。

⁸ 復興推進委員会の提言において、今後の産業復興について、「復興庁が司令塔機能を発揮し、産業復興を支援する施策を省庁横断的に体系化するとともに、今後の課題について迅速な対応を講じていく必要がある」とされたことを受けて、根本復興大臣の下、設置されたタスクフォース。被災地域の現状と課題を把握するとともに、被災地における産業復興を推進するための考え方と施策の方向性と、それを現場に浸透させ、効果的に推進するための体制、今後の戦略的な進め方などについての検討が行われた。

⁹ 6章（産業・生業の再生）5節（観光業）5（「新しい東北」交流拡大モデル事業）参照。

(6) 第1期復興・創生期間以降の取組

平成25年から平成27年にかけて実施してきた先導モデル事業により、産業・生業の再生、地域活性化、コミュニティ形成など、様々なノウハウが蓄積されてきた中、平成27年11月11日に開催された第19回復興推進委員会では、震災から5年が経過した平成28年度以降の「新しい東北」の取組については、①先進的な取組の横展開の強化、②民間等の関係者との連携強化及び③全国的な情報発信の強化が課題であるとされた¹⁰。

このため、①先進的な取組の横展開に向けて、平成28年度には、引き続き、地域づくりネットワークにおいて、被災地内外の先進的な取組についての情報・意見交換等が実施されるとともに、自治体版ハンズオン支援事業により、被災自治体に対しノウハウ・アイデア面での支援がなされた。また、被災地の課題解決に資するとともに、被災地の自立につながる事業の立上げに当たり必要となる経費を支援する地域自立支援事業が創設された。さらに、「新しい東北」の実現に貢献している個人・団体を顕彰する「新しい東北」復興・創生顕彰が創設された¹¹。

また、②民間等の関係者との連携強化に向けて、平成28年度には、引き続き、「新しい東北」交流会が開催されるとともに、平成27年度に創設された連携支援制度に加えて、新たに連携セミナー制度（官民連携推進協議会の会員が「新しい東北」に関連した公開型のセミナー又はイベント等を開催する場合の経費や参加者の募集の支援制度）が創設された。

③全国的な情報発信の強化としては、震災から5年が経過したことを踏まえ、平成28年6月を「東北復興月間」とし、震災の経験・教訓を広く展開するとともに、復興の現状を国内外に正確に発信することを目的として、「東日本大震災5周年復興フォーラム」（平成28年6月6日）や「交流ミーティング in 東京」（平成28年6月11日～28日）といった復興関連イベントが開催された。また、協議会ウェブサイトにおける特集記事の掲載等や、「新しい東北」官民共同PR事業の後継となる「新しい東北」情報発信事業が実施され、「新しい東北」の成果や東北の魅力についての情報発信が行われた。

さらに、平成28年5月27日に開催された第22回復興推進委員会では、「新しい東北」の推進に関する今後の課題として、人口減少、高齢化、産業空洞化といった全国に共通する地域課題を解決する取組が被災地において持続的に行われていくよう、①先進的な取組の普及・展開の更なる促進、②地域における持続的な地域課題の解決に向けた取組の促進、③東北内外の交流促進につながる東北の魅力の情報発信強化に重点的に取り組むこととされた¹²。

こうしたことを受け、平成29年度には自治体版ハンズオン支援事業の支援対象をNPO等にも拡大し、地域課題の解決に取り組む各種団体等に対して伴走型支援を行う地域づくりハンズオン支援事業が創設された。また、「新しい東北」の様々な取組の成果の普及・展開や取組の自走化に向けて、共創イベント（アイデアソン等）の開催を通じ、情報発信力の強化や新たなパートナーづくり

¹⁰ 平成27年11月11日 復興推進委員会（第19回） 資料2「新しい東北」の取組状況及び平成28年度以降の課題について

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20151111_04siryou2.pdf（令和5年7月3日閲覧）

¹¹ 平成28年度は集中復興期間5年間の活動を顕彰する「新しい東北」復興功績顕彰が合わせて実施された。

¹² 平成28年5月27日 復興推進委員会（第22回） 資料3「新しい東北」の取組状況並びに今後の取組方針及び課題について

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20160527_03_siryou3.pdf（令和5年7月3日閲覧）

等のソリューションを構築する「共創力で進む東北プロジェクト」(共創イベントを通じた情報発信ソリューション構築事業)が創設された。同プロジェクトでは、広く官民から新たな関心層を巻き込む週次のイベントとしてFw:東北 weeklyを開催、令和元年からはFw:東北 Fan Meetingと名を変え、情報発信や東北のファンづくりの強化を目指した場が提供されている。さらに、平成29年より、被災3県の主要な関係機関による情報共有・意見交換が図られるよう、各県において意見交換会や連携型交流会が開催されている。

こうした「新しい東北」の創造に係る一連の取組について、令和元年12月20日に閣議決定された『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針』では、「民間の人材やノウハウを最大限活用して、モデル事業、『結の場』等の企業間のマッチングの場の提供を通じた事業連携、専門家派遣等の取組により、コミュニティ形成等の地域課題の解決や、地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出されている」ことが成果として挙げられた。また、今後の課題として「蓄積したノウハウの普及・展開を図り、被災地において地域課題に取り組む主体が、地方創生の施策の活用等により、持続可能な活動を行うことができる環境整備が重要」とされた。

さらに、令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』では、第2期復興・創生期間以降、「特に、東日本大震災からの復興においては、NPO・ボランティア・企業・大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する」こととされており、第2期復興・創生期間以降も同基本方針に沿った取組が進められている。

2. 「新しい東北」先導モデル事業

(1) 趣旨・事業概要

「新しい東北」先導モデル事業は、「新しい東北」の実現に向けて、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進めて、東北、ひいては日本のモデルとしていくことを目的として、平成25～27年度にかけて実施された。

復興推進委員会の中間とりまとめに示された5つのテーマ¹³について、先導的な取組の立ち上がり段階における専門家派遣、関係者の合意形成、プロジェクトの検討、試行的取組や効果検証といったソフト面の取組を募集し、その実施に係る経費を包括的に支援した。

応募資格は、復興の加速化に取り組む者であって、①NPO等の法人、②事業者等の組織する団体、③地方公共団体を構成員に含む団体とされた。また、応募された取組については、①先導性・モデル性、②持続性、③相乗効果・波及効果、④主体性、⑤計画性・実現可能性、⑥効率性、という観点から、復興推進委員会委員や有識者からの評価・意見も伺いつつ選定がなされ、平成25年度66件、平成26年度95件、平成27年度55件、3か年で合計216件の事業を支援した。

得られた成果については、官民連携推進協議会の交流会等において多様な主体間で共有するとともに、事例集等を通じて対外的な情報発信を行った。

(2) 実績

先導モデル事業について、各年度の事業費、応募及び選定件数は次のとおりで、支援1件当たりの平均執行額は1.3千万円となっている。

図表 3-4-5 各年度の「新しい東北」先導モデル事業の事業費、応募件数及び選定件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
事業費	8.1億円	13.7億円	6.9億円	29.1億円
応募件数	464件	327件	198件	989件
選定件数	66件	95件	55件	216件

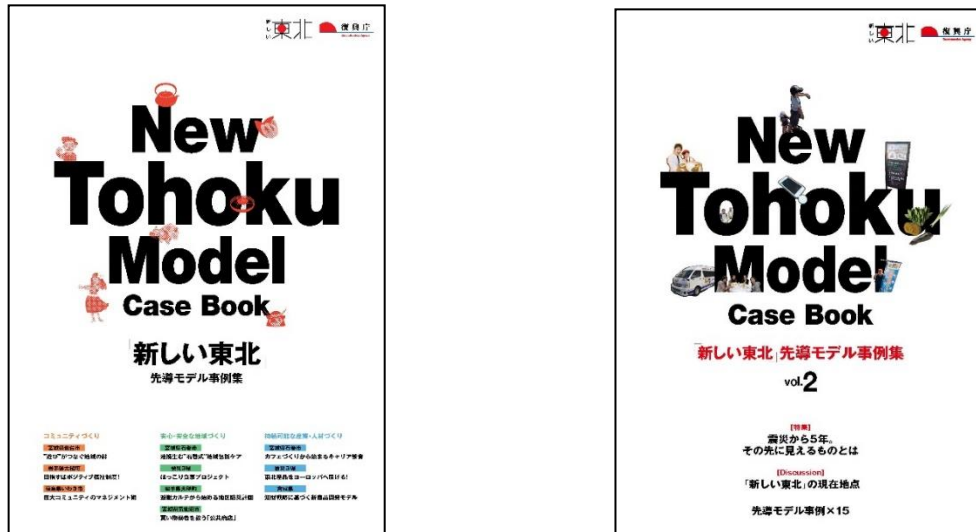
なお、平成25年度の事業実施に当たっては、東日本大震災復興推進調整費が活用された。

選定された146団体(複数年度にわたって選定された団体あり)について、活動地域別にみると、岩手県34件、宮城県44件、福島県38件、その他30件となる。また、活動分野別にみると、子どもの成長15件、高齢社会28件、エネルギー11件、社会基盤8件、地域資源69件、その他15件であった。

先導モデル事業で得られた成果を全国に発信するため、平成27年2月と平成28年2月には「新しい東北」先導モデル事業事例集が作成された。平成27年の事例集では10事例、平成28年の事例集第2弾では15事例が紹介された。また、現場で復興に取り組んでいる主体と復興推進委員会委員によって、コミュニティや産業復興に関する「新しい東北」のこれまでの取組や今後の展望についての座談会が行われ、自治体版ハンズオン支援事業の紹介とともに、同事例集に掲載されている。

¹³ ①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、②「高齢者標準」による活力ある超高齢社会、③持続可能なエネルギー社会(自律・分散型エネルギー社会)、④頑健で高い回復力を持った社会基盤(システム)の導入で先進する社会、⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会等。

図表 3-4-6 「新しい東北」先導モデル事業事例集（平成 27 年 2 月復興庁）・
「新しい東北」先導モデル事業事例集 vol. 2（平成 28 年 2 月復興庁）



出所) 復興庁 HP 「新しい東北」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html>（令和 5 年 7 月 3 日閲覧）

さらに、平成 29 年 2 月には、先導モデル事業をはじめとする「新しい東北」に関する取組の成果で培われてきたノウハウが整理され、全国的な地域課題解決に向けた取組の参考となるよう、「『新しい東北』事例集～地域課題解決に向けた挑戦～」が取りまとめられた。同事例集では、東日本大震災の被災地における民間ネットワークを中心とした先導的な取組の中から、独自の発想・方法により、平成 28 年度当時も新しい社会の実現に向かって挑戦している 10 の事例を取り上げ、「ヒト」、「着眼点」、「連携・協働」、「持続性」という 4 つの視座から分析が行われている。

図表 3-4-7 「新しい東北」事例集～地域課題解決に向けた挑戦～（平成 29 年 2 月復興庁）



出所) 復興庁 HP 「新しい東北」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html>（令和 5 年 7 月 3 日閲覧）

こうした先導モデル事業の取組について、令和元年度には、事業実施から一定期間が経過した中、類似の事業を行う際の参考となるよう、先導モデル事業により支援した個別のプロジェクトの現在の状況等を確認するためのフォローアップ調査が行われた。

フォローアップ調査では、先導モデル事業で支援を行った146団体のうち、114団体から回答があり、80件（回答案件の70%）は活動を継続し、77件（回答案件の68%）については事業の全体目標を達成していることが判明した。幅広い担い手（企業、大学、NPO等）が、先駆的な取組を加速するために先導モデル事業を活用しており、先駆的な取組が多かった観点からは、先の結果を踏まえると、事業として一定程度の成果を上げたと考えられる。

また、団体が新規事業の創出に取り組む際の財源として、先導モデル事業を活用したという事例も複数存在し、団体の新たな取組を後押しするという観点でも、一定の意味があったと考えられる。

一方で、先導モデル事業の課題としては、

- ① 支援された団体側にとっては、自身の事業への対応に手一杯となり、他地域への波及に十分に目を向けられなかったこと等に起因し、事業の他地域への横展開に十分な成果を上げることができなかったこと
- ② 先駆的な取組の立上げ段階に対する支援という事業の位置付けから、事業に対する長期的なフォローアップが十分なされなかったこと
- ③ 先駆的な取組を支援するという観点から実証的な側面を有しており、自己財源が乏しく新規事業に踏み出せない既存団体に対して効果的な支援スキームである一方で、事業開始前に自走までの絵を描けておらず、活動費の捻出ができないことで、事業を中止・終了した団体が存在したこと

が挙げられた。

図表 3-4-8 令和元年度「新しい東北」先導モデル事業フォローアップ調査業務（結果概要）

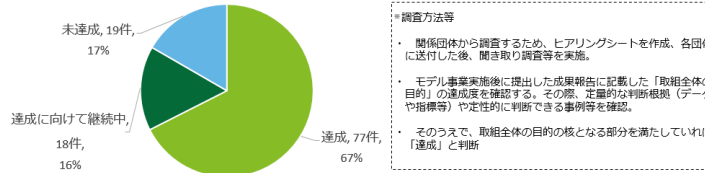
「新しい東北」先導モデル事業の現状について

○「新しい東北」先導モデル事業(※)の現状について2019年8月から12月にかけて調査。
 ○連絡がついた114団体（全体146団体）の現状は、以下のとおり。

〔 77件が全体目的達成
80件が事業継続 〕

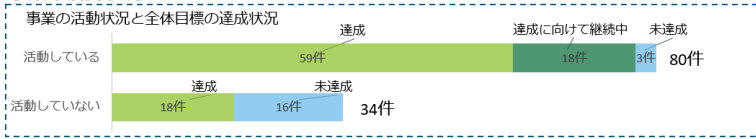
※「新しい東北」先導モデル事業
被災地における先導的な取組の加速に向けて、立ち上げ段階で必要となるソフト面の取組（地域の合意形成、有識者等の招へい等）を支援する。平成25年度から平成27年度にかけて、延べ216件を支援。うち複数年度にわたって継続した事業があるため、146団体を調査対象とした。

取組全体の目的達成状況

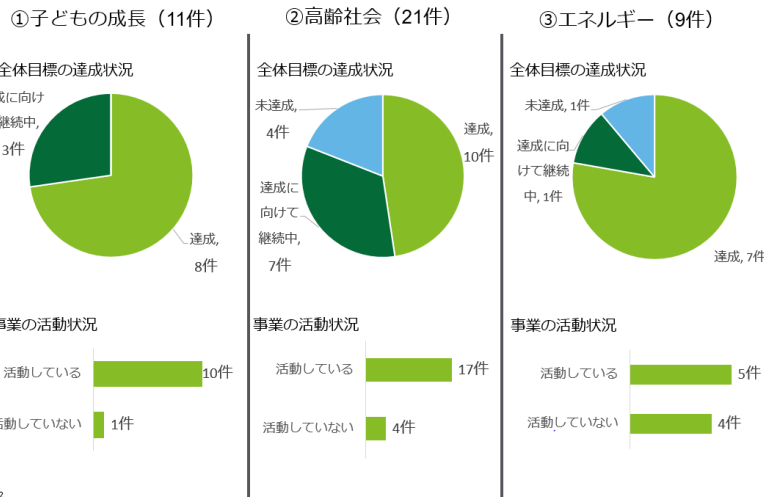


※調査方法等
 ・関係団体から調査するため、ヒアリングシートを作成、各団体に送付した後、聞き取り調査等を実施。
 ・モデル事業実施後に提出した成果報告に記載した「取組全体の目的」の達成度を確認する。その際、定量的な判断根拠（データや指標等）や定性的に判断できる事例等を確認。
 ・そのうえで、取組全体の目的の核となる部分を満たしていれば「達成」と判断

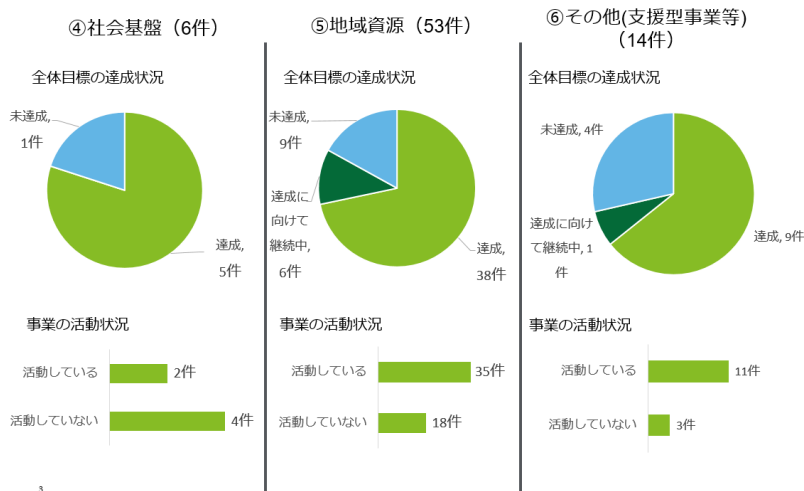
事業の活動状況



「新しい東北」先導モデル事業の現状について：分野別



「新しい東北」先導モデル事業の現状について：分野別



出所) 令和2年6月11日 復興推進委員会（第34回） 参考資料3 「新しい東北」先導モデル事業
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20200611_sanko3.pdf (令和5年7月3日閲覧)

図表 3-4-9 被災地で展開されている先導的なモデルの具体例

被災地で展開されている先導的な取組

①安心して暮らせる「コミュニティの形成」

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

ボランティア等の地域住民が積極的に参加する、新しい子どもの遊び場づくり活動を実践。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成にも寄与。



次世代型地域包括ケア(被災者、障害者も対象)

医療・介護の専門職だけでなく、市や事業者、地域住民など、福祉・医療・介護・生活支援を行う者も連携。被災などで健康状態が悪化した市民を支援するための仕組みづくりを推進。



コミュニティ・サポートのプロトタイプ開発

元気シニアを中心とした高齢者等が、地域を支える側として、共助的なコミュニティ支援(子どもの居場所づくり、健康づくり等)を実施するシステムを構築。



栄養士、保育所と連携した高齢者の健康づくり

仮設住宅の高齢者の生活不活発病や孤独という問題を解決するため、保育所の給食を利用した食事受取の仕組みづくりを推進。(栄養士による適切な食事管理、子どもとのふれあい等)



ICTを活用した無人販売所プロジェクト

セルフレジを活用したプリペイド決済方式の無人販売所システムを設置。利用者自らが操作して日用品等を購入できる仕組みにより、買い物の利便性を向上。



地域住民が主体となった地区防災計画

公開型ワークショップにより専門家の知見と地元の体験を共有するとともに、個人単位の「避難カルテ」の作成を通じて住民主体の地区防災計画を作成。他地域への横展開に向け、ノウハウを汎用化。



②生活の糧となる「産業・生業の再生」

中山間地域での新たな農業モデルの実現

中山間地域で植物工場を活用した低コスト・省力化栽培方法を確立。機能性野菜の生産方法や鮮度保持表示について検証し、新たな市場開発を目指す。



林業と地域を再生させる新商品開発

地元の杉間伐材を活用し、付加価値の高い高級割り箸を製造。木材の仕入れから製品の販売まで一貫した事業は全国でも稀。復興ビジネスコンテスト大賞受賞。



浜の未利用資源の高機能性食品化

持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。



東北発「被災地花き」ブランドの創造

東北産花きの販路の拡大やブランドの確立等を目指し、日持ちが良く華やかな高品質プーケ等の新たな商品開発、プロモーション活動、生産者への教育活動等を推進。



温泉熱を活かした六次化産業創出

再生可能エネルギー資源(温泉熱)を活用し、6次化商品や、環境学習等を目的としたニューツーリズム商品を開発。「エコ温泉」をテーマに地域を活性化。



「旅館」のブランド価値向上

グローバル市場での旅館の価値向上を目指し、旅館側の送客手数料負担を求めない旅館専用予約サイト(RYOKAN EXPERIENCE)のビジネスモデルを提案し、本格運用を開始。



東北産品の海外展開加速化

生産者・食品事業者などが輸入条件の厳しい欧州や米国に対してもチャレンジできるよう、メディアやSNS等を活用して現地の趣向を容易に商品開発やプロモーションに反映できる手法を確立。



高校生がつくるキャリア教育プロジェクト

職業観の醸成や地域の将来を考えるきっかけづくりのために、高校生が主体となって地域の様々な業種の大人や高校と連携したキャリア教育プロジェクトを実施。



出所) 東日本大震災からの復興の状況と最近の取組 [平成 27 年 11 月版] (復興庁)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/201511_pamphlet.pdf (令和 5 年 7 月 3 日閲覧)

3. 「新しい東北」官民連携推進協議会

(1) 概要

「新しい東北」官民連携推進協議会は、被災地で事業を展開している多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進めて、様々な連携を推進するために、復興大臣の呼びかけの下、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPOのトップを設立発起人14として、平成25年12月に設立された。日本商工会議所、（一社）日本経済団体連合会及び（公社）経済同友会が代表となり、その他の設立発起人となった者の団体が副代表となった。また、平成26年1月には、会員による被災地での取組や支援策、官民連携推進協議会や会員が開催する各種イベントの情報等を掲載する「新しい東北」ポータルサイトが構築された。

その後、平成26年7月には協議会の分科会として、「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」、同年11月には「販路開拓支援チーム」、平成27年2月には「地域づくりネットワーク」が設置された。さらに、同年4月には「企業連携グループ」が設置され、同グループの下部組織として「販路開拓支援チーム」が位置付けられるとともに、「企業復興支援ネットワーク」と「ハンズオン支援専門家プール」が新設された。

官民連携推進協議会では、コミュニティ形成や産業・生業の再生など様々な分野の取組主体の会員が一堂に会して、情報共有や意見交換を行うため、平成25年度から「新しい東北」交流会¹⁵が開催された。同交流会は、各種支援策と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場として機能した。また、平成27年度からは、会員が他団体と連携して新たな取組を実施する同士や会員と民間との連携促進を目的とした連携支援制度や連携セミナー制度が実施された。

さらに、被災地以外の地域において被災地の現状を知ってもらい、関係者間の連携を図ることを目的として、平成28年度からは、交流会の一環として、「新しい東北」ミーティングや一般の方も参加することが可能な「新しい東北」フォーラムが開催された。また、会員宛ての定期的なメールマガジンやFacebookを活用した情報発信も行われ、平成29年からは、被災3県の主要関係機関による情報共有・意見交換が図られるよう、各県において、意見交換会や連携型交流会が開催されている。

(2) 実績

官民連携推進協議会は、平成25年12月に会員数563でスタートし、令和3年3月末には1,313に達した。会員の種類別の構成比をみると、民間企業が31%と最も多く、次いで、地方公共団体が

¹⁴ （一社）日本経済団体連合会会長、（公社）経済同友会代表幹事、日本商工会議所会頭、（株）日本政策投資銀行代表取締役社長、（株）みずほ銀行取締役副頭取、（株）三菱UFJ銀行頭取、（株）三井住友銀行頭取兼最高執行役員、信金中央金庫理事長、全国信用協同組合連合会理事長、（株）岩手銀行代表取締役頭取、（株）七十七銀行取締役頭取、（株）東邦銀行代表取締役頭取、岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、国立大学法人岩手大学学長、国立大学法人東北大学総長、国立大学法人福島大学学長、特定非営利活動法人いわて連携復興センター代表理事、（一社）ふくしま連携復興センター代表理事及びみやぎ連携復興センター代表。

¹⁵ 「新しい東北」ミーティング、「新しい東北」フォーラム等を含む。平成27年度までは「交流会」は被災3県で開催され会員のみが参加するものという位置付けであった。また、『「新しい東北」ミーティング』は被災3県以外の地域で開催し、被災地の現状を知ってもらい、関係者間連携を主目的とするもの、『「新しい東北」フォーラム』は会員の取組の情報発信を主目的とし、一般の方も見学・参加できるものとされていた。

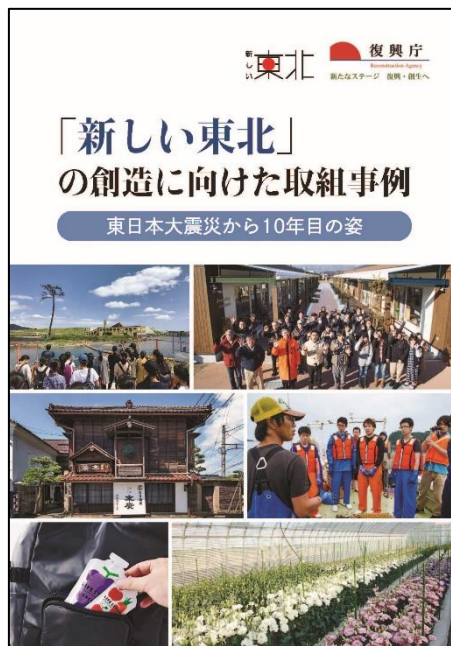
13%となっている。また、会員の所在地については、被災3県が55%、被災3県以外が45%となっている（いずれも令和4年3月現在）。

会員の交流会は、平成25年度から令和2年度にかけて計17回開催された。交流会会場に設けられたブースへの支援団体の出展による支援対象地域の拡大、交流会で情報交換をした企業同士の連携による新たなイベントの企画・実施、官民連携推進協議会や会員団体が提供している支援制度の利用促進等の実績が上がっている。

また、被災3県に所在する金融機関、行政機関、大学、NPO等の副代表団体が集まって、各県ごとに開催する意見交換会及びその成果としてのフォーラム等が平成29年から令和2年度にかけて55回程度実施された。この意見交換会等を通じて、被災地における課題や「新しい東北」の創造に向けた取組状況についての情報共有・発信とともに、多様な主体間の関係の深化等が図られてきた。

令和2年度には、官民連携推進協議会の運営する事業において行われた、これまでの取組で蓄積したノウハウ・好事例についてとりまとめ・分析が行われ、65事業者の取組が事例集としてまとめられている。

図表 3-4-10 「新しい東北」の創造に向けた取組事例 東日本大震災から10年目の姿（令和3年3月復興庁）



出所) 復興庁HP 「新しい東北」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html> (令和5年7月3日閲覧)

図表 3-4-11 協議会会員数の推移

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
563	681	811	920	1,287	1,305	1,315	1,312	1,313	1,310

※平成25年数字は協議会設立時（12月）の会員数、以降各年の数字は3月31日時点の会員数。

図表 3-4-12 会員の種類の登録状況（令和4年3月25日現在）

会員の種類	登録団体数	構成比
経済団体	85	6%
民間企業	408	31%
各種協同組合等	61	5%
NPO 法人	52	4%
公益法人等	128	10%
独立行政法人等	19	1%
大学等	113	9%
地方公共団体（都道府県）	37	3%
地方公共団体（都道府県以外）	134	10%
国の行政機関	24	2%
その他	226	17%
代表及び副代表団体	21	2%
計	1,308	100%

図表 3-4-13 協議会会員団体の所在地（令和4年3月25日現在）

会員の所在地	登録団体数	構成比
被災3県	720	55%
岩手県	134	10%
宮城県	338	26%
福島県	248	19%
被災3県以外	588	45%
合計	1,308	100%

図表 3-4-14 交流会等の開催実績¹⁶

平成26年3月16日	平成25年度第1回会員交流会	宮城県仙台市
平成26年9月29日	平成26年度第1回会員交流会	岩手県盛岡市
平成26年11月26日	平成26年度第2回会員交流会	福島県郡山市
平成27年2月8日	平成26年度第3回会員交流会	宮城県仙台市
平成27年5月30日	「新しい東北」ミーティング in 神戸	兵庫県神戸市
平成27年7月4日	「新しい東北」ミーティング in 東京	東京都港区
平成27年7月26日	平成27年度第1回「新しい東北」交流会 in 遠野	岩手県遠野市
平成27年10月12日	「新しい東北」フォーラム in 仙台	宮城県仙台市
平成27年11月7日	平成27年度第2回「新しい東北」交流会 in いわき	福島県いわき市
平成28年2月11日	平成27年度第3回「新しい東北」交流会 in 仙台	宮城県仙台市
平成28年11月19日	平成28年度第1回「新しい東北」交流会 in 郡山	福島県郡山市
平成28年12月17日	平成28年度第2回「新しい東北」交流会 in 釜石	岩手県釜石市
平成29年2月9日	平成28年度第3回「新しい東北」交流会 in 仙台	宮城県仙台市
平成30年2月18日	平成29年度「新しい東北」交流会	宮城県仙台市
平成31年2月17日	平成30年度「新しい東北」交流会	宮城県仙台市
令和2年2月14日	令和元年度「新しい東北」交流会	宮城県仙台市
令和3年2月22日	令和2年度「新しい東北」交流会	宮城県仙台市

¹⁶ この他、復興庁主催で、平成28年6月6日に「東日本大震災5周年復興フォーラム」（東京都千代田区）、平成28年6月11日～28日に「交流ミーティング in 東京」（東京都千代田区）、平成29年6月11日・12日に「復興フォーラム in 大阪」（大阪府大阪市）が開催。

図表 3-4-15 平成 30 年度「新しい東北」交流会 開催案内

3章
新たな取組

図表 3-4-16 3県での意見交換会の実績（岩手県）

平成 29 年 3 月 24 日	岩手ブロック官民連携推進協議会（第 1 回）	盛岡市（岩手復興局）
平成 29 年 5 月 22 日	岩手ブロック官民連携推進協議会（第 2 回）	盛岡市（岩手復興局）
平成 29 年 8 月 28 日	岩手ブロック官民連携推進協議会（第 3 回）	盛岡市（岩手復興局）
平成 29 年 12 月 6 日	岩手ブロック官民連携推進協議会（第 4 回）	盛岡市（岩手復興局）
—	ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催 P R イベント 平成 29 年度岩手三陸地域における関係人口の増加に向けた調査	
平成 30 年 3 月 9 日	岩手ブロック官民連携推進協議会（第 5 回）	盛岡市（岩手復興局）
平成 30 年 6 月 11 日	平成 30 年度第 1 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
平成 30 年 9 月 3 日	平成 30 年度第 2 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
平成 30 年 12 月 17 日	「関係人口×〇〇で考える三陸の未来」～復興を通じて生まれた関わりあいを深めるには～（ワークショップ）	宮古市
平成 31 年 3 月 8 日	平成 30 年度第 3 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
令和元年 6 月 27 日	令和元年度第 1 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
令和元年 9 月 4 日	令和元年度第 2 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
令和元年 11 月 25 日	さんりく事業成長セミナー・交流会 ～オール岩手で経営層をサポートします！～（セミナー、相談会、交流会）	大船渡市
令和 2 年 1 月 20 日	令和元年度第 3 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
令和 2 年 6 月 27 日	令和 2 年度第 1 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局） （オンライン）
令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年度第 2 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局）
令和 3 年 1 月 23 日	いわて沿岸とつながる交流会 ～これまでの 10 年を未来の力に～（ワークショップ）	陸前高田市（オンライン）
令和 3 年 3 月 4 日	令和 2 年度第 3 回意見交換会	盛岡市（岩手復興局） （オンライン）

図表 3-4-17 3県での意見交換会の実績（宮城県）

平成 29 年 3 月 15 日	平成 29 年第 1 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 29 年 6 月 13 日	平成 29 年第 2 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 29 年 9 月 20 日	平成 29 年第 3 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 29 年 11 月 13 日	平成 29 年第 4 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 30 年 1 月 31 日	NEW TOHOKU PITCH Vol. 0	仙台市
平成 30 年 3 月 15 日	平成 29 年第 5 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 30 年 6 月 7 日	平成 30 年度第 1 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 30 年 9 月 12 日	平成 30 年度第 2 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
平成 31 年 2 月 5 日	「南三陸をつなげる 30 人」～個々の活動の可視化による町のブランド化と担い手育成～（ワークショップ）	南三陸町
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度第 3 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
令和元年 6 月 13 日	令和元年度第 1 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
令和元年 10 月 18 日	令和元年度第 2 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
令和 2 年 1 月 24 日	牡蠣で東松島を盛り上げよう！～牡蠣を観光まちづくりのシンボルに～（ワークショップ）	東松島市
令和 2 年 2 月 17 日	令和元年度第 3 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
令和 2 年 6 月 12 日	令和 2 年度第 1 回意見交換会	仙台市（宮城復興局） （オンライン）
令和 2 年 9 月 1 日	令和 2 年度第 2 回意見交換会	仙台市（宮城復興局）
令和 2 年 11 月 18 日	みやぎ復興官民連携フォーラム ～東日本大震災 10 年目の今、復興をきっかけに生まれた『連携』の姿とその将来像を考える～（フォーラム）	仙台市
令和 3 年 2 月 2 日	令和 2 年度第 3 回意見交換会	仙台市（宮城復興局） （オンライン）

図表 3-4-18 3県での意見交換会の実績（福島県）

平成 29 年 2 月 24 日	平成 29 年第 1 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 29 年 6 月 14 日	平成 29 年第 2 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 29 年 9 月 6 日	平成 29 年第 3 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 29 年 12 月 4 日	平成 29 年第 4 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 29 年 12 月 16 日	福島県観光物産館リニューアルオープンに合わせた取組	福島市
平成 30 年 2 月 22 日	日本酒を中心に伝統工芸品などをライフスタイルに浸透させることについて考えるアイデアソン	東京都千代田区
平成 30 年 3 月 29 日	平成 29 年度第 5 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 30 年 5 月 30 日	平成 30 年度第 1 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年度第 2 回意見交換会	福島市（福島復興局）
平成 30 年 12 月 2 日	ふくしまキャリア探求ゼミ～ふくしまでの新しい働き方・チャレンジの仕方について知ろう～（ワークショップ）	福島市
平成 31 年 1 月 30 日	平成 30 年度第 3 回意見交換会	福島市（福島復興局）
令和元年 6 月 18 日	令和元年度第 1 回意見交換会	福島市（福島復興局）
令和元年 9 月 10 日	令和元年度第 2 回意見交換会	福島市（福島復興局）
令和元年 12 月 8 日	ふくしまキャリア探求ゼミ～自分らしいキャリアデザインを考えよう～（ワークショップ）	福島市
令和 2 年 1 月 31 日	令和元年度第 3 回意見交換会	福島市（福島復興局）
令和 2 年 6 月 10 日	令和 2 年度第 1 回意見交換会	福島市（福島復興局） （オンライン）
令和 2 年 9 月 3 日	令和 2 年度第 2 回意見交換会	福島市（福島復興局）
令和 2 年 11 月 20 日	ふくしまプラクティス 2020 —実践者が語る 10 年の経験とこれからの挑戦—（ワークショップ）	双葉郡檜葉町
令和 3 年 2 月 5 日	令和 2 年度第 3 回意見交換会	福島市（福島復興局） （オンライン）

(3) 連携支援制度・連携セミナー制度

平成 27 年 8 月、官民連携推進協議会の会員による他団体と連携した新たな取組を支援するために連携支援制度が創設された。会員と他団体との連携による課題解決に向けた勉強会、ワークショップ等の開催経費の一部を支援¹⁷するとともに、協議会ウェブサイトなどを通じて、その取組の周知広報等の支援を行うもので、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて計 99 件利用された。

さらに、平成 28 年 5 月には、主催及び共催団体の関係者以外の一般参加が認められる公開型のセミナー、ワークショップ等の開催経費の一部¹⁸を支援するとともに、活動の普及・展開や参加者の募集等について支援を行う連携セミナー制度が創設された。当該制度は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて計 55 件利用された。

これらの制度の活用によって、

- ・ 交流会を契機に連携した団体によるイベントの共同開催
- ・ 協議会ウェブサイトで支援活動を展開する企業等の後援による被支援団体間の交流会の開催
- ・ 住民・行政・専門家等が被災地の課題を議論するシンポジウムの複数年にわたる継続開催
- ・ 連携支援制度による勉強会で得られた知見の連携セミナー制度による発信

などの事例創出につながった。

図表 3-4-19 連携支援制度・連携セミナー制度の利用実績（採択件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
連携支援制度	7	29	39	21	3	0	99
連携セミナー制度	—	9	14	24	3	5	55

¹⁷ 平成 27 年度：1 件につき上限 10 万円。平成 28 年度～平成 30 年度：1 件につき上限 20 万円。令和元年度・令和 2 年度：1 件につき上限 10 万円。なお、令和元年度以降は 1 団体当たり年度内 2 回（連携支援制度・連携セミナー制度の合計）の利用上限が設けられている。

¹⁸ 平成 28 年度～平成 30 年度：1 件につき上限 50 万円、令和元年度・令和 2 年度：1 件につき上限 30 万円。なお、令和元年度以降は 1 団体当たり年度内 2 回（連携支援制度・連携セミナー制度の合計）の利用上限が設けられている。

4. 復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）

(1) 目的・経緯

復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）は、金融機関等に産業復興に関する情報を積極的に提供し、被災地での新たな信金供給の創出を目指すとともに、官主導の取組による復旧から、民主導の取組による本格的な復興への橋渡しを目的として、官民連携推進協議会の下に、平成26年7月に設置された¹⁹。

復興金融ネットワークのメンバーは、協議会会員のうち、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、投資ファンド等の資金提供を行う主体で構成²⁰されており、平成26年度以降、被災地において地域産業の復興や地域振興に資する事業を展開している、または、これから取り組もうとしている団体・個人を表彰する「『新しい東北』復興ビジネスコンテスト」のほか、ネットワークのメンバー及び復興庁の取組や外部有識者による先進事例の共有、産業復興に関する意見交換を実施する交流会を令和3年度までの間に計16回開催した。さらに、メンバー同士の闊達な意見交換を目的として、平成27年度、平成30年度及び令和元年度には、復興金融ネットワークの下にさらに、販路開拓等の個別テーマに沿った懇談会が設置され、意見交換が行われた²¹。

また、平成28年2月には、復興金融ネットワークに所属する各メンバーが関わる復興に関する取組をまとめた「復興金融事例集」が公表されている。

平成29年度から令和2年度においては、復興金融ネットワークの会員が共同して行う被災事業者に対する事業支援や被災地における起業・創業に関する取組の支援等を行う、事業者支援促進事業が実施された。

¹⁹ これに先立ち、平成26年7月2日に安倍総理が岩手県大槌町を訪問した際、次のように発言している。

「こうした、なりわい、産業を復興させていく上においても、やはり金融面から支えていくことが大切でありますから、新たなファンドの仕組みを作って、強力に金融面で復興、なりわいの再生を支えていくよう根本復興大臣に指示をいたしました。」

²⁰ メンバーは35団体（令和3年3月31日時点）。

²¹ 平成27年度には、「起業・創業」「販路開拓・本業支援」「地方創生」「福島復興」の4つの懇談会を設置。平成30年度には、「販路開拓」「事業承継」「福島復興」の3つの懇談会を設置。また、令和元年度には、「海外販路開拓」「インバウンド・観光振興」の2つの懇談会を設置。

図表 3-4-20 復興金融事例集（平成 28 年 2 月 11 日）概要



復興金融事例集
～東日本大震災からの復旧・復興、
「新しい東北」の創造を支える金融の姿～

③創業・起業、新事業開拓、成長支援（13事例）

専門家、自治体と協働したファンドによる
起業支援の取組 （盛岡信用金庫）

震災からの復旧・復興に際して被災地内外の金融機関等による被災事業者等への積極的な支援の取組事例や、創造的復興、地方創生につながる先進的な取組事例を収集（5分野、全63事例）。
このような事例を公表、共有することにより、「新しい東北」の創造を支える金融の姿を示すとともに、これからの復興・創生に向けた金融機関等による取組を促進。

【被災地の課題・復興のステージに応じた取組例】

①震災被害からの復旧・再生（24事例）

原災で移転を余儀なくされた事業者の
事業再開に係る支援 （あぶくま信用金庫）

原発事故により休業を余儀なくされた富岡町の事業者（ホテル業）に対し、グループ補助金や外部機関の活用等によりいわき市内での事業再開を支援。
震災と原災により厳しい状況にある福島県浜通りの事業者を積極的に支援。



ホテル外観

④被災地域の再生・活性化に向けた取組（13事例）

大槌商業開発株に対する早期事業再建に向けた支援 （岩手銀行）

津波で被災したショッピングセンター「マスト」を運営する大槌商業開発株に対し、復興ファンド「岩手元気いっぱいファンド」を軸とした新規融資、グループ補助金の活用を通じて同社の再建を支援。
ショッピングセンターは震災と同年の平成23年12月に事業再開。地域暮らし、賑わいの核となる商業施設の早期復旧を実現し、地域の復興を促進。



復旧後の外観

②本業支援・販路の開拓（8事例）

海外販路を目指す被災事業者での統一ブランド
確立による海外販路開拓支援 （七十七銀行）

石巻市の水産加工業者6社が、海外販路開拓を目指し統一ブランドを立ち上げ。七十七銀行が専門部署で各段階でのきめ細かな政府補助施策の活用提案や手続き支援、海外金融機関、外部専門機関と連携して支援。
取組を通じて3社が香港、台湾等への輸出を開始。
継続的な販路を確立するなど売上回復に向けた取組が実を結びつつある。



香港の商談会

⑤支援態勢の強化（組織全体としての継続的な取組）（5事例）

地元企業応援部の設置及び復興支援担当者の配置 （仙台銀行）

仙台銀行では、中小規模事業者等への復旧・復興及び成長を積極的に支援するため、事業再生担当者、復興融資担当者などを配置した「地元企業応援部」を設置。
じもとホールディングスとして積極的に取り組んでいる本業支援を通じ、宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを推進。



山形県のスーパーマーケットと
ビジネスマッチング

【照会先】復興庁 復興金融ネットワーク担当
<http://www.newtohoku.org/fukkoNetwork> TEL:03-5545-7283

出所)「新しい東北」官民連携推進協議会 HP 復興金融事例集
<https://www.newtohoku.org/fukkoNetwork5.html> (令和5年7月3日閲覧)

(2) 「新しい東北」復興ビジネスコンテスト

被災地における地域産業の復興や地域振興に資する事業又は事業計画について、資金供給を呼び込み、その発展や事業化を支援するとともに、これらを被災地内外に周知し、被災地の産業復興に向けた事業・産業創出の機運醸成を図ることを目的として、平成25年度にはりバイブジャパンカップを、平成26年度以降は「新しい東北」復興ビジネスコンテストを開催した。本コンテストと被災3県内で行われているコンテストの大きな違いとしては、首都圏等に所在する大手企業とのネットワークの強さという点が挙げられ、本コンテストの実施に当たっては、審査過程で応募案件の事業化に向けた専門家のアドバイスが提供されるとともに、受賞後には「新しい東北」交流会などを通じて受賞案件について情報発信する機会が設けられるなど、投資家や起業支援団体などの事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援が行われた。この結果、令和2年度までに84事業者が新たな販路獲得等を実現した。

図表 3-4-21 「新しい東北」復興ビジネスコンテスト等の各年度の実施状況

	募集期間	応募件数	受賞者数	顕彰式 実施日
平成 25 年度 ²²	平成 25 年 8 月 21 日～10 月 15 日	304 件	23 件	平成 26 年 2 月 14 日
平成 26 年度	平成 26 年 7 月 15 日～9 月 16 日	133 件	10 件	平成 26 年 11 月 26 日
平成 27 年度	(ビジネス部門) 平成 27 年 5 月 29 日～7 月 14 日 (アイデア部門) 平成 27 年 7 月 6 日～8 月 28 日	492 件	21 件	平成 27 年 10 月 21 日
平成 28 年度	平成 28 年 6 月 27 日～9 月 5 日 (学生による事業プランは 9 月 21 日締切)	239 件	15 件	平成 28 年 11 月 19 日
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 23 日～8 月 31 日	187 件	14 件	平成 29 年 11 月 8 日
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 22 日～8 月 20 日	149 件	16 件	平成 30 年 11 月 22 日
令和元年度	令和元年 6 月 12 日～8 月 19 日 (学生アイデア部門は 9 月 3 日締切)	92 件	17 件	令和元年 11 月 22 日

²² 平成 25 年度はリバイブジャパンカップに関する記載。

5. 地域づくりネットワーク

(1) 目的・経緯

先導モデル事業等の「新しい東北」に関する取組の横展開等を通じて、各地域の課題に応じた新しい挑戦を推進するため、官民連携推進協議会の分科会の一つとして、被災地自治体をメンバーとする「地域づくりネットワーク」が平成27年2月に設立された（設立当初のメンバーは62自治体、令和4年9月現在71自治体）。

地域づくりネットワークでは、「ノウハウや情報の共有」、「課題解決のサポート」、「自治体組織の活性化支援」を3本の柱として、交流会の開催、自治体版ハンズオン支援事業等の取組を行ってきた。また、取組の実施に当たっては、復旧から復興へとステージが移行する中で、被災自治体が自立を目指していく上で、地方創生²³の施策も十分に活用できるように、きめ細かな支援が行われてきた。

1本目の柱「ノウハウや情報の共有」のために、平成27年度・平成28年度には、地域づくりの代表事例や先導モデル事業等のノウハウの共有や、自治体間で課題等を意見交換する交流会が開催された。

図表 3-4-22 地域づくりネットワーク交流会の開催実績

平成27年2月8日	第1回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）
平成27年7月8～9日	平成27年度第1回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）
平成27年10月13日	平成27年度第2回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）
平成28年2月12日	平成27年度第3回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）
平成28年8月3日	平成28年度第1回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）
平成28年10月28日	平成28年度第2回地域づくりネットワーク交流会（仙台市）

また、平成27年には、自治体キャラバンとして、被災自治体を復興庁職員等が訪問し、「新しい東北」に関係する施策や地方創生の施策に関する情報提供を行うとともに、今後の取組に向けた意見交換が実施された。さらに、地域づくりハンズオン支援事業により支援を受けた団体が「新しい東北」交流会、Fw:東北 weekly 等を活用し、取組について情報発信を行ったほか、地域づくりハンズオン支援事業ガイドブックの作成等が行われた。

2本目の柱である「課題解決のサポート」に関する取組として、地域課題の解決に取り組む自治体や団体によるスタートアップをきめ細かに支援するため、自治体版ハンズオン支援事業（平成27・28年度）、地域自立支援事業（平成28年度）及び地域づくりハンズオン支援事業（平成29年度～）が実施された。

3本目の柱である「自治体組織の活性化支援」に関する取組としては、被災自治体職員への研修を通じて課題解決力の向上や地域横断的な自治体間ネットワーク構築を図る組織活性化研修（平成27・28年度）、地域づくりハンズオン支援事業の支援対象団体の職員等に対する研修（平成29年度～）等が実施された。

²³ 2014（平成26）年9月3日の第2次安倍政権の内閣改造において、地方創生大臣が新設され、同日の閣議において「まち・ひと・しごと創生本部」の設立が決定された（その後、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）により内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置。閣議決定に基づく本部は廃止され、法定の本部に移行。）。

(2) 自治体版ハンズオン支援事業（平成27年度・平成28年度）

自治体版ハンズオン支援事業は、地域づくりネットワークの2本目の柱である「課題解決のサポート」のための事業であり、先導モデル事業等を通じて数多く生まれた先進的な取組を、その地域に定着させ、さらに同様の課題を抱える他の地域に展開・発展させていくために実施された。

支援に当たっては、単なる事業費補助の形をとるのではなく、地域課題の解決に向けて主体的に新たな取組に挑戦する自治体に対して、復興庁、復興庁から委託を受けた支援事業者によって、自治体の取組状況やニーズに応じて、有識者の招聘、先進事例の紹介、ワークショップ・研修会等の開催支援、新商品開発・情報発信・販路開拓等に向けたアドバイスなどのきめ細かな支援が三人四脚の体制で行われた。

平成27年度には9自治体²⁴、平成28年度には10自治体が支援された。【事業費²⁵：平成27年度約6.7千万円、平成28年度：約1.6億円】

図表 3-4-23 自治体版ハンズオン支援事業の事業スキーム



図表 3-4-24 自治体版ハンズオン支援事業 支援対象自治体及びプロジェクト一覧（平成27年度）

平成27年度支援対象自治体	
第1弾（平成27年5月～平成28年3月）	
岩手県久慈市	久慈地下水族館を中心とした交流人口拡大事業
宮城県塩竈市	浦戸諸島の農業・漁業を活かした離島活性化プロジェクト
福島県郡山市	地域住民が主役！住民主体の通いの場創設プロジェクト
福島県川内村	コミュニティと産業を軸とした帰還者支援プロジェクト
第2弾（平成27年10月～平成28年3月）	
岩手県山田町	観光復興ビジョン実現に向けた内外コーディネーター人材育成・活用プロジェクト
宮城県東松島市	地域資源と被災元地を活用した官民連携プラットフォーム構築プロジェクト

²⁴ 平成27年5月～平成28年3月までの第1弾の支援として4自治体、平成27年10月～平成28年3月までの第2弾の支援として5自治体が支援された。

²⁵ 地域自立支援事業、組織活性化研修の実施等に係る費用も含まれる。

福島県福島市	地域資源を活かした交流人口と次世代定住人口の拡大プロジェクト
福島県いわき市	文化創造都市いわきを目指した地域人材育成プロジェクト
福島県飯舘村	住民一人ひとりに寄り添う「までいな村」農業再生プロジェクト

図表 3-4-25 自治体版ハンズオン支援事業 支援対象自治体及びプロジェクト一覧（平成 28 年度）

平成 28 年度支援対象自治体	
岩手県山田町	コーディネーターが「エコツーリズム・体験観光の促進」に向けて活躍できる体制・環境づくり
福島県福島市	福島市民家園を生かした交流人口拡大プロジェクト
福島県郡山市	郡山ブランド向上に向けた魅力連携プロジェクト
福島県いわき市	文化創造都市いわきを目指した共創モデル事業
福島県国見町	地域全体での教育“復興を担う人づくり”プロジェクト
福島県檜葉町	学校再開に向けた地域全体での子どもを支える体制づくりに係る取組
福島県葛尾村	美しい農がある風景を再び かつらお農業再生プロジェクト
福島県飯舘村	住民一人ひとりに寄り添う「までいな村」農業再生プロジェクト
福島県川内村	地方創生を目指して「オールかわうち」で取り組む交流増大プロジェクト
宮城県多賀城市	観光資源を経済効果につなげる人材育成プロジェクト

(3) 地域自立支援事業（平成 28 年度）

地域づくりネットワークの2本目の柱である「課題解決のサポート」のため、平成 28 年度には、地域自立支援事業が実施された。

本事業は、地域課題を解決して被災地の自立につながる取組の地域への定着や更なる普及・展開を図るために、事業立上げに当たり必要な経費を支援（1事業当たり最大 100 万円）するもので、公募により 22 の事業が選定・採択された。また、地域で活動する団体の担い手育成や取組の質と持続性の向上を図るため、「組織人材マネジメント」、「資金調達」、「事業の作り方&発展のさせ方」等についての研修を実施した。

このような地域自立支援事業を実施した結果、各団体の取組の質と持続性の向上等のためには、単なる補助金による支援や研修の実施では限界があり、自治体版ハンズオン支援事業と同様に、個別の団体が直面している具体的な課題に対応したきめ細かなアドバイスやその課題に対応できる専門家を招聘するコーディネーターの関与により、伴走型で支援していくことが重要と考えられた。こうしたことを受けて、平成 29 年度以降は、自治体に加え被災地の民間団体・企業も対象にした形で地域づくりハンズオン支援事業が開始されることとなった。

(4) 地域づくりハンズオン支援事業（平成 29 年度～）

平成 27・28 年度に実施された自治体版ハンズオン支援事業では、行政を対象として支援が行われてきた。しかし、まちづくりや地域活性化に係る取組は、行政のみで実施されるものではなく、地域住民や民間団体等による主体的な活動が必要であり、立場の異なる組織（行政、企業、NPO等）が互いの強みを生かしつつ進めることが求められた。また、前述のとおり、平成 28 年度に実施された地域自立支援事業を通じて、民間団体・企業が抱えている課題を解決して自走させるためにも、自治体版ハンズオン支援事業と同様の伴走型の支援が必要と考えられた。

このため、平成29年度以降から、地域課題の解決に取り組む自治体や民間団体・企業に対して、きめ細かな伴走型支援を行い、課題解決に向けた取組の自走化につなげることを目的として、地域づくりハンズオン支援事業が開始された。同事業では、支援対象団体を公募・決定して、年度を取組内容や達成すべき目標を明記した年間取組計画を策定し、2週間に1回程度の打ち合わせを行いながら、1年間にわたって、団体・住民による課題整理に向けたワークショップや勉強会等の開催、地域内外のネットワークの構築やリーダー育成の支援、有識者の招聘や専門家の派遣、活用可能な助成金や連携先の紹介等が行われている。

また、平成30年度には、国内外の参加者からのアイデアを募って団体の抱える課題解決策を構築するイベントや団体自らのファシリテート能力を向上させる研修を実施した²⁶。

平成29年度から令和2年度にかけて計28件の伴走型支援を実施しており、支援に当たる行政機関や支援事業者に求められるポイントとしては、

- ① 対話から心理的安全性を築くこと
- ② 伴走者と専門家の役割を果たすこと
- ③ とともに悩み、ともに動くこと
- ④ 取組段階に応じた支援を組み立てること
- ⑤ 組織の特徴を踏まえて支援を組み立てること
- ⑥ 計画性と柔軟性を併せ持つこと

が挙げられる。

すなわち、伴走型支援に当たっては、関係者間の思いを受け止め、違いを認め合って相互理解を深めていく「対話」を出発点として、支援対象団体、支援事業者、不足する知見を補う専門家及び行政機関がチームを形成しつつ、あくまでも支援対象団体が主体となって考え、行動するよう、自走を支える地域の「人」と「チーム」の成長の機会を作ることが重要と考えられる。また、支援対象団体の取組が必ずしも当初の予定通りに進むとは限らないことから、ときには柔軟に計画を変更しながら支援を行うことが必要である。さらに、取組自体の成果創出とあわせて、団体の組織的な特徴（設立の経緯、専従者の有無、意思決定の構造等）とそれに起因する人やチームの課題を見極め、それらを可視化し、団体とともに対応を検討していくことが求められる。

このように伴走型支援は、単なる補助金等とは異なり、組織の課題にまで踏み込むことができれば、その取組のみならず、団体自体の自走可能性を一層高めることにもつながる。しかし、支援事業者からも行政職員の参加が不十分だと支援効果が低減するとの指摘がある。伴走型支援においては、職員個人も課題解決に向けた議論に積極的に参加し、各種支援メニューや公的機関へのつなぎなど行政としての強みを生かしたりリソースを提案することが求められる。

²⁶ 専門家派遣型の支援対象団体については、各団体における取組の共有や各団体職員のモチベーションの向上、他地域他団体との情報共有・ネットワーク構築を後押しする交流会型の研修を実施（(5)参照）。

図表 3-4-26 地域づくりハンズオン支援事業の支援実績及び事業費²⁷（平成 29 年度～令和 2 年度）

年度	支援件数	事業費
平成 29 年度	8 件	約 9.6 千万円
平成 30 年度	8 件（うち、専門家派遣型 4 件、共創イベント型 4 件）	約 1.4 億円
令和元年度	8 件	約 1.2 億円
令和 2 年度	4 件	約 9.0 千万円

図表 3-4-27 地域づくりハンズオン支援事業 支援団体事例

○ コミュニティ・カーシェアリングのプログラム化
（（一社）日本カーシェアリング協会）

- ・ 震災後、車が不足していた石巻市において寄付で集めた車両を活用して仮設住宅等でコミュニティ・カーシェアリングを開始した団体。
- ・ ハンズオン支援として、コミュニティ・カーシェアリングの導入支援プログラム開発と他地域への展開支援や、宿泊施設等と連携したタイアップ企画の推進等を実施。



図表 3-4-28 地域づくりハンズオン支援事業ガイドブック（平成 30 年度～令和 2 年度）



出所) 復興庁 HP 「新しい東北」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html> (令和 5 年 7 月 3 日閲覧)

(5) 組織活性化研修等（平成 27 年度～令和 2 年度）

地域づくりネットワークの 3 本目の柱である「自治体組織の活性化支援」のために、平成 27 年

²⁷ 組織活性化研修、地域づくりハンズオン支援事業ガイドブックの作成等に係る費用も含まれる。

度・28年度には、自治体で復興に取り組む職員を対象として組織活性化研修を実施した。同研修は、年間を通じたグループ研修や被災地外で先進的な取組を進めている地域への短期研修によって職員の課題解決力の向上につなげ、得られた知見を各自治体での事業推進に生かすとともに、自治体間のネットワークを構築することを目的とした。

また、平成29年度から令和元年度には、自治体職員に加え、地域づくりハンズオン支援事業の支援対象団体及び被災3県で活動しているその他の団体の職員も対象として、参加者のモチベーションの向上、他地域との情報共有・ネットワーク構築を後押しすることを目的に合宿や交流型の研修が開催された。

さらに、令和2年度には、過年度も含めた地域づくりハンズオン支援事業の支援対象団体の職員が各団体の取組の活性化を図るための研修が実施された。

6. 企業連携グループ

(1) 目的・経緯

平成 26 年の状況として、被災地の地域の基幹産業である水産加工業等について、国の補助金等により施設・設備は復旧しつつある状況にあったが、被災事業者に対するアンケートにおいて震災前の水準に売上げが回復していると答えた事業者が 19.4%にとどまる（被災企業全体では 40.3%）²⁸ など、売上げは回復しておらず、人材の育成・確保や販路の確保が大きな経営課題となっていた。こうした課題の解決に向けて、民間のノウハウを最大限に活用した取組を進めるべく、復興庁から経済界に働きかけを行い、同年 11 月に官民連携推進協議会の下に販路開拓支援チームが立ち上げられた。

さらに、平成 27 年 4 月には、産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、官民連携推進協議会の下の方科会として、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制である企業連携グループが設置された。企業連携グループでは、多様な機関から提供される産業復興施策を、企業支援担当者等を通じて現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するための取組を行っており、そのための組織体制として、既設の販路開拓支援チームが同グループの下部組織として位置付けられるとともに、企業復興支援ネットワーク及び専門家派遣集中支援事業（ハンズオン支援専門家プール²⁹）が創設された。

企業復興支援ネットワークには、関係省庁地方支分部局、県、市町村、産業支援機関（産業振興センター、工業技術センター等）、商工会議所等の官民の支援機関において実際に起業支援を担当する職員がメンバーとして登録されており、企業復興支援メールマガジンの発信、関係省庁各種施策に関する説明会開催、個別相談受付、課題解決のベストプラクティスの紹介などの取組が実施された。

また、専門家派遣集中支援事業や被災地域企業新ハンズオン支援事業³⁰では、被災地で新たな事業を立ち上げる企業等に対して、専門家・専門機関によって助言にとどまらない試作品製作や市場調査等の集中支援が行われた。

こうした支援体制を活用することにより、以前から実施されていた被災地域企業新ハンズオン支援事業、地域復興マッチング「結の場」などの企業連携支援の取組についても、活動が強化された。さらに、地域復興マッチング「結の場」では、被災地域の企業が抱える経営課題の解決を図るために、大手企業等による支援事業の形成の場を提供した。

また、平成 24 年度から被災地の事業者らによる産業復興に向けた新たな挑戦や課題の克服の取組をまとめた産業復興事例集が作成されている。このほか、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、復興に取り組む被災地事業者等の資金調達手法の多様化を図るため「復興庁クラウドファンディング支援事業」を実施した。³¹

²⁸ 出典：東北経済産業局「グループ補助金交付先アンケート調査」より復興庁において抽出。

²⁹ 令和 3 年度以降は、「新ハンズオン支援事業・個社支援」として実施。

³⁰ 令和 3 年度以降は、「新ハンズオン支援事業・グループ支援」として実施。

³¹ 詳細は、6 章（産業・生業の再生）1 節（産業の復興）5（販路開拓、新事業の立上げ等支援）参照。

(2) 地域復興マッチング「結の場」

被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場を提供している。支援提案企業（大手企業等）と被災地域企業とのマッチングを目的に平成24年11月から開催³²されている。令和3年度までに34回開催し、延べ319社の地域企業・団体と、985社の支援企業が参加し、699件の連携事業が成立した。

(3) 被災地域企業新事業ハンズオン支援事業³³

中小企業等が取り組む被災地域における新産業の創出に繋がる新商品開発、新たな販路拡大や既存商品の付加価値化・生産効率化等の事業化に向けて、平成24年度から、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員が、専門家や商工会議所等と連携し、具体的な実務支援（ハンズオン支援）を実施している³⁴。令和3年度までに86件（242社）の支援が行われた。

(4) 専門家派遣集中支援事業³⁵

被災地で新たな事業を立ち上げる企業等に対して、専門家・専門機関が単なる助言にとどまらない集中支援を実施し、受動的な相談対応だけではなく、個々の企業に不足する経営資源や市場情報等に応じて専門家等を積極的に提供している。平成27年度から専門家派遣集中支援事業が実施されている³⁶。令和3年度までに283件の支援が実施された。

(5) 販路開拓支援チーム

販路開拓支援チームでは、被災地の水産加工業が抱える「販路の確保」や「人材の育成・確保」といった課題の克服に向けて、被災地事業の持続的成長を目指す、地域内の連携・協働を促す、サプライチェーン全体で新たなアクションを生み出すという活動の方向性に応じて、取組が実施された。具体的には、平成26年度から平成29年度にかけて計6回、被災地支援に取り組む流通関係団体、投資ファンド、ノウハウ・人材の支援に取り組む企業・団体等³⁷や行政関係者が一堂に会する交流会が開催され、1)～3)に掲げるような復興庁事業、他省庁事業、民間の取組等に関する情報共有が行われた。また、平成30年度には、岩手県・宮城県沿岸部の市町村の担当者が集まり、水産加工業の現状や課題について幅広く情報交換するための意見交換会が開催された。このほか、平成27年7月には、販路開拓支援チームメンバーの民間企業・団体等が行う被災地支援の取組のうち、「販路の回復・開拓」に活用できる、主な取組を紹介するガイドブックを作成・公表している。

³² 詳細は、6章（産業・生業の再生）1節（産業の復興）5（販路開拓、新事業の立上げ等支援）参照。

³³ 令和3年度以降は、「新ハンズオン支援事業・グループ支援」として実施。

³⁴ 詳細は、6章（産業・生業の再生）1節（産業の復興）5（販路開拓、新事業の立上げ等支援）参照。

³⁵ 令和3年度以降は、「新ハンズオン支援事業・個社支援」として実施。

³⁶ 詳細は、6章（産業・生業の再生）1節（産業の復興）5（販路開拓、新事業の立上げ等支援）参照。

³⁷ 平成30年2月時点で、26団体が参加。また、（公社）経済同友会、（一社）日本経済団体連合会、日本商工会議所が協力団体となっている。

図表 3-4-29 交流会等の開催実績

平成 26 年 11 月 26 日	第 1 回 販路開拓支援チーム 交流会	福島県郡山市
平成 27 年 6 月 14 日	第 2 回 販路開拓支援チーム 交流会	宮城県仙台市
平成 27 年 7 月 1 日	第 3 回 販路開拓支援チーム 交流会	東京都千代田区
平成 28 年 2 月 11 日	第 4 回 販路開拓支援チーム 交流会	宮城県仙台市
平成 29 年 2 月 9 日	第 5 回 販路開拓支援チーム 交流会	宮城県仙台市
平成 30 年 2 月 22 日	第 6 回 販路開拓支援チーム 交流会	宮城県仙台市
平成 31 年 2 月 6 日	平成 30 年度 水産加工業に関する意見交換会（岩手）	岩手県釜石市
平成 31 年 2 月 7 日	平成 30 年度 水産加工業に関する意見交換会（宮城）	宮城県仙台市

1) 輸出拡大モデル事業（平成 28 年度）

震災により失われた販路確保等の問題もあり、被災地の水産加工品等の主要製品の売上げの回復が遅れている状況にあった中、全国的に人口が減少傾向にあることを踏まえ、売上げの回復には輸出の拡大も必要と考えられた。そこで、被災地における輸出拡大モデルの構築等の先進的な取組を支援することで、水産品・水産加工品を中心とした被災地産品の輸出拡大の推進に取り組んだ。具体的には、販路開拓に向けたプロモーション、地域特産品の共同輸出体制の構築、広域連携での輸出体制の構築、越境電子商取引販売の拡大に取り組んだ。

図表 3-4-30 輸出拡大モデル事業の支援実績及び事業費（平成 28 年度）

年度	支援件数	事業費
平成 28 年度	8 件	約 1.5 億円

2) ホヤ等販路拡大調査・検討業務（平成 28 年度）

ホヤについては、韓国に対する輸出に依存する構造となっており、平成 25 年 9 月に韓国の禁輸措置が実施されて以降、販路が失われた状況が生じていた。このため、政府間による禁輸措置の解除の働きかけを行うことと並行して、国内の販路を拡大することを目的として、ホヤの生産・流通状況や認知度向上のための取組等に関する調査分析を行うとともに、国内消費の拡大に向けた取組として、平成 29 年 2 月に、生産現場等の視察と併せて、大手食品企業等と地元加工業者とのビジネスマッチングを実施した。

3) チーム化による水産加工業等再生モデル事業（平成 29 年度～令和 2 年度）

被災地水産加工業の業績回復を図るため、販路喪失や人材不足等、それぞれの地域が抱える課題の解決に向け、被災地の水産加工業者等が連携して行う地域ぐるみの取組を募集、ソフト面で支援することにより、被災地の持続的な発展に資するチーム化モデルの構築を推進した。具体的には、複数の水産加工業者等が、それぞれの強みを生かしつつ、連携して販路開拓や人材育成等を行う先進的な取組を支援した。得られた成果については、販路開拓支援チームにおいて共有するとともに、事例集等を通じて対外的な情報発信を行った。

図表 3-4-31 チーム化による水産加工業等再生モデル事業の支援実績及び事業費
(平成 29 年度～令和 2 年度)

年度	支援件数	事業費
平成 29 年度	11 件	約 1.3 億円
平成 30 年度	10 件	約 1.1 億円
令和元年度	12 件 (うち、実施事業 8 件、計画事業 4 件)	約 8.5 千万円
令和 2 年度	4 件	約 8.1 千万円

図表 3-4-32 「チーム化モデル」事例集 (平成 29 年度～令和元年度)



出所) 復興庁 HP 水産加工業の再生に向けた取組

https://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/20160414135417.html (令和 5 年 7 月 3 日閲覧)

(6) 産業復興事例集

被災地における先行事例の調査を実施し、その成果を広く周知することにより、被災地の抱える課題の解決や新たなプロジェクトの創出を支援するため、平成 24 年度から産業復興事例集が作成されている。令和 2 年度までに 340 件の事例が掲載された。また、平成 26 年度から特に参考となる企業に対し顕彰が実施された。

図表 3-4-33 産業復興事例に係る各年度の顕彰実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 件	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件

7. その他の取組

(1) WORK FOR 東北（復興人材プラットフォーム構築事業）（平成 25 年度～平成 27 年度）

WORK FOR 東北（復興人材プラットフォーム構築事業）は、平成 25 年 6 月に復興推進委員会において取りまとめられた『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）を受けて、復興のための課題の解決に必要な人材を求める被災地の声とそれに応えたいとする企業等の声をつなぎ、被災地が必要とする人材を企業等から現地に派遣することを目的として、同年 10 月 4 日に開始された取組である。

本事業では、被災地への人的支援を希望する民間企業や就業を希望する個人に対する説明会の開催や専用ウェブサイトを通じた募集人材情報等の発信を通じて、復興人材のマッチングが行われるとともに、復興支援を実施する取組主体等が定期的に集まり情報共有する場として「復興人材支援協議会」³⁸が設置された。

平成 25 年度は復興庁からの委託事業、平成 26・27 年度は（公財）日本財団が実施する事業（復興庁協働事業）として実施された。また、平成 26 年 12 月からは、大手企業からの企業派遣を促進するため、自治体側の受け入れ業務のリストから民間企業が選んでマッチングする仕組みに加え、自治体が業務を限定せずに包括的に派遣要請するスキームを構築し、経済団体へ働きかけを実施した。

平成 25 年度から平成 27 年度までの間で 153 人の人材が被災自治体や団体に派遣され、派遣先の自治体・団体のニーズに応じ、農水産物直売所等の企画立案や 6 次産業化に向けた商品開発、避難先における避難者コミュニティ構築支援、災害公営住宅建設に係る工事関係業務等に携わった。

図表 3-4-34 WORK FOR 東北の派遣実績・事業費

	派遣人数	事業費
平成 25 年度	17 人（企業派遣 4 人、個人派遣 13 人）	約 8 千万円
平成 26 年度	42 人（企業派遣 2 人、個人派遣 40 人）	—（（公財）日本財団が実施）
平成 27 年度	94 人（企業派遣 4 人、個人派遣 90 人）	—（（公財）日本財団が実施）
計	153 人（企業派遣 10 人、個人派遣 143 人）	—

(2) 住まいのこだわり設計事例集（平成 25 年度～平成 26 年度）

平成 26 年 1 月、「新しい東北」の理念を具現化したハード面の事例を「見える化」する、初めての取組として、『新しい東北』住まいのこだわり設計事例集が公表された。

この事例集では、被災地の住まいの復興事業で取り組まれている、人口減少・高齢化・産業の空洞化といった課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、地域や街の魅力を引き出したり、将来を見据えて地域の課題を解決したりする、住まいの「こだわり」や「工夫」を持った災害公営住宅の設計事例が 20 地区、38 事例取りまとめられている。

当該事例集の公表については、事例を広く共有することで、東北のみならず、人口減少・高齢化など同様の課題を抱える日本全国の地域に展開し、「創造と可能性の地」を作り出していく取組につ

³⁸ 経済団体、被災自治体、日本財団、NPO 団体、関係省庁（復興庁、総務省）が主な構成員。

なげていくという狙いがあった。こうした趣旨から、実際に建物が出来上がってから事例集が公表されたのではなく、設計段階からの事例の共有が行われている。

さらに、同様の課題認識を持つ市町村等において横展開が図られたことから、同年6月に13地区20事例が追加され、全33地区58事例が復興庁HPにおいて公表された。

(3) 「新しい東北」官民共同PR事業（平成27年度）

「新しい東北」官民共同PR事業は、「新しい東北」をはじめとした東北の挑戦の成果を全国に情報発信し、復興支援の輪を拡大することを目的として実施した事業である。復興庁単独での情報発信で終わるのではなく、「ひと」「もの」などわかりやすい媒体を持つ民間企業とのタイアップ企画を公募、以下5つの企画を事業化することにより、民間企業のネットワークと連携した情報発信を展開した。【事業費：約4千万円】

1) Creative Summer Camp

全国の29歳以下の若手映像クリエイターが地域の課題解決に取り組む東北の姿を伝える30秒の動画を作成する合宿型映像プログラムを実施した。宮城県石巻、福島県会津、山形県赤湯の3地域を対象として、撮影・現地発表会を行った。また、最終審査会で選出された動画については、年末に渋谷スクランブル交差点のビジョンで放映し、東北の魅力発信を行った。

2) 世界にも通用する究極のお土産―「新しい東北」の挑戦―

平成25年に観光庁の事業として開催された「世界にも通用する究極のお土産―日本の食のブランド化に向けて―」の第2弾として、平成27年に復興庁主催で開催した。一次審査通過の112商品から10商品が「究極のお土産」として選定され、東北を代表する食品を発掘するコンテストの開催を通じて、食品の背景にある復興のストーリーが発信された。選定後も、審査を行った大手百貨店、コンビニ、ネットモールなど複数の流通企業とのタイアップにより、関係イベントの開催、特集記事の掲載等を行い、事業者の販路開拓につながった。

3) 東北ライター塾

東北自らが発信力を養い、東北在住者ならではの視点を取り入れた情報を発信することで、東北を取り巻く現在の環境を風化させないことを目的とし、民間ニュースサイト会社と共同で、東北在住のライターを発掘・養成するプログラムを実施した。また、受講者を対象としたコンテスト（「東北ライターズカップ」）を実施し、入賞者は実際にニュースサイトで記事を掲載し、東北の現状の情報発信に貢献した。

4) 「新しい東北」キッチン

食を通じた触れ合いを通して東北地方の生産者の取組を伝え、東北地方の食材への関心を高めることを目的とし、民間大手レシピサイトと連携し、東北食材を活用したレシピ等を掲載する特設サイトを開設するとともに、料理教室を全国で開催した。また、民間大手口コミサイトと連携し、東京、神奈川、京都、大阪、福岡の全国5都市で東北地方ならではの食材を、各開催地のシェフが東

北ゆかりの調理法やこれまでにない新しいレシピで提供するイベント（「東北おすそわけ Day」）を開催した。

5) ニコニコ町会議 2015 in 岩手県平泉町

大手動画配信サイトが開催する、地域情報発信型の移動式文化祭（「ニコニコ町会議」）の岩手県平泉町での開催に合わせ、会場内に「新しい東北」ブースを設け、被災3県で復興に取り組む13団体が出展した。また、当日は、竹下復興大臣が出席し、7,000人の来場者と16万人強の視聴者に対し、「復興の現状及び未来」について直接メッセージを届けた。

(4) 「新しい東北」情報発信事業（平成28年度）

「新しい東北」情報発信事業は、平成27年度に実施した「新しい東北」官民共同PR事業の後継として、民間等と共同して、「新しい東北」の魅力等を広く全国に発信することにより、広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図ることを目的として実施された。酒・食・技・町・旅・人をテーマに6つの事業が選出されている。【事業費：約1.3億円】

1) 全国へ、世界へ。SNSで広がる東北の酒蔵文化。発信するのは関西・九州で繋がった発信力抜群の女性ファンたち。【テーマ：酒】

東北の豊かな水から生まれた日本酒の魅力情報を発信し、その美味しさや酒づくりの歴史等に対する理解を促進することを目的として実施。百貨店を中心に全国13か所で“地酒BAR とうほく”を開催、また、ファンクラブを組織して会員化するとともに、その会員の代表として女性特派員が東北蔵元を取材し、SNSを活用して全国の地酒ファンに東北の食文化の魅力を発信した。

2) 「ランメシ！東北風土（Tohoku FOOD）」プロジェクト【テーマ：食】

マラソンレースの中で提供される補給食を通じて、東北食材に触れる機会を提供するという新しい切り口で東北の魅力を発信するため、全国のマラソン大会への補給食の提供³⁹やブース出展を展開するとともに、2017年3月に行われた「東北風土マラソン&フェスティバル2017」において、「ランメシ！東北風土（Tohoku FOOD）」の生産者・事業者にも集結の上、参加ランナーや家族、友人等の来場者に直接「東北風土（Tohoku FOOD）」に触れていただく等の取組を実施した。

3) 文化放送×よしもと住みます芸人 「新しい東北」職人技プロジェクト【テーマ：技】

東北の伝統工芸品の魅力と技を、若者を中心に全国へ発信することを目的として実施。東北6県の“よしもと住みます芸人”組による、各地の伝統工芸品とそれを作る職人さんを取材したラジオ番組を放送（計13回）するとともに、各芸人のSNSやラジオ局HPを通じた情報発信を実施した。また、全国規模で開催されている「全国ふるさとフェア2016」において、特設コーナーを設け、東北伝統工芸品のPRを兼ねたイベントを開催した。

³⁹ 2016年8月～2017年3月の間、国内11大会66,190人のランナーに対して、約10万食の補給食を提供。

4) マジカル福島 2016【テーマ：町】

福島ならではの文化、芸術、教育、食等をテーマに映画・音楽・ドラマ・郷土芸能・アニメ・漫画等の多様なコンテンツや地域資源を生かしたプログラムを実施する「マジカル福島 2016」を福島県内各所で開催するとともに、参加型の動画投稿キャンペーン等を通じて、福島の魅力を全国に発信した。

5) All About TOHOKU Resorts【テーマ：旅】

5つの国と地域（アメリカ、香港、台湾、中国、タイ）から選ばれた15人の外国人ブロガー等を活用し、東北の魅力や楽しみ方に関する全110本の記事を制作するとともに、英語、中国語、タイ語への翻訳を通じて、東北の魅力を海外にも情報発信した。また、東北の逸品を購入できる越境ECページも開設し、製品そのものだけでなく、職人の姿や制作工程、製品に込められた思い、背景にある文化などのストーリーと合わせて紹介し、東北訪問への喚起を行った。

6) 東北ローカルジャーナリスト育成事業【テーマ：人】

東北の魅力インターネットニュースとして全国に発信するための継続的な情報発信者（ローカルジャーナリスト）を育てるため、実践的に第一線で活躍するジャーナリストを講師として、東北6県においてローカルジャーナリストの育成講座や合宿プログラムを実施した。

(5) 情報発信ソリューション構築事業等（平成29年度～）

「新しい東北」の様々な取組の成果の普及・展開や取組の自走化に向けて、情報発信力の強化や新たなパートナーづくり等のソリューションを構築するため、平成29年度に情報発信ソリューション構築事業を実施した。同事業においては、NPO、企業、自治体等から情報発信力の強化等を通じて課題解決したいテーマを募集し、共創力で進む東北プロジェクトとして10プロジェクトを選定、イベント参加者からのアイデアや解決手法を活用して、オープンイノベーションによる課題解決を実践する共創イベント（アイデアソン⁴⁰等）を全国で10回開催した。年度末には、事業成果の報告やプロジェクト参加団体やプロジェクトに興味関心を持つ企業や個人が交流を行う場として、交流会を開催した。また、共創イベントに加え、首都圏で広く官民から新規関心層を巻き込む週次の参加型イベント（Fw:東北 Weekly）を計25回開催した。こうしたイベントに係る情報や事業の成果については、SNS等を通じて国内外に情報発信された。

平成30年度には、「新しい東北」の創造に向けたワークショップ企画等業務として、引き続き、Fw:東北 Weekly が計31回開催された。また、令和元年度以降は、名称を変更し、Fw:東北 Fan Meeting として、被災地における復興・地域課題解決に向けた様々な活動等をテーマに、地域の課題を広く共有し、課題解決のための知見を集めるとともに、被災地に継続的に関わる人的ネットワークを構築することなどを目的としたワークショップを開催している（令和元年度：23回、令和2年度17回）。さらに、令和元年度・2年度には、被災地で課題解決に取り組む担い手自らが、アイデアの創出・活用やつながりの構築を継続的に行えるようにするため、地域におけるファシリテーターを育

⁴⁰ アイデアソンとは、多様な主体が主体的に集まり、主体間の相互作用を通じて、課題解決に向けたアイデア創出や新たな商品・サービス・アイデアの創造を目指す共創の場をいう。

成する研修を実施した。

図表 3-4-35 平成 29 年度に実施した共創力で進む東北プロジェクトに係る共創イベント

開催日時	プロジェクト名	開催場所
平成 29 年 7 月 15 日・16 日	「ヒガシ・デ・アエル」～400 年の復興まちづくりと歴史的商家のリノベーションによる文化・観光拠点の創造～（岩手県宮古市）	岩手県宮古市
平成 29 年 8 月 19 日・20 日	シェアリングエコノミーを活用した「共助」によるまちづくり・産業づくり（宮城県気仙沼市）	宮城県気仙沼市
平成 29 年 9 月 9 日・10 日	リアルタイム流通で農産物を繋ぐ ICT 地域商社（福島県郡山市）	宮城県仙台市
平成 29 年 9 月 30 日・10 月 1 日	地域間交流のコラボレーションによる食やまちのブランド向上（岩手県大船渡市）	熊本県熊本市
平成 29 年 10 月 21 日・22 日	被災地外でのファン情勢によるダイレクトコミュニティマーケティング（宮城県石巻市）	東京都千代田区
平成 29 年 10 月 28 日・29 日	ダイバーシティを体現する官民一体のまちづくりスキームの構築（岩手県陸前高田市）	兵庫県神戸市
平成 29 年 11 月 18 日・19 日	福島県でのオープンデータプラットフォームの構築（福島県広域）	福島県いわき市
平成 29 年 11 月 24 日・25 日	東北におけるインアウトバウンド 2.0 の創出（東北広域）	大阪府大阪市
平成 29 年 12 月 1 日・2 日	シニアプログラマー育成におけるオーダーメイド型教育モデルの場づくり（宮城県塩竈市）	広島県広島市
平成 29 年 12 月 16 日・17 日	伝統工芸の継承課題を 3D・VR・AI で解決するオープンプログラム（福島県浪江町）	福島県会津若松市

図表 3-4-36 情報発信ソリューション構築事業等に係る各年度の事業費

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1.2 億円	6 千万円 ⁴¹	6 千万円 ⁴²	4 千万円

図表 3-4-37 SNS を活用した Fw:東北 Fan Meeting 関係情報の発信



⁴¹ 「新しい東北」交流会の開催に関する事業費も含む。

⁴² 同上。

(6) 復興・創生顕彰（平成28年度～）

発災から5年が経過し、復興・創生期間に入ったことを機に、「新しい東北」の創造に向けた取組に大きく貢献している個人及び団体の活動を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から「新しい東北」復興・創生顕彰⁴³を実施している。あわせて、平成28年度には、集中復興期間の5年間に大きく貢献している個人及び団体の活動について、「新しい東北」復興功績顕彰を実施した。これらの顕彰は復興大臣名で行われ、各年度に顕彰式が実施⁴⁴されている。また、復興・創生顕彰については、受賞者及び関係者への取材等を行い、取組の狙いや今後の展望を取りまとめた「新しい東北」事例集を作成・公表⁴⁵している。

図表 3-4-38 復興・創生顕彰等に係る各年度の事業費

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
約2百万円	約4.6百万円	約1.4千万円	約1.4千万円	約1.4千万円

図表 3-4-39 復興・創生顕彰等の各年度の実施状況（平成28年度～令和2年度）

	募集期間	応募件数	受賞者数	顕彰式実施日
平成28年度	平成28年11月14日～12月13日	(復興・創生顕彰) 174件 (個人部門29件、 団体部門145件) (復興功績顕彰) 109件	(復興・創生顕彰) 10件 (個人部門3件、 団体部門7件) (復興功績顕彰) 10件	平成29年2月9日
平成29年度	平成29年10月1日～11月30日	228件	10件	平成30年2月18日
平成30年度	平成30年10月1日～10月31日	132件	10件	平成31年2月17日
令和元年度	令和元年9月2日～9月30日	147件	9件	令和2年2月14日
令和2年度	令和2年9月1日～9月30日	149件	11件	令和3年2月14日

図表 3-4-40 「新しい東北」事例集 ～地域課題解決に向けた取組～



出所) 復興庁HP 新しい東北

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html> (令和5年7月3日閲覧)

⁴³ 令和3年度からの第2期復興・創生期間においては、名称を「復興・創生の星顕彰」と改めている。

⁴⁴ 平成28年度から令和2年度までは、各年度の「新しい東北」交流会のプログラムの一つとして実施。

⁴⁵ 「新しい東北」官民連携推進協議会HP 「新しい東北」復興・創生の星顕彰

<https://www.newtohoku.org/kenshou/index.html> (令和5年7月3日閲覧)

8. 評価と課題

これまで述べてきたように、「新しい東北」の創造に向けては、先進的な取組の発掘・支援をはじめ、関係者間の情報交換・連携のためのプラットフォーム創設、各種イベントや顕彰による情報発信等、多様な取組が行われてきた。これらの事業に共通する考え方としては、「現場に解がある」との認識の下、積極的に現地の課題を探り、「民」の力を活用して、時機に応じた取組を進めるということが挙げられる。

「新しい東北」というフレーズが打ち出された、平成 24 年末から平成 25 年度当初においては、地震・津波被災地域では住宅再建等の工事が本格化し、また、原子力災害被災地域では早期帰還や長期避難者の生活拠点の形成に向けた各種事業が本格化するなど、復興が新たなステージを迎えつつあった。現場においては被災地外から企業や個人が入って活動が行われ、クリエイティブな発想の下で新たな取組を進める機運が高まっていた。

このため、このような現場の先導的な取組を育て、被災地、そして全国に横展開できるよう、行政が事業内容を決定するのではなく、提案型で事業内容を受け付け、柔軟にソフト面での支援を行うことが求められた。また、提案型とすることには、被災地で活動する団体の運営費等を単に補助するのではなく、その事業内容を精査するという意味があった。

こうして創設された先導モデル事業は、これまで中間支援組織や民間企業からの寄付等によって活動していたNPO等に対して、国が直接支援をするというニーズに応えるものだった。こうした支援を行ったことにより、例えば、原子力発電所事故の後、野外で子どもが遊べる居場所の減少に伴い肥満傾向が助長される問題に対応し、屋内遊び場の整備・プレイリーダー（指導役）の育成・学校教育現場での研修会の開催を通じ、子どものより良い生活環境を樹立するモデルや、比較的風評被害を受けにくい栽培法（ポリエステル培地の活用）を取り入れ、市場価値の高い品種（アンズリウム）を栽培し、失われた営農意欲を回復するモデル、仮設住宅への転居に伴い、移動手段の消失と地域コミュニティの解体が生じる中で、住民が中心となったカーシェアリングの運営により、コミュニティの活性化等を実現するモデルなど、被災地において今後の各地でのモデルになるような取組が醸成されていった。

また、事業選定に当たっては、事業の先導性・モデル性等を考慮する一方、補助金頼みの事業にならないよう、申請書には持続可能性の記載を必須とした。結果として、選定された事業の半数以上が令和元年度時点で継続されており、一定の成果を上げたものと考えられる（2.（2）参照）。また、先導的な取組への支援については、むやみに継続しても効果が逡減するため、同事業が3年間に限って実施されたことは合理的である。

一方、選定に当たっての評価には相当の事務的なコストがかかったが、他地域への横展開に十分な成果を上げられなかった、一部の事業は継続的な活動や成果の創出につながらなかったという課題がある。同事業が「社会実験」としての性格を持ち、必ずしも全ての取組成果を上げることは期待できないこと、そして、その取組を最初に始めた団体の取組が上手くいかなかったとしても、こうした失敗事例が知見となり、別の団体がその取組を展開する際の糧となることを考えれば、選定作業については、簡素化・迅速化を図ることも検討すべきである。

また、先導モデル事業終了後を見据え、被災地における各種取組が自立的・継続的に実施されるよう、地元の金融機関や同様の課題に取り組む事業者、CSR活動又は純粋な企業活動として被災地で行われる取組との連携を図りたい被災地外の事業者との情報交換・連携のためのプラットフォ

ームとして、官民連携推進協議会やその下の分科会が設置され、具体的な連携事例等が創出された。さらに、発災から5年が経ち、産業・生業の再生、地域活性化、コミュニティ形成など様々なノウハウが蓄積されてきた時期には、全国的な情報発信の強化等という課題に対応する形で、民間の知見を生かしたプロジェクトやイベントが多数企画され、東北の魅力発信や復興支援の輪の拡大につながった。

一方で、こうした官民の情報交換・連携や一過性のプロジェクト等については、長期的な効果測定が困難であり、また、その効果は当然には持続的なものとはならない。このため、地域において、自立的・継続的に官民の連携体制の構築・運営や魅力発信を行うことが重要である。しかし、「新しい東北」関連事業については、国の事業として実施されてきたこともあり、被災自治体の関与や被災自治体自らの取組との連携・相乗効果が不十分という課題がある。

「新しい東北」という一連の施策は、被災地で培われた課題解決に資する取組を全国各地に展開することまでを視野に入れており、被災地のみの復興支援にとどまるものではない。こうした観点から、先導モデル事業、地域づくりハンズオン支援事業や復興・創生顕彰など複数の事業の事例集がまとめられている。今後、こうして蓄積された事例・ノウハウがさらに普及展開され、全国各地において、人口減少、高齢化、産業空洞化といった課題を解決するための一助となるよう活用されるとともに、今後の大規模災害からの復興において、支援された側が支援する側に回るなどの好循環が生まれることが望まれる。